

糸魚川市駅北大火 被災者・関係者説明会

期日：平成 29 年 9 月 25 日(月)、26 日(火)

場所：ヒスイ王国館 2 階ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 全体説明

(1) ブロックごとの進捗状況について 資料No.1

(2) 復興まちづくり情報センターの設置について 資料No.2

(3) 住宅再建にかかる支援について 資料No.3

(4) 住宅等の再建にかかる固定資産税等の減額制度について 資料No.4

(5) その他

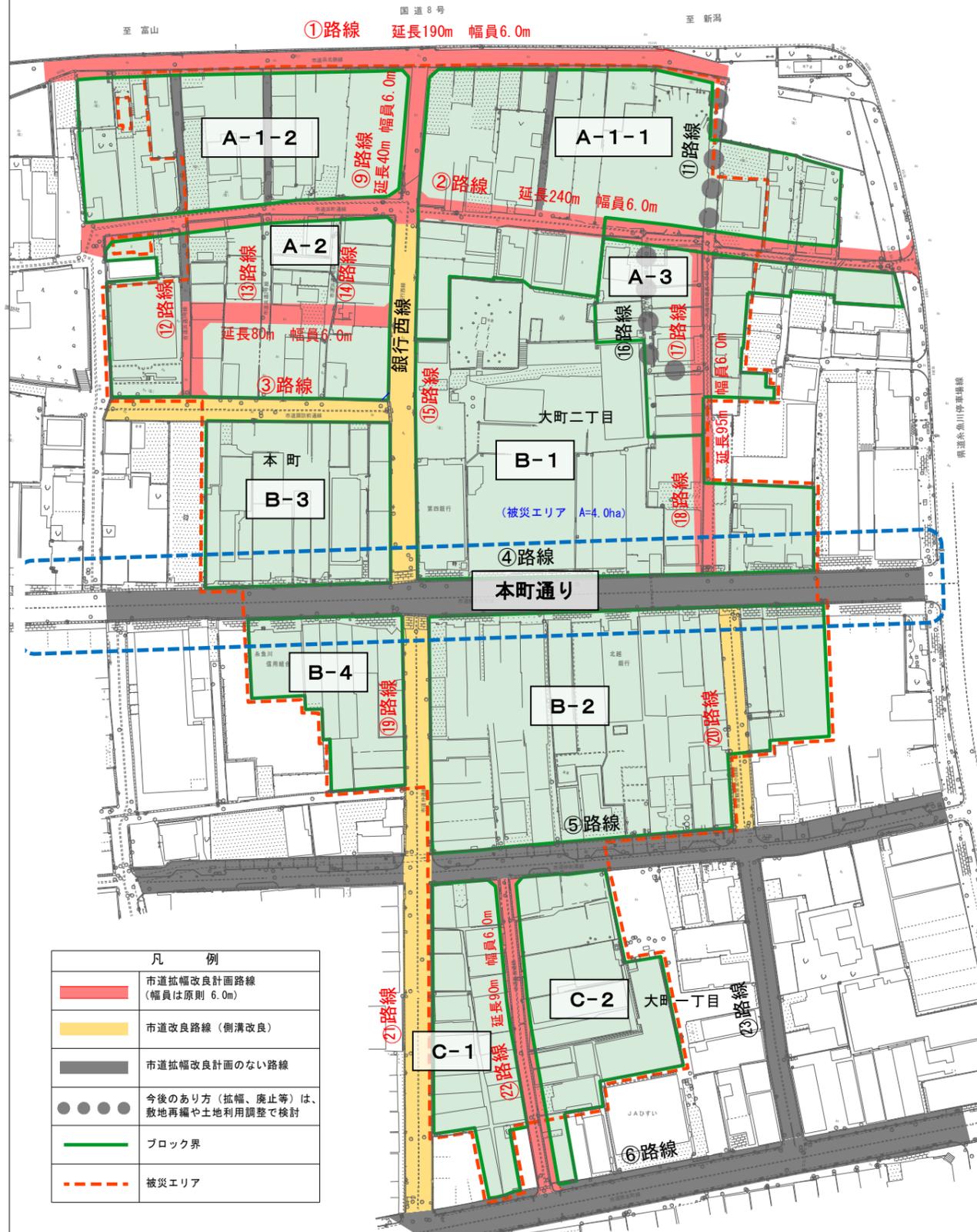
- ・にぎわい創出広場の活用について

4 閉 会

■ブロックごとの進捗状況について

※本資料は、道路拡幅改良計画の素案であり、今後の復興まちづくり計画の検討や地権者との合意形成等により変更される場合があります。

市道拡幅改良計画(案)



| ブロック名 | 意見交換内容、今後の予定等 |
|-------|---|
| A-1-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去完了。 ・ブロックに面する①路線、②路線の市道拡幅改良工事に伴う路線測量を完了。 ・9/7に住宅再建希望者で景観・不燃化など、今後の再建に向けた説明・情報共有を行った。 |
| A-1-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去完了。 ・猪又建設株式会社がブロックに面する①路線、②路線、⑨路線の市道拡幅改良工事契約。 ・9/9にブロック会議開催。景観・不燃化など、今後の再建に向けた説明・情報共有を行った。 ・敷地再編について検討した。 |
| A-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去中、9月末完了予定。 ・9/21のブロック会議で敷地再編事業の同意が得られた。 ・新設市道北側に市営住宅を建設予定。(実施設計を公募型プロポーザル中。) ・10月上旬から株式会社カネタ建設が、③路線、⑮路線の市道側溝改良工事を開始予定。 ・10月下旬に区画整理地内の新設市道工事の入札予定。 |
| A-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去完了。 ・9/15のブロック会議で敷地再編事業の同意が得られた。また、景観・不燃化など、今後の再建に向けた説明・情報共有を行った。 ・10月上旬に⑰路線の拡幅改良工事の入札予定。 |
| B-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去完了。 ・9/11にブロック会議開催。景観・不燃化など、今後の再建に向けた説明・情報共有を行った。 |
| B-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去完了。 ・9/7のブロック会議で敷地再編案について概ねの合意が得られた。 ・10月上旬から株式会社カネタ建設が、⑱路線、⑳路線の市道側溝改良工事を開始予定。 ・10月下旬からにぎわい創出広場の仮造成工事を開始予定。 |
| B-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去完了。 ・9/8のブロック会議で敷地再編事業の同意が得られた。 ・10月上旬から株式会社カネタ建設が、③路線、⑮路線の市道側溝改良工事を開始予定。 |
| B-4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去完了。 ・9/1にブロック会議開催。景観・不燃化など、今後の再建に向けた説明・情報共有を行った。 ・10月上旬から株式会社カネタ建設が、⑱路線の市道側溝改良工事を開始予定。 |
| C-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去完了。 ・9月下旬から株式会社カネタ建設が、㉑路線の市道側溝改良工事を開始予定。 ・10月上旬から創和ジャステック建設株式会社が、㉒路線の市道拡幅改良工事を開始予定。 |
| C-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ(基礎)撤去中、9月末完了予定。 ・10月上旬から創和ジャステック建設株式会社が、㉒路線の市道拡幅改良工事を開始予定。 ・9/8にブロック会議開催。景観・不燃化など、今後の再建に向けた説明・情報共有を行った。 |
| 本町通り | <ul style="list-style-type: none"> ・6月末までに、景観まちづくり勉強会を5回開催。 ・景観・不燃化ガイドライン検討会を2回開催して、ガイドライン案を策定。今後、所定の手続きを踏まえて、ガイドラインとして運用予定。 |

※9月21日現在までの状況をまとめたものです。

(仮称)復興まちづくり情報センターの設置について

1 目的

復興まちづくりを推進する現地拠点として、各種のお知らせや相談受付などを行う。

2 想定する対象者と主な役割

(1) 被災された方

- ・復興の進捗状況のお知らせ（パネル展示など）
- ・社会福祉協議会の生活支援相談員による心配ごと相談
- ・その他、生活再建などに関する相談

(2) 地域住民

- ・気軽に集い、まちづくりなどを話せる場
- ・コミュニティの維持を支援する場

(3) 来街者

- ・復興に関する情報発信
- ・復興まちづくり視察希望者の現地対応

3 開設時期

平成29年10月下旬を予定

4 人員配置（2人程度）

- ・復興集落支援員（身分は市の臨時職員、公募により決定。）

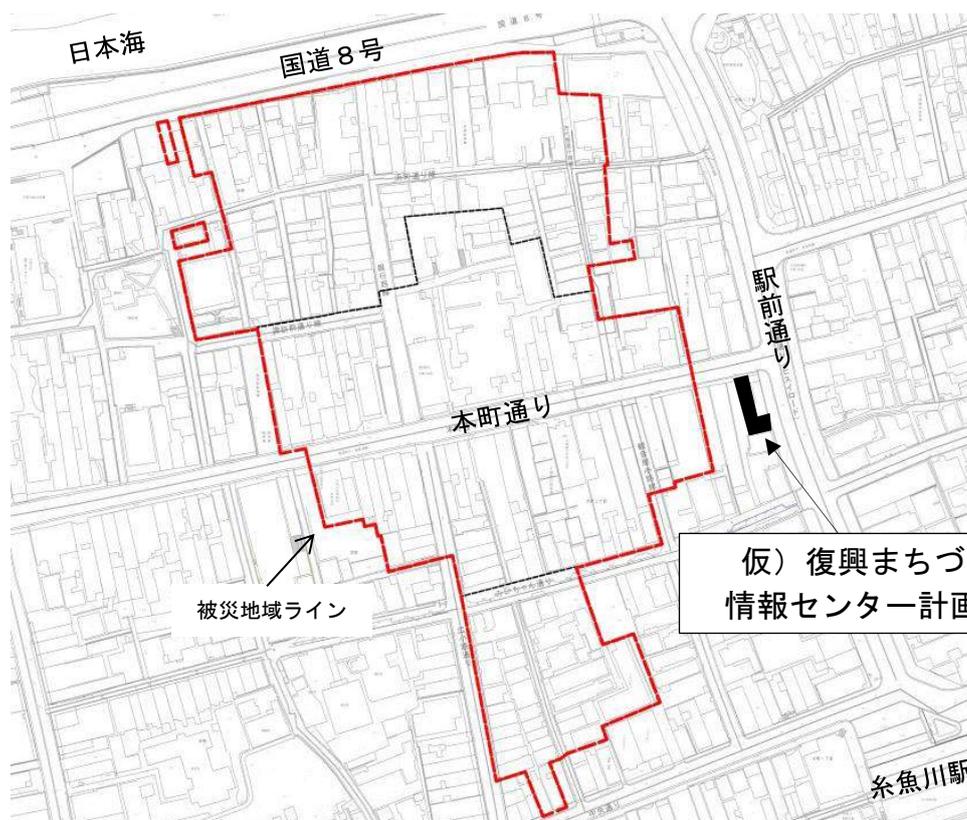
※10月3日（火）応募締切

- ・生活支援相談員

5 開設予定位置

- ・糸魚川市大町 2-1-17 の空き店舗

●位置図



糸魚川市駅北復興まちづくり
「糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト」

景観・不燃化ガイドライン



平成 29 年 9 月

新潟県 糸魚川市

糸魚川市駅北復興まちづくり 「糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト」 景観・不燃化ガイドライン

糸魚川駅北地域の中心市街地を東西に横断する「本町通り（市道横町大町線）」は、旧加賀街道として加賀藩の本陣が置かれていたという歴史を持ち、また全国的にも稀少である雁木が残されています。

この本町通りを中心に、黒色系の瓦で葺かれた平入りの木造建築が軒を連ねる、特徴的で落ち着いたまちなみが多く見られます。

平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火によって、そのまちの多くの部分が焼失しました。平成29年8月に策定された『糸魚川市駅北復興まちづくり計画』では、「災害に強いまち」と同時に、本町通りの歴史的なまちなみの再生や個々の建物の個性を生かしつつ全体として調和のとれた「糸魚川らしいまちなみの再生」を掲げています。

これらを実現するためには、行政が道路や公園等の整備を行うことと、土地や建物の所有者等が「景観」と「不燃化」に配慮した土地利用や建築とが、一体となって取り組んで行くことが必要です。

建物や敷地を不燃化することで、所有者の皆さんの財産が守られるだけでなく、まち全体の防火性能が強化・向上していきます。また景観に配慮した建物や工作物等がつながっていくことで、統一感や連続性のある豊かで良好なまちなみが生まれます。そして、『糸魚川市駅北復興まちづくり計画』が方針として掲げる「災害に強いまち」「にぎわいのあるまち」「住み続けられるまち」が実現していくこととなります。

この「景観・不燃化ガイドライン」は、「不燃化」と「景観」を両立させたまちづくりを推進する上での基準を示すものとして定めるものです。

自らが住み、自らのまちを力を合わせてよみがえらせ「糸魚川らしいまちなみ」を再生していきましょう。

◎景観・不燃化ガイドライン 全体の構成

A. ガイドラインの目的やエリアなど（前提になること）

- p.3 ガイドライン作成の目的
- p.4 エリアの設定・区分と整備方針
- p.5～6 ガイドラインによってめざすこと

B. ガイドラインの内容の概要・要約

- p.7～8 建物景観イメージ
- p.9 景観・不燃化ガイドラインの内容一覧

C. エリア別の具体内容

①本町通り沿線

p.11-12 まとめ

【建物・付属建物について】

- p.13 【1】建物等の構造
- p.19 【2】建物等の配置
- p.23 【3】屋根の素材・形状・色彩
- p.24 【4】外壁の素材・色彩
- p.26 【5】公道に面する開口部の
素材・色彩・修景

【付属施設について】

- p.28 【6】付属施設

【その他について】

- p.29 【7】土地利用

②重点地域 ③計画対象地域

p.31-32 まとめ

【建物・付属建物について】

- p.33 【1】建物等の構造
- p.34 【2】建物等の配置
- p.36 【3】屋根の素材・形状・色彩
- p.37 【4】外壁の素材・色彩
- p.39 【5】公道に面する開口部の
素材・色彩・修景

【付属施設について】

- p.41 【6】付属施設

【その他について】

- p.42 【7】土地利用

「糸魚川市駅北 復興まちづくり計画」～ 第4章 重点プロジェクト

| | 目的 | 主な施策 |
|-----------------------|--|---|
| 1 大火に負けない消防力の強化プロジェクト | (略) | (略) |
| 2 大火を防ぐまちづくりプロジェクト | 大火の拡大を防ぐため、本町通りを延焼遮断帯として機能させるとともに、地区全体の建築物の不燃化を促進します。また、市道の拡幅や防災上有効な公園等の整備などにより、延焼の拡大を防止し、市民と共に他の災害にも強いまちをつくりたいです。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 本町通りにおける延焼遮断帯の形成 ② 木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援 ③ 防災機能を高める市道の拡幅 ④ 消火設備を備えた防災公園の整備 ⑤ 延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進 ⑥ 被災地域における敷地再編による木造の建築物が密集する地域の解消 |
| 3 糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト | 雁木や酒蔵などをはじめとする本町通りの歴史的なまちなみを再生するとともに、個々の建物の個性を生かしつつ、全体として調和のとれた糸魚川らしい景観づくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 雁木再生への支援 ② 地場産材等を活用した復興モデル住宅の推奨、支援 ③ 雁木のあるまちなみと調和する住家や店舗の建築の促進と支援 ④ 道路や歩道の美装化 ⑤ 無電柱化の推進 |
| 4 にぎわいのあるまちづくりプロジェクト | (略) | (略) |
| 5 暮らしを支えるまちづくりプロジェクト | (略) | (略) |
| 6 大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト | (略) | (略) |

◎ガイドライン策定の目的

糸魚川市駅北大火からの復興と再生に向けて、『景観』と『不燃化』の両方に配慮したまちづくりを目指します。

■不燃化の促進

個々の建物の防火性能を高め、市民の生命と財産を守り、まち全体の防火性能を強化・向上します



■良好な景観の形成

個々の建物が景観に配慮しながら連なることにより、全体として調和のあるまちなみ景観を形成します



糸魚川らしいまちなみの再生を目指す取り組みとして、建物の整備やまちなみの形成に関する『景観・不燃化ガイドライン』を定めます。

【「糸魚川市駅北 復興まちづくり計画」より】

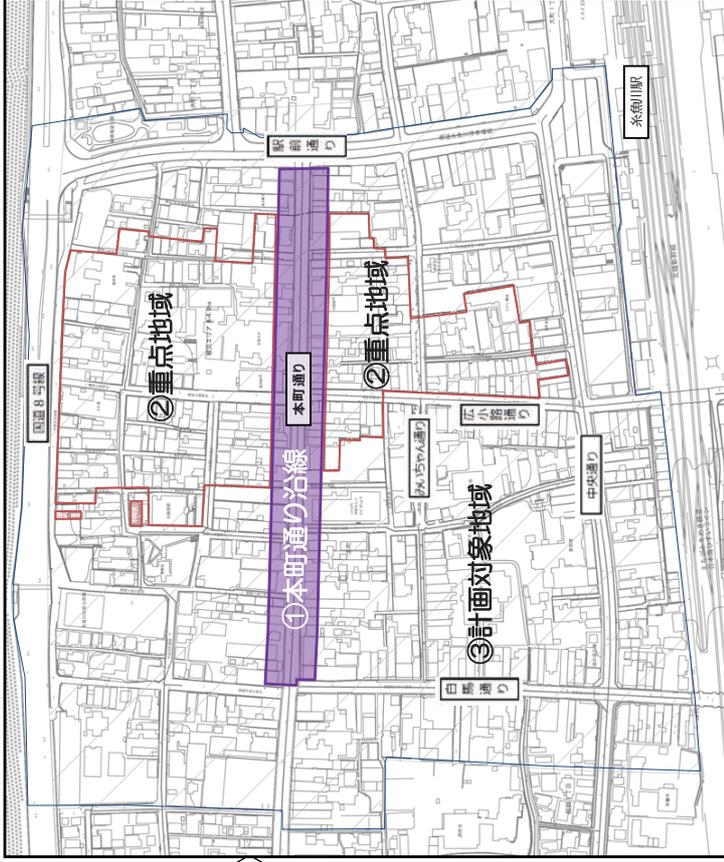
◎まちなみ再生エリアの設定・区分と整備方針

■ まちの将来イメージ



これを
らまえた
エリア
設定

中心市街地のまちなみ再生の取り組みは、①本町通り沿線、②重点地域、③計画対象地域、3つのエリアに区分し、エリア毎に整備を推進します。



【「系魚川市駅北 復興まちづくり計画」より】

景観形成と不燃化の促進を目指すガイドラインの適用と推進・支援は、①本町通り沿線と②重点地域を先行して取り組みます。
③計画対象地域への適用・支援は、復興・再生のための整備・実施状況を考慮して、実施時期を決定します（平成30年度以降を予定）。

①本町通りの沿線

[右上図の紫色の範囲]

- 沿線の建物を、準耐火建築物または耐火建築物という、高い防火性能を持つ建築物として整備し、火災の拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を創出します。
- 歴史的な街道の特徴的な景観要素であ

②重点地域

[右上図の赤色の範囲]

- 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建築物の整備を推奨し、地域の復興の中で不燃化を推進します。
- 建物の形状や色合い等の景観に関

③計画対象地域

[右上図の青色の範囲]

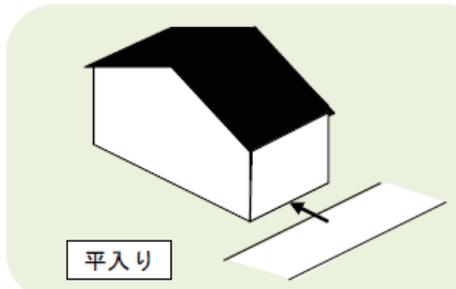
- 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建築物の整備を推奨し、地域内の不燃化を推進します。
- 建物の形状や色合い等の景観に関

◎景観・不燃化ガイドラインによってめざすこと(1)

■糸魚川らしいまちなみ形成

●本町通り沿いの建物の特徴

- ・ 黒色の瓦で間口が軒側（平入り）の建物が多い。
- ・ 歩行者が雪や雨にあたらないよう軒先に雁木が連なっている。

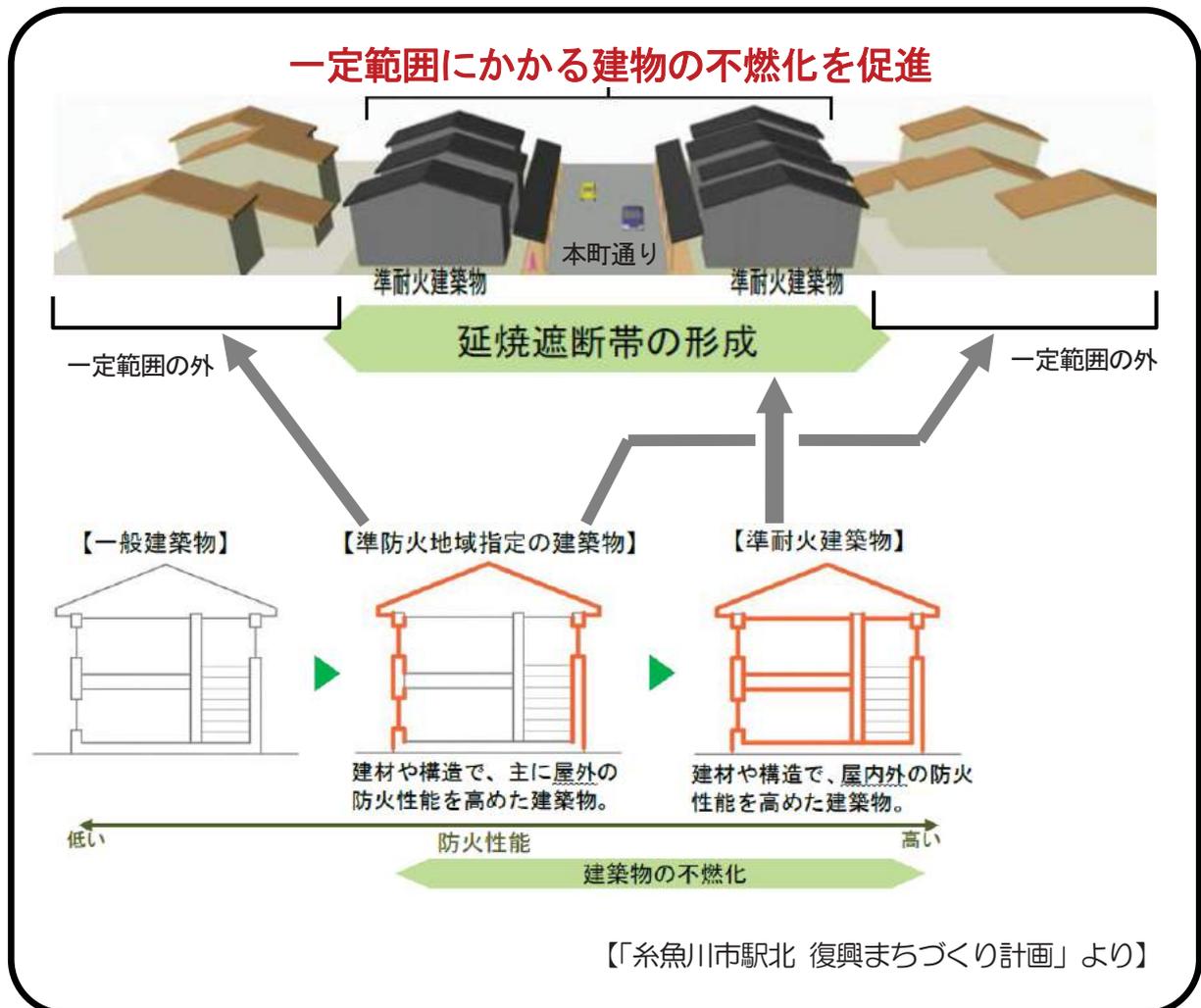


●本町通り沿いの雁木



【糸魚川市駅北 復興まちづくり計画】より

■建物の不燃化



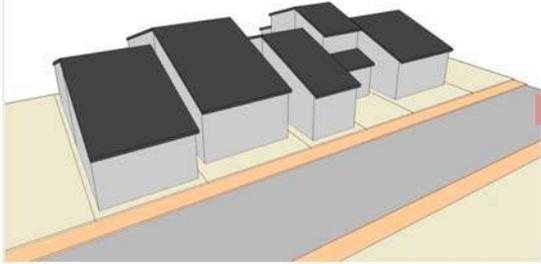
◎景観・不燃化ガイドラインによってめざすこと(2)

■建物どうしの調和

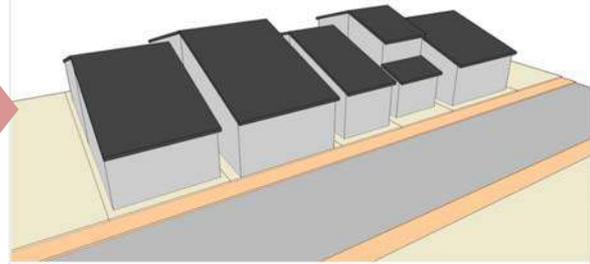
調和していない例



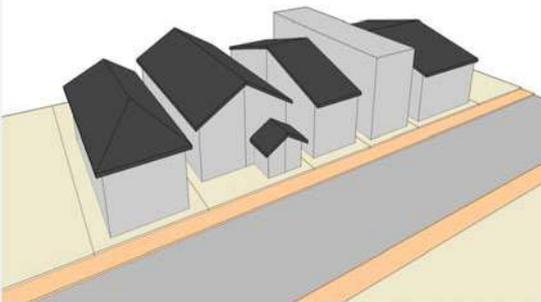
めざすべきまちなみの例



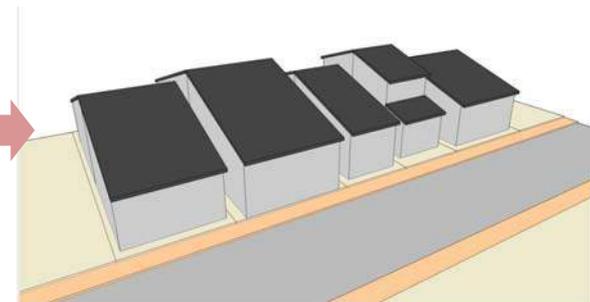
通り沿いの外壁の位置が揃っていない



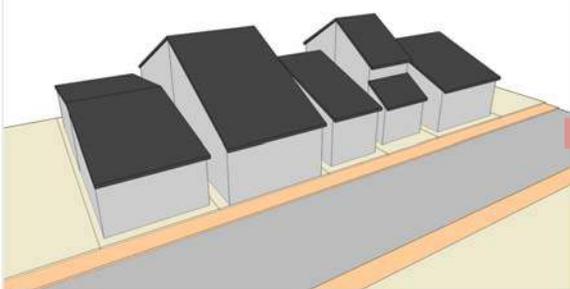
通り沿いの外壁の位置が揃っている



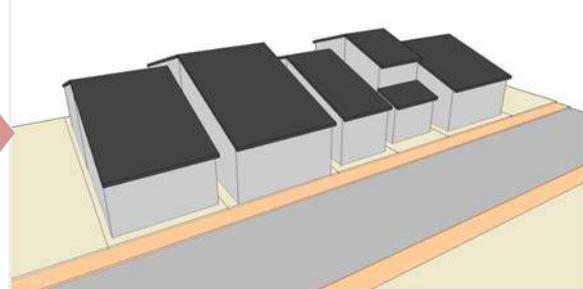
屋根の形状や向きが揃っていない



切妻・平入りで揃っている



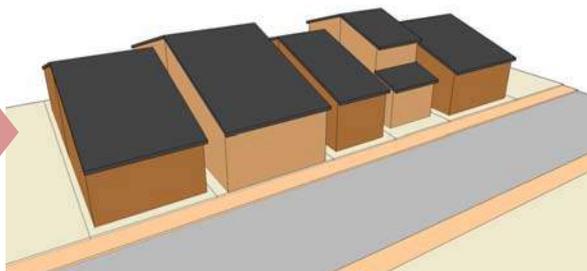
屋根の勾配が揃っていない



屋根の勾配が揃っている



外壁の色彩が揃っていない



外壁の色彩が揃っている

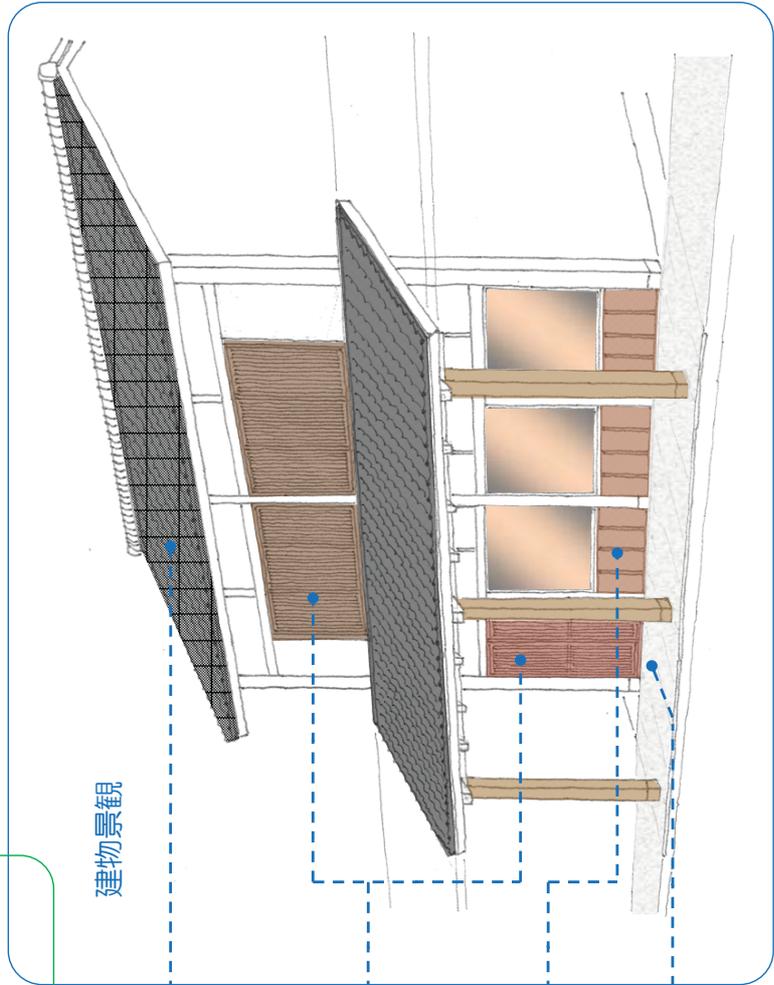
◎糸魚川らしいまち再生 ～ 建物景観イメージ ①本町通り沿線（本町通りの道路境界から奥行12メートルまでの範囲）

※この範囲の内外にまたがって建つ建物も対象になります

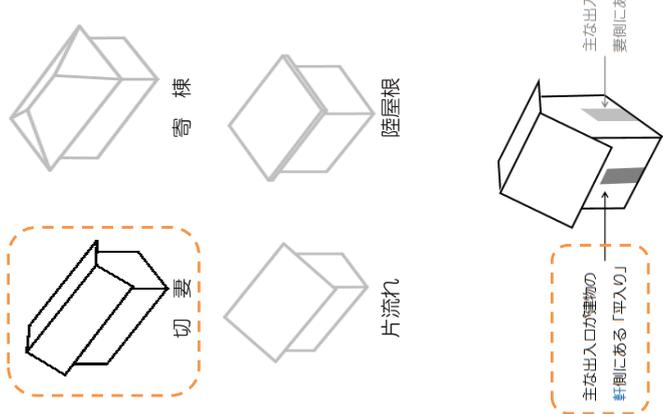


まちなみ景観

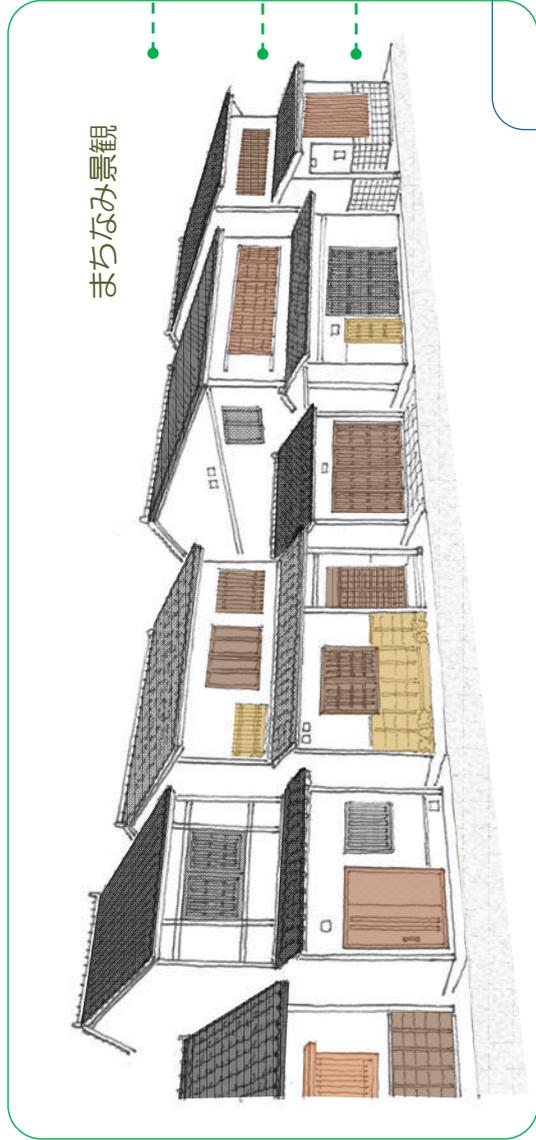
- 勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます
- 準耐火建築物または耐火建築物の雁木を設置します。
- 建物の外壁を後退させ、歩行者空間を確保します。



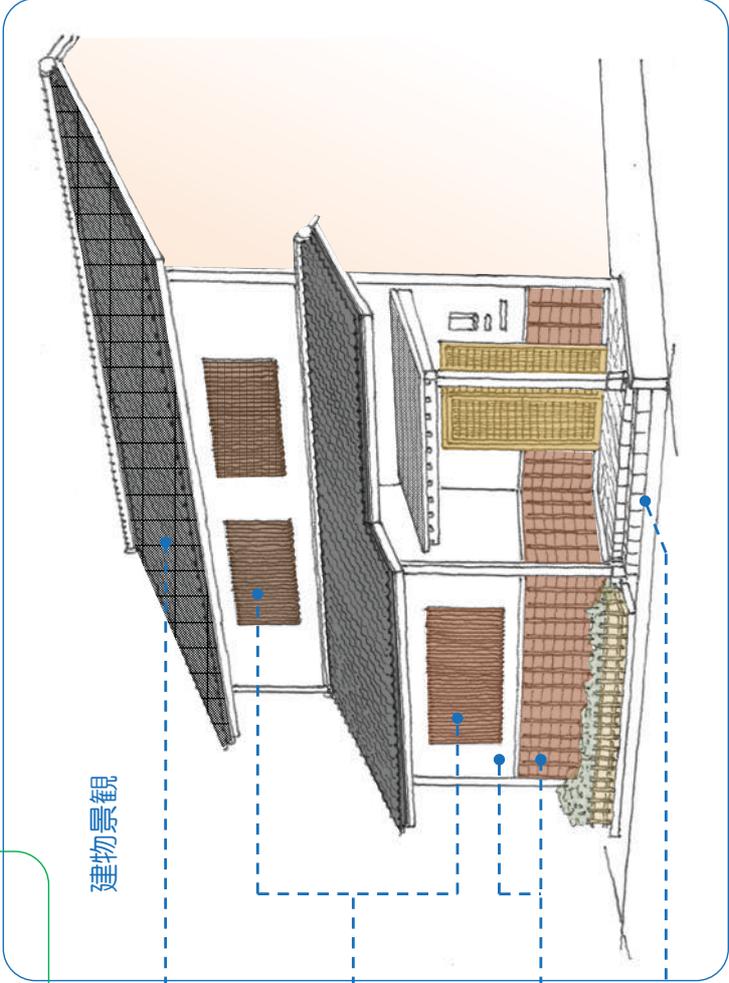
- 屋根は日本瓦等とします（黒系・茶系）
- 切妻屋根で軒のある形状とします
- 通りに面する開口部のサッシ・建具などは黒系・茶系とします（ガラスは透明・白系）
- 開口部は縦格子（黒系・茶系・白系・木肌調）の修景をします（不燃材使用）
- 外壁色は彩度を下げた黒系・茶系・白系・木肌調とします
- 準耐火建築物または耐火建築物とします。
- 入口は通りに対して平入りの配置とします



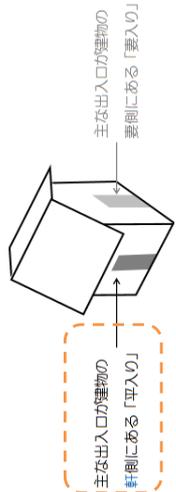
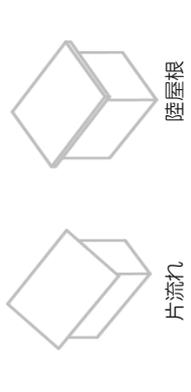
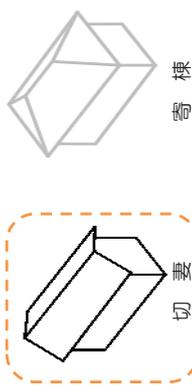
◎糸魚川らしいまちなみ再生 ～ 建物景観イメージ ◎重点地域



- 勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます
- 通りから軒先までの離れは隣接建物と揃えます
- 通り側の外壁は後退させず隣接建物との壁面を揃えます



- 屋根は日本瓦等とします (黒系・茶系)
- 切妻屋根で軒のある形状とします
- 通りに面する開口部のサッシュ・建具などは黒系・茶系とします (ガラスは透明・白系)
- 開口部は縦格子 (黒系・茶系・白系・木肌調) の修景をします (不燃材使用)
- 外壁色は彩度を下げた黒系・茶系・白系・木肌調とします
- 外壁と軒裏はすべて防火構造とします
- 入口は通りに対して平入りの配置とします



※将来的には◎計画対象地域にもこのガイドラインを適用していく予定です

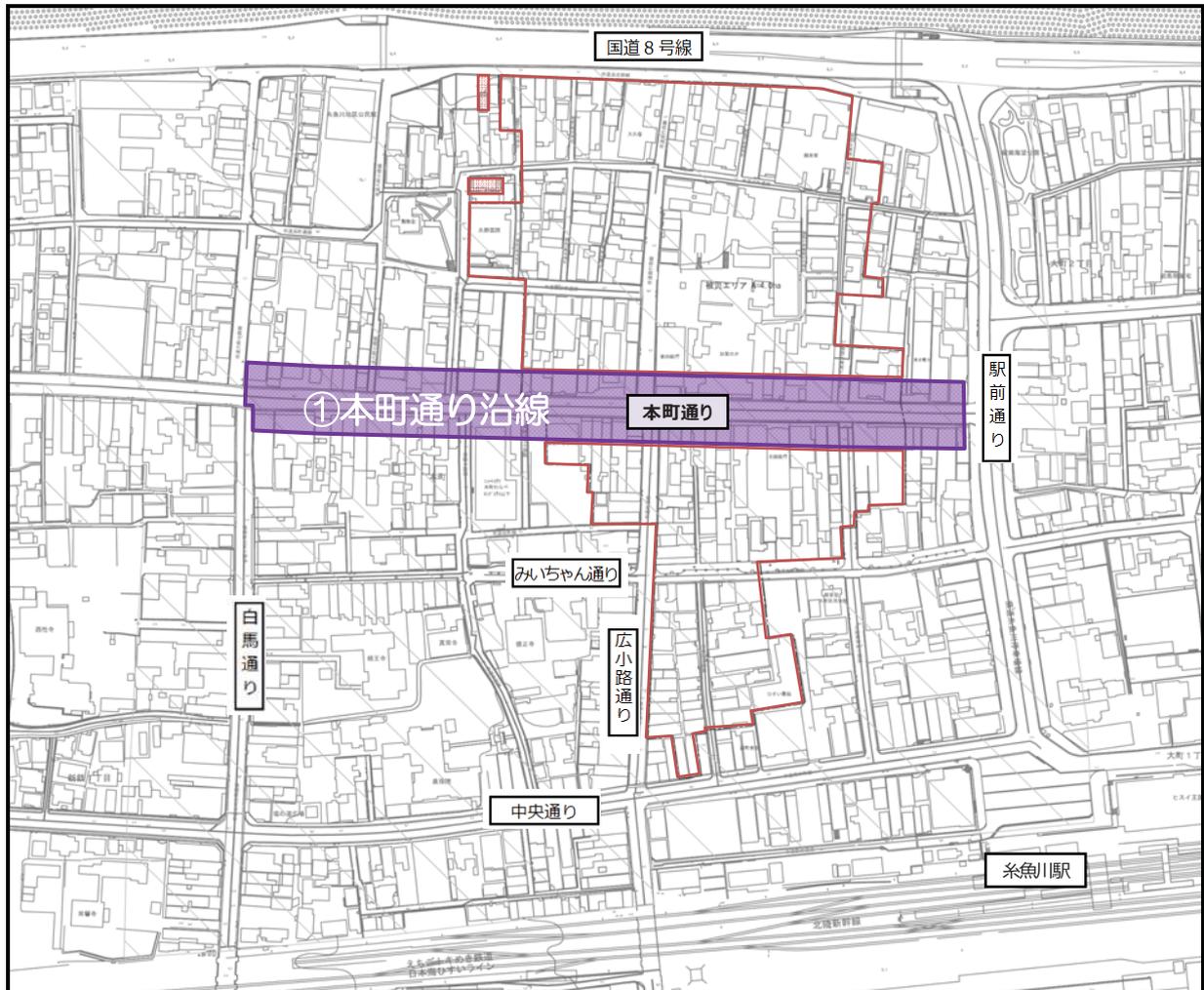
◎景観・不燃化ガイドラインの内容一覧

〔必ず守っていただく【必須】のもの、それ以外（推奨）のものがあります〕

| 項 目 | | ①本町通り沿線 | ②重点地域 | | |
|---------------------------------|---------------------------|-------------------|--|---|--|
| 建 物 ・ 付 属 建 物 | 【1】 建物等の 構造 | (1)防火性能 | ①準耐火建築物または耐火建築物 とします【必須】 また本町通りから高さ5メートルまでは空隙のない壁を設けるなど防火上有効な構造とします 【必須】 ②建物の間口率は7/10以上とします【必須】 ③建物の高さは5メートル以上とします【必須】 | ○外壁・軒裏は全て防火構造とします | |
| | | 【2】 建物等の 配置 | (1)建物の位置 | ①本町通り沿いに1.8メートル以上の歩行者空間を確保するため、建物の外壁を道路境界から2.4メートル以上後退させます【必須】 ※この歩行者空間には、歩行者の通行を妨げる塀、さく、広告物、看板、自動販売機などの工作物を置きません【必須】 ②各戸の前に準耐火建築物または耐火建築物の雁木を設置します【設計基準あり】 ③通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます | ①通り側の外壁は、道路からの後退をおおむね2m程度までとし、隣接する建物との壁面を揃えます ②やむを得ず外壁を2m以上後退させる場合には、植栽等によりまちなみの連続性を確保します |
| | | | | (2)屋根の形状・入口位置 | ①切妻屋根で、軒のある形状とします ②入口が通りに対して平入りとなるよう建物を配置します |
| | 【3】 屋根の素材・形状・色彩 | | (1)素材 | ①日本瓦葺きとします ②やむを得ず瓦を用いない場合は、カラー鋼板を用いた長尺瓦棒葺き又は長尺横葺きとします | |
| | | (2)形状 | ○勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます(3.5寸～5寸勾配) | | |
| | | (3)色彩 | ○黒系又は茶系とします | | |
| | 【4】 外壁の素材・色彩 | (1)素材 | ○防火性能を満たす素材(準耐火建築物または耐火建築物の)とします | ○防火性能を満たす素材とします | |
| | | (2)色彩 | ○彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調(木そのものの色合い)とします【色彩基準あり】 | | |
| | 【5】 公道に面する開口部の素材・色彩・修景 | (1)素材 | ○防火性能を満たす(準耐火建築物または耐火建築物の)ものとします | ○防火性能を満たす素材とします | |
| | | (2)色彩 | ①彩度を下げた黒系又は茶系とします【色彩基準あり】 ②公道に面するガラスは透明又は白系とします | | |
| | | | (3)修景 | ①縦格子の修景をします【設計基準あり】 ②修景には不燃材料を用います | |
| | 付 属 施 設 | 【6】 付属施設 | (1)設置位置 | ①公道に面する部分には設置しないようにします ②公道に面して付帯設備などをやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します | |
| (2)色彩 | | | ○公道に面してやむを得ず設置する場合は、彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調とします | | |
| そ の 他 | 【7】 土地利用 | 植栽・植樹 | ○敷地内の空地などで植栽・植樹を促進し、延焼の拡大を防ぐとともに、緑のある快適なまちを目指します | | |

①本町通り沿線 の景観・不燃化ガイドライン

■対象範囲



- 本町通り（駅前通りと白馬通りの間の区間）の道路境界から奥行 12 メートルまでの範囲
※この範囲の内外にまたがって建つ建物も対象になります

■方針

- 沿線の建物を、準耐火建築物又は耐火建築物という、高い防火性能を持つ建物として整備し、火災の拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を創出します。
- 歴史的な街道の特徴的な景観要素である雁木の再生を推奨するとともに歩行者空間の整備を図り、統一感と連続性のある調和のとれたまちなみ景観を形成します。
- 建物の形状や色合い等の景観に関するこのガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

内容一覧

| | | | |
|-------------------------|---|----------------------------|--|
| 建物・ 付 属 建 物 | 【1】 建物等の構 造 | (1)防火性能 | ①準耐火建築物 または 耐火建築物 とします【必須】 また本町通りから高さ5メートルまでは空隙のない壁を設けるなど防火上有効な構造とします【必須】 |
| | | | ②建物の間口率は7/10以上とします【必須】 |
| | | | ③建物の高さは5メートル以上とします【必須】 |
| | 【2】 建物等の配 置 | (1)建物の位 置 | ①本町通り沿いに1.8メートル以上の歩行者空間を確保するため、建物の外壁を道路境界から2.4メートル以上後退させます【必須】 ※この歩行者空間には、歩行者の通行を妨げる塀、さく、広告物、看板、自動販売機などの工作物を置きません【必須】 |
| | | | ②各戸の前に準耐火建築物または耐火建築物の雁木を設置します【設計基準あり】 |
| | | | ③通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます |
| | | (2)屋根の形 状・入口位置 | ①切妻屋根で、軒のある形状とします |
| | | | ②入口が通りに対して平入りとなるよう建物を配置します |
| | | 【3】 屋根の素 材・形状・ 色彩 | (1)素材 |
| | (2)形状 | | ○勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます(3.5寸～5寸勾配) |
| | (3)色彩 | | ○黒系又は茶系とします |
| | 【4】 外壁の素 材・色彩 | (1)素材 | ○防火性能を満たす素材(準耐火建築物または耐火建築物の)とします |
| | | (2)色彩 | ○彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調(木そのものの色合い)とします【色彩基準あり】 |
| | 【5】 公道に面 する開口部 の素材・色 彩・修景 | (1)素材 | ○公道に面する開口部の素材は、防火性能を満たす(準耐火建築物または耐火建築物の)ものとします |
| | | (2)色彩 | ①公道に面する開口部の色彩は、彩度を下げた黒系又は茶系とします【色彩基準あり】 |
| ②公道に面するガラスは透明又は白系とします | | | |
| (3)修景 | ①公道に面する開口部には、縦格子の修景をします【設計基準あり】 ②縦格子の修景には不燃材料を用います | | |
| 付 属 施 設 | 【6】 付属施設 | (1)設置位置 | ①公道に面する部分には設置しないようにします ②公道に面してやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します |
| | | (2)色彩 | ○公道に面してやむを得ず設置する場合は、彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調とします |
| そ の 他 | 【7】 土地利用 | 植樹・植栽 | ○敷地内の空地などで植栽・植樹を促進し、延焼の拡大を防ぐとともに、緑のある快適なまちを目指します |

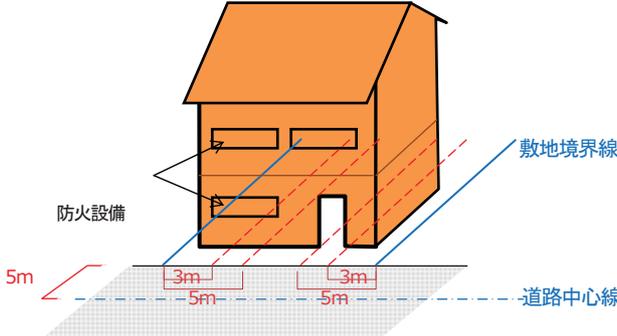
【1】建物等の構造

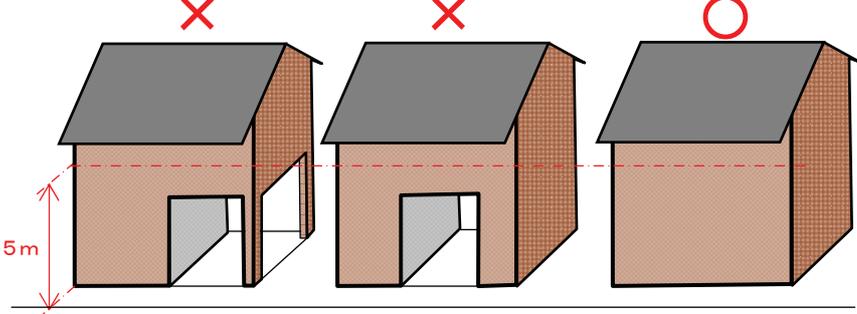
(1) 防火性能

- ① 本町通り沿線(道路境界から奥行 12mまで)の範囲に全部または一部が建つ建物は、**準耐火建築物** または **耐火建築物** とします。 **【必須】**

また、本町通りから高さ 5m までは、空隙のない壁を設けるなど防火上有効な構造とします。 **【必須】**

準耐火建築物の仕様 (イ 準耐)

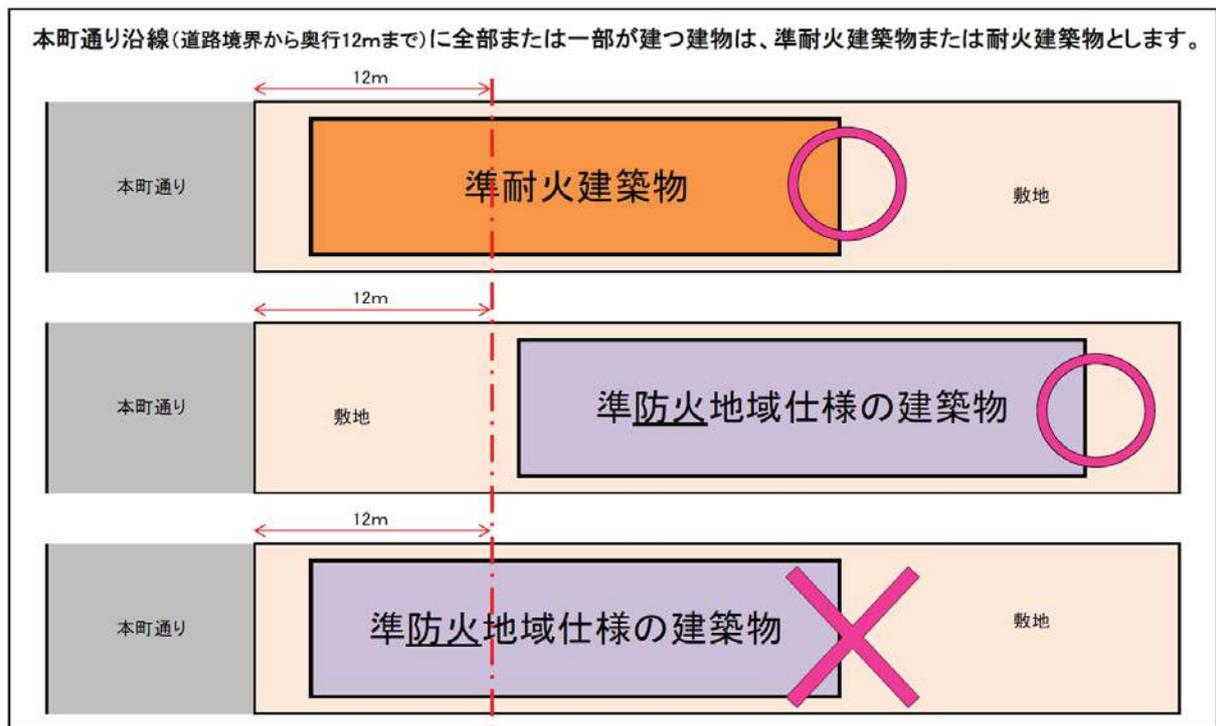
| | | |
|----|--|--|
| 外部 | <p>材料の制限を受けるのは「延焼のおそれのある部分」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 隣地境界線又は前面道路中心線から、1階は3mまで、2階以上の場合は5mまでの部分 ● 屋根すべて | <p style="text-align: right;">■ 材料の制限を受ける箇所</p>  |
| 内部 | <p>隣地境界線又は道路中心線</p> <p>延焼の恐れのある部分 ← 5m → その他の部分</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>屋根の屋内側 又は天井 準耐火構造 (30分)</p> <p>軒裏: 準耐火構造 (45分)</p> <p>窓: 防火設備 (20分)</p> <p>外壁: 準耐火構造 耐力壁 (45分) 非耐力壁 (30分)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>屋根: 不燃材料</p> <p>軒裏: 防火構造 (30分)</p> <p>内壁: 準耐火構造 (45分)</p> <p>床: 準耐火構造 (45分)</p> <p>梁: 準耐火構造 (45分)</p> <p>柱: 準耐火構造 (45分)</p> <p>階段: 準耐火構造 (30分)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">3m</p> | |



高さ 5m までは、防火上有効な構造とする (壁に空隙をつくらない)

○ 当地区の都市計画の指定は「準防火地域」ですが、それに必要な仕様よりも防火性能を高めた「準耐火建築物」または「耐火建築物」として、延焼遮断帯を形成します。

○ それらの各種性能や仕様については、建築基準法で細かく決められています。



※ただし、次のいずれかに該当する場合は、この制限がかかりません（準防火地域の制限はかかります）

- (1) 災害対応のための応急仮設建築物及び仮設建築物。
- (2) 延べ面積が50㎡以下の平屋建てであり、かつ、外壁及び軒裏が全て防火構造となっている附属建築物（本町通り沿線（道路境界から奥行12メートルまで）の区域内に主たる建築物があるものに限る）。
- (3) 本町通り沿線（道路境界から奥行12メートルまで）の区域内に主たる建築物があるカーポート、テント倉庫その他の簡易な構造の建築物。
- (4) 建築物に附属する高さ2m以下の門又は扉。
- (5) 建築物に附属する高さ2mを超える門又は扉で、不燃材料で造り、又はおおわれたもの。
- (6) 地区計画の規定の施行または適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等。
- (7) 建築基準法第3条第1項に掲げる建築物（文化財）。
- (8) 地下に設ける建築物。
- (9) 都市計画施設の区域内の建築物。
- (10) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。

用語

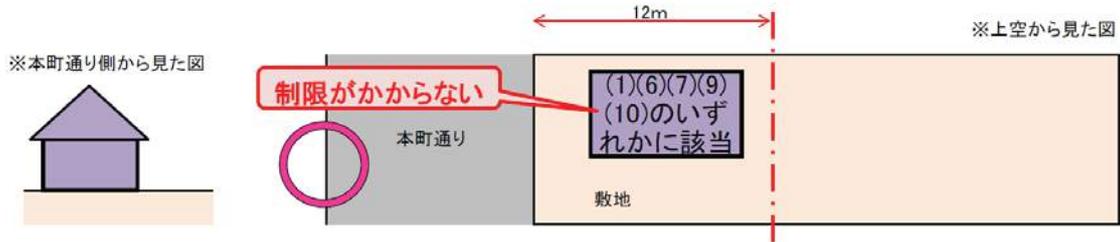
主たる建築物：いわゆる「^{おもや}母屋」のこと。

附属建築物：母屋と同じ人が所有し、母屋と利用上一体になっている建物のこと。
倉庫、物置、勉強部屋、作業部屋、便所など。

地区計画：糸魚川市が都市計画として定める、地区の特性に応じた建築ルール。
本町通り沿線を延焼遮断帯にするとともに歩行者の空間を確保するための建築制限などが定められ、条例によって運用される。

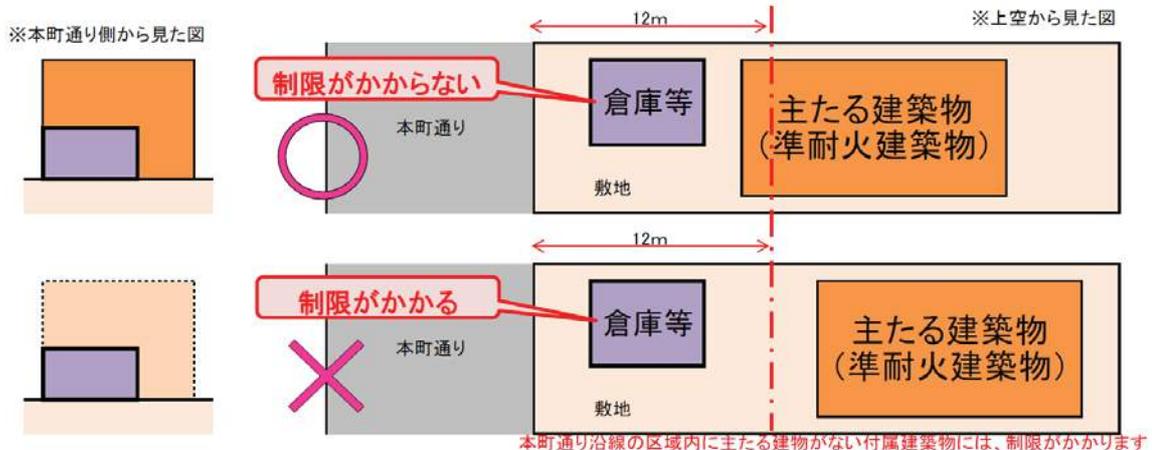
【この制限がかからない例 ①】

- (1) 災害対応のための応急仮設建築物及び仮設建築物
- (6) 地区計画の規定の施行または適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等
- (7) 建築基準法第3条第1項に掲げる建築物(文化財)
- (9) 都市計画施設の区域内の建築物
- (10) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの



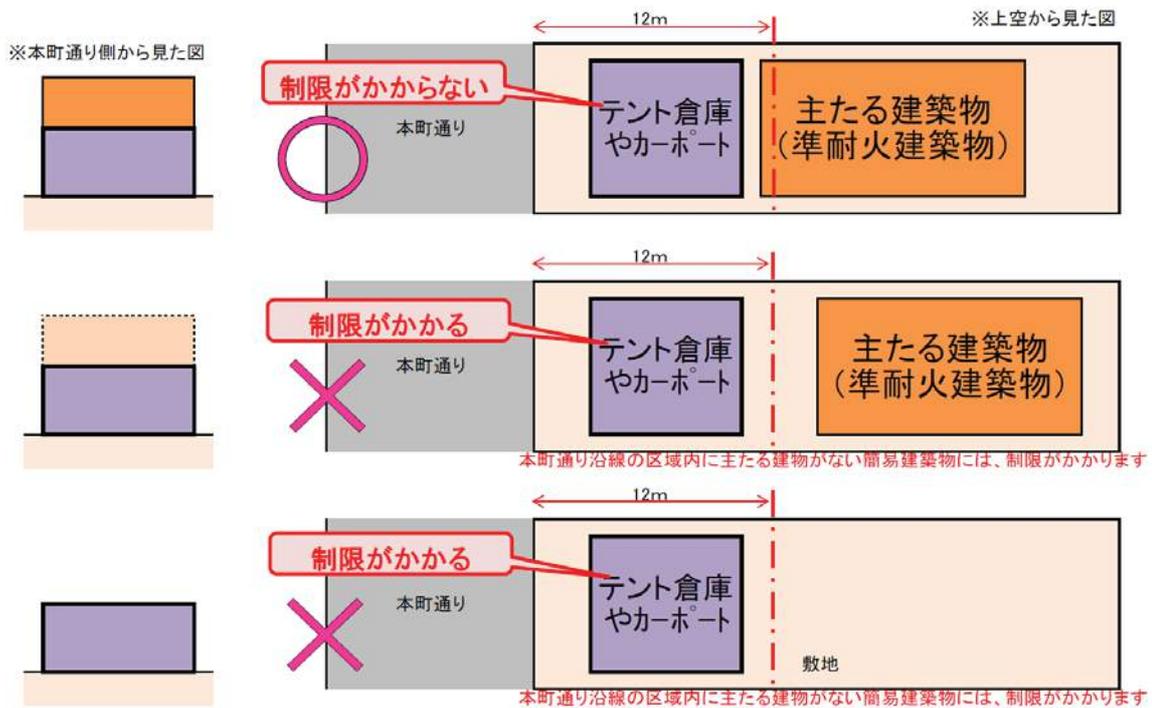
【この制限がかからない例 ②】

- (2) 延べ面積が50㎡以下の平屋建てであり、かつ、外壁及び軒裏が全て防火構造となっている附属建築物(倉庫等) (本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)の区域内に主たる建築物があるものに限る)



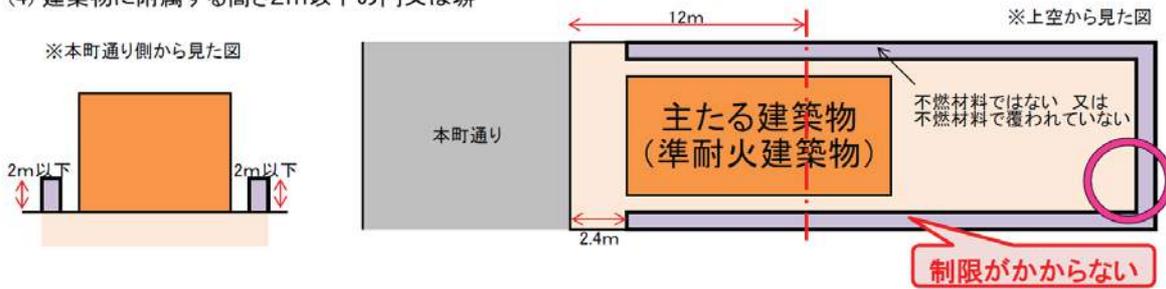
【この制限がかからない例 ③】

- (3) 本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)の区域内に主たる建築物があるカーポート、テント倉庫その他の簡易な構造の建築物

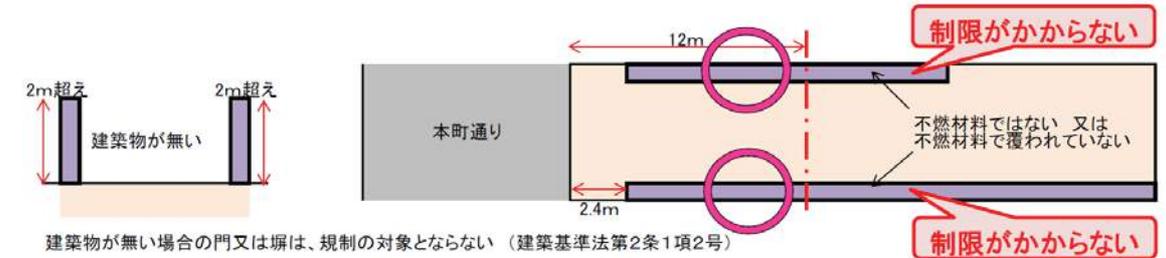
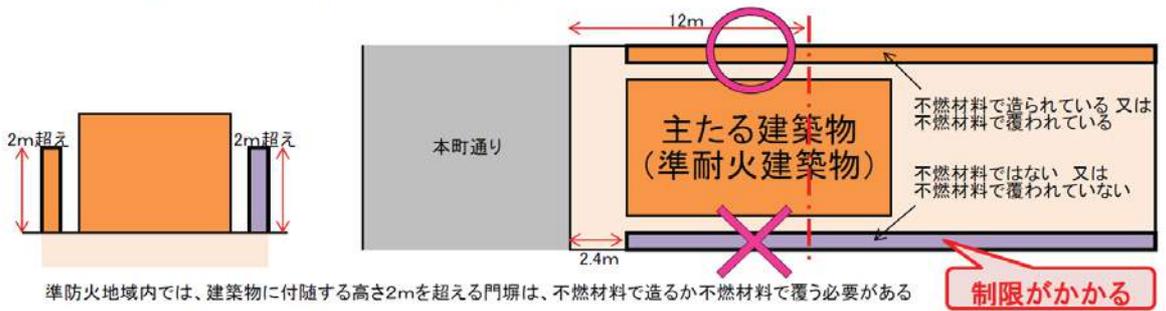


【この制限がかからない例 ④】

(4) 建築物に附属する高さ2m以下の門又は塀

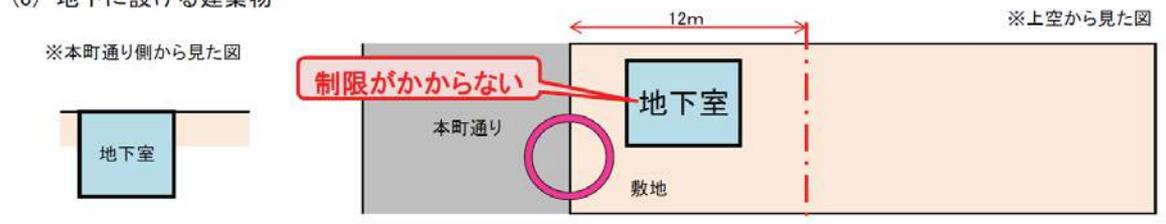


(5) 建築物に附属する高さ2mを超える門又は塀で、不燃材料で造り、又はおおわれたもの。

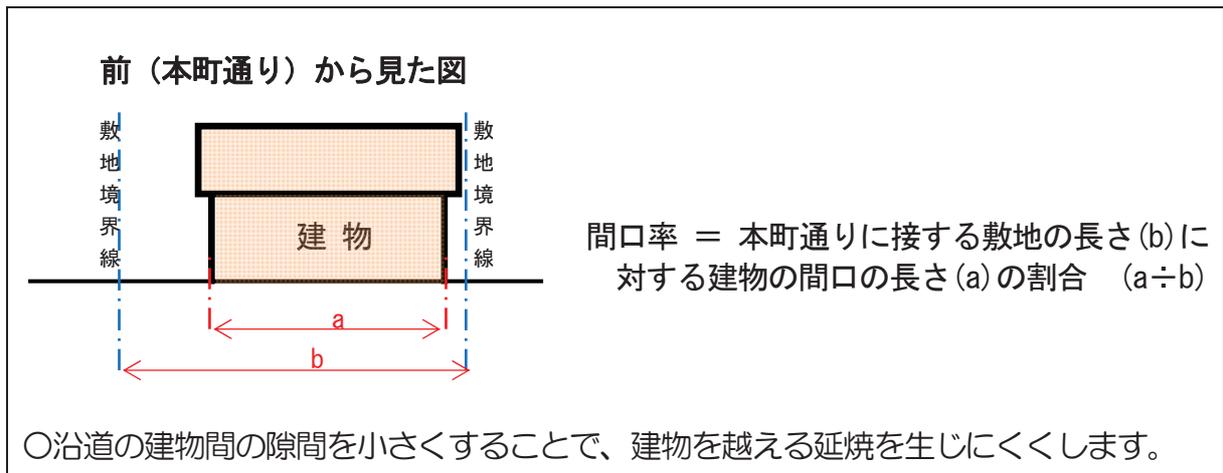


【この制限がかからない例 ⑤】

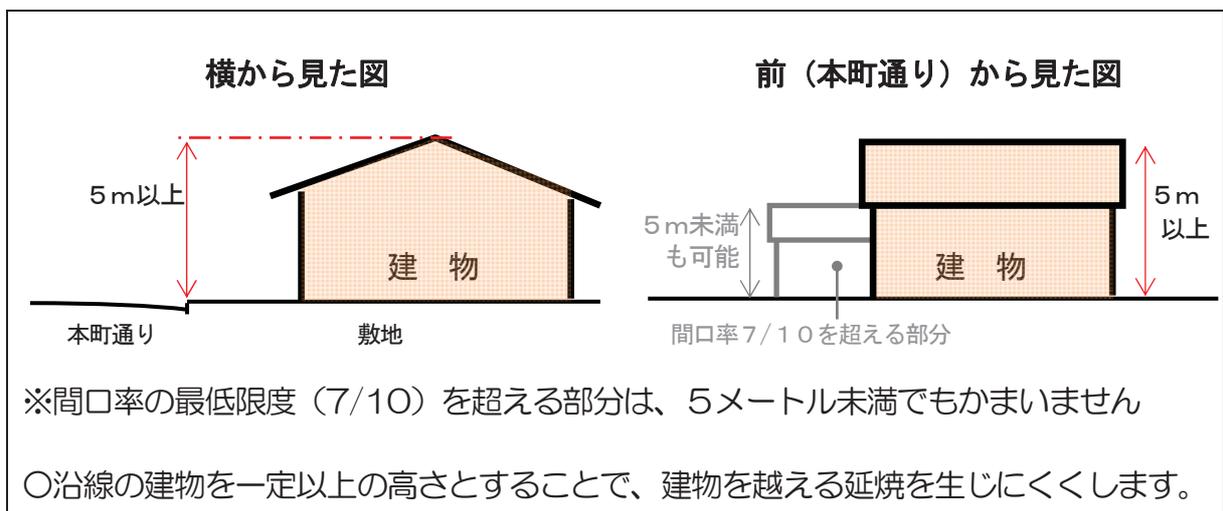
(8) 地下に設ける建築物



②本町通り沿線（道路境界から奥行12mまで）の範囲に全部または一部が建つ建物は、範囲内の間口率を7/10以上とします。【必須】



③本町通り沿線（道路境界から奥行12mまで）の範囲に全部または一部が建つ建物は、範囲内の高さを5メートル以上とします。【必須】



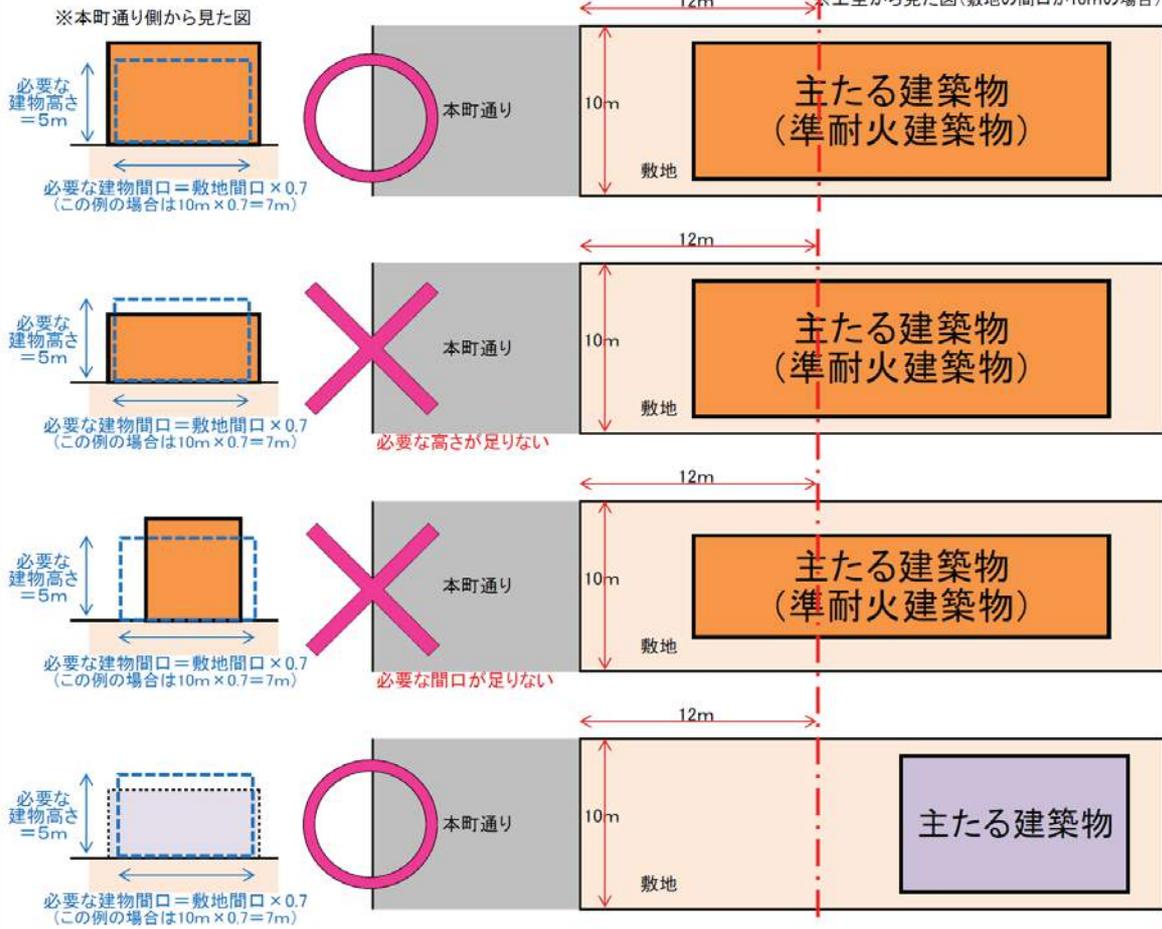
※ただし、次のいずれかに該当する場合は、上の二つの制限がかかりません

⇒ p.14~16 参照

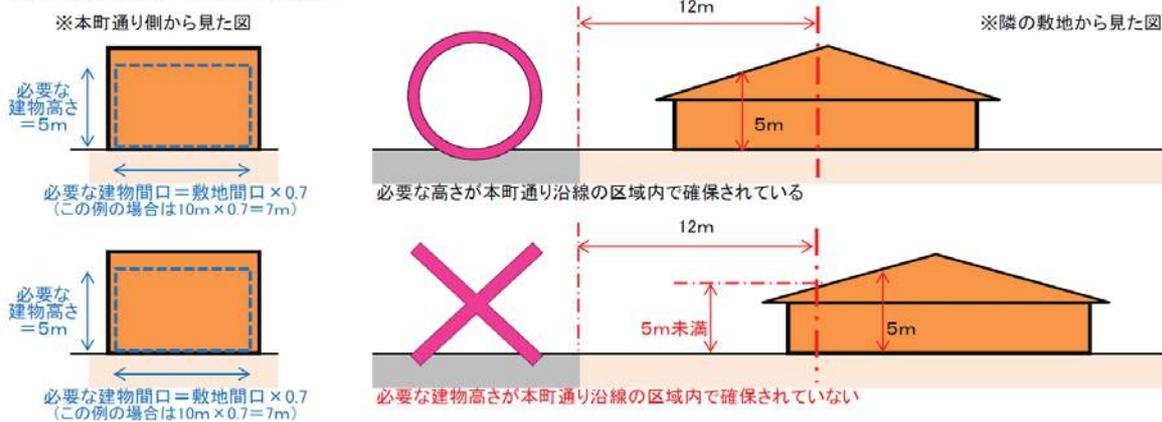
- (1) 十分に外気に開放された平屋の公共用歩廊（雁木）又はあずまや。
- (2) 災害対応のための応急仮設建築物及び仮設建築物。
- (3) 延べ面積が50㎡以下の平屋建てであり、かつ、外壁及び軒裏が全て防火構造となっている附属建築物（本町通り沿線（道路境界から奥行12メートルまで）の区域内に主たる建築物があるものに限る）。
- (4) 本町通り沿線（道路境界から奥行12メートルまで）の区域内に主たる建築物があるカーポート、テント倉庫その他の簡易な構造の建築物。
- (5) 建築物に附属する高さ2m以下の門又は扉。
- (6) 建築物に附属する高さ2mを超える門又は扉で、不燃材料で造り、又はおおわれたもの。
- (7) 地区計画の規定の施行または適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等。
- (8) 建築基準法第3条第1項に掲げる建築物（文化財）。
- (9) 地下に設ける建築物。
- (10) 都市計画施設の区域内の建築物。
- (11) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。

本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)に全部または一部が建つ建物は、間口率を7/10以上とします。
 本町通り沿線(道路境界から奥行12mまで)に全部または一部が建つ建物は、高さを5m以上とします。

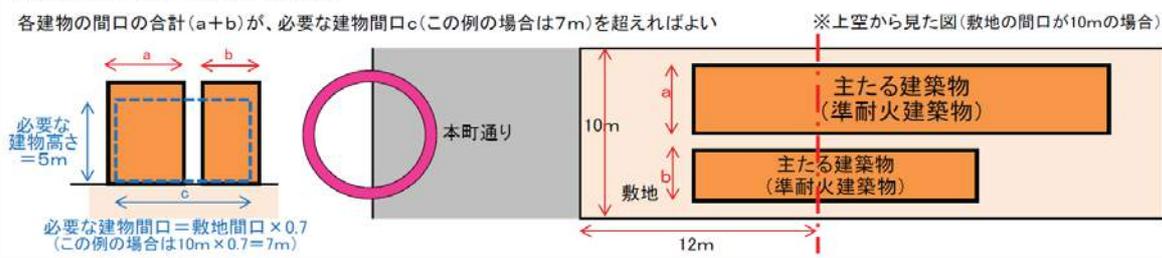
【建物の間口と高さの例①】



【建物の間口と高さの例②】



【建物の間口と高さの例③】



【2】建物等の配置

(1) 建物の位置

- ① 本町通り沿いに 1.8 メートル以上の歩行者空間を確保するため、建物の外壁を道路境界から 2.4 メートル以上を後退（セットバック）させます。 **【必須】**

また、この歩行者空間には、歩行者の通行を妨げる塀、かき、さく、広告物、看板、自動販売機などの工作物を置かないようにします。 **【必須】**

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、この制限がかかりません

- (1) 十分に外気に開放された平屋の公共用歩廊（雁木）。
- (2) 地区計画の規定の施行または適用の際に、現に存する建築物等若しくは、工事中の建築物等。
- (3) 建築基準法第 3 条第 1 項に掲げる建築物（文化財）。
- (4) 地下に設ける建築物。
- (5) 都市計画施設の区域内の建築物。
- (6) 市長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。

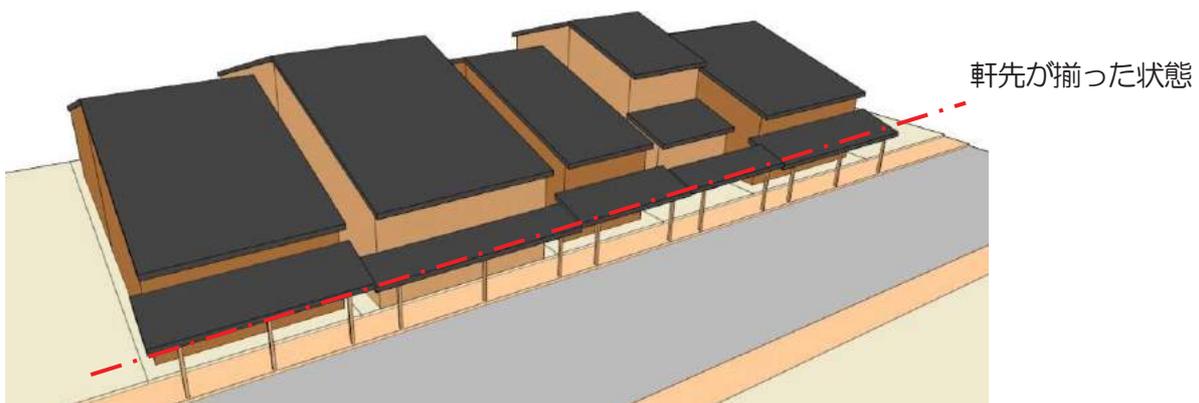
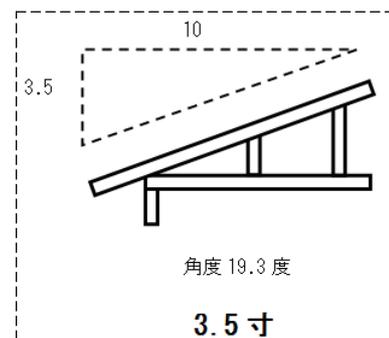
② 各戸の前に 準耐火建築物 または 耐火建築物 の雁木を設置します。

【雁木について】

雁木は、本町通りの景観を決定づけるものであり、また歩行者の通路という機能上も重要な存在です。それぞれの方が雁木を整備されるにあたって、隣地の方との協調など、以下の点に配慮されることが望まれます。

1) 雁木の屋根

- 本町通り全体として統一感のある景観となるよう、屋根は建物と同様に黒系又は茶系の日本瓦葺きとし、屋根勾配を 3.5 寸程度に揃えていただく。
- 軒先が揃うことで整った景観となることから、道路境界線ぎりぎりまで軒を出していただく。



2) 雁木の範囲

- ・歩行者が雨や雪に濡れず快適に通行できるよう、隣地の雁木との間にすき間をつくらず、敷地境界ぎりぎりまで設置していただく。

3) 天井高さ

- ・床から天井（又は梁の下面）までを2.5メートルに揃えていただく。

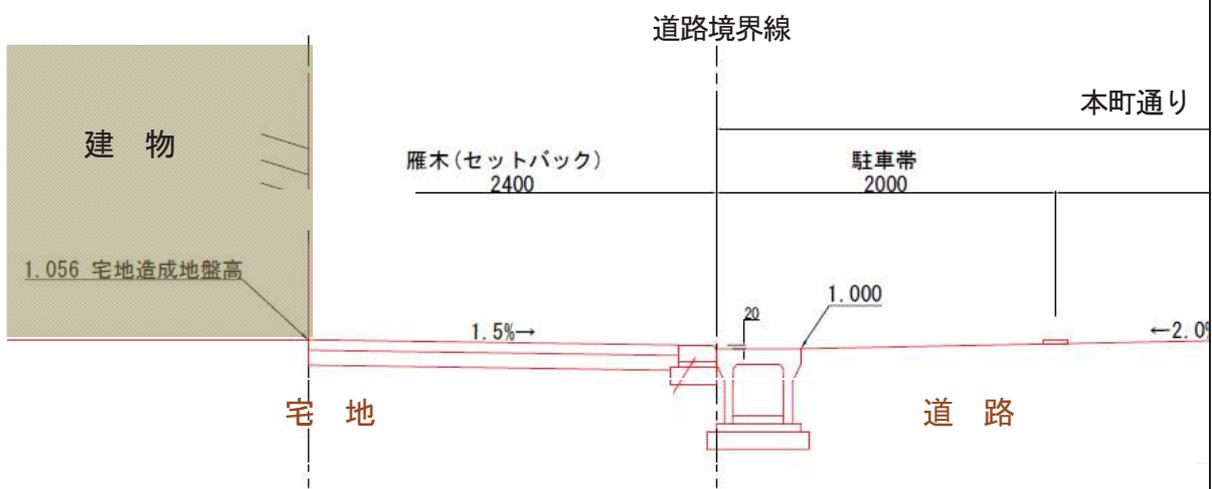
雁木の天井高さ

- ◆推奨値：2.5m（歩道の建築限界として道路構造令で定められている高さ）
- ◆下限値：2.1m（居室の最低高さとして建築基準法で定められている高さ）

4) 雁木（セットバック部分）の床面

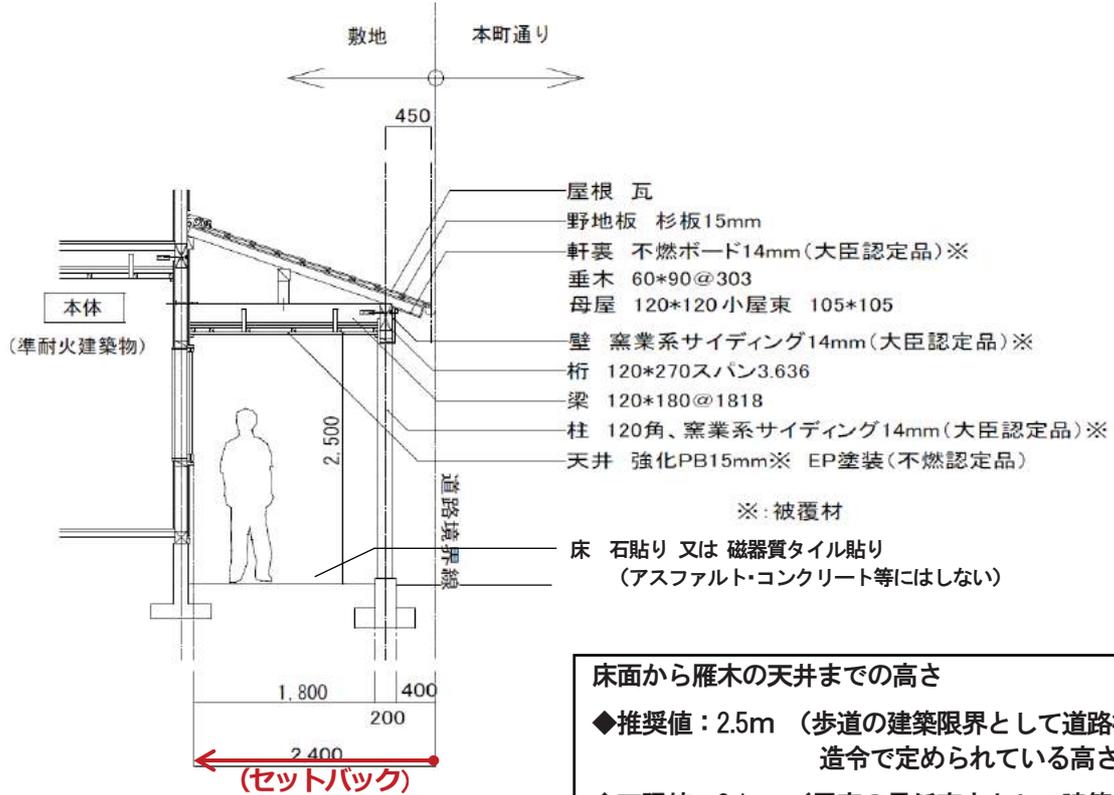
- ・歩行者や車椅子などが安全に通行できるよう、隣地との間に段差ができないよう配慮していただく。
- ・調和のとれた景観となるよう、石貼りまたはそれに準じた色彩の磁器質タイル貼りとしていただく。

セットバック部分の断面設計例



セットバック部分の勾配が1.5%の場合に、2.4m後退した場合の壁面線の位置（建物の入口など）は、官民境側の部分より36mm高くなり、官民境の道路面に対しては56mm高くなります

雁木の設計例 ①【不燃ボード巻による準耐火建築物】



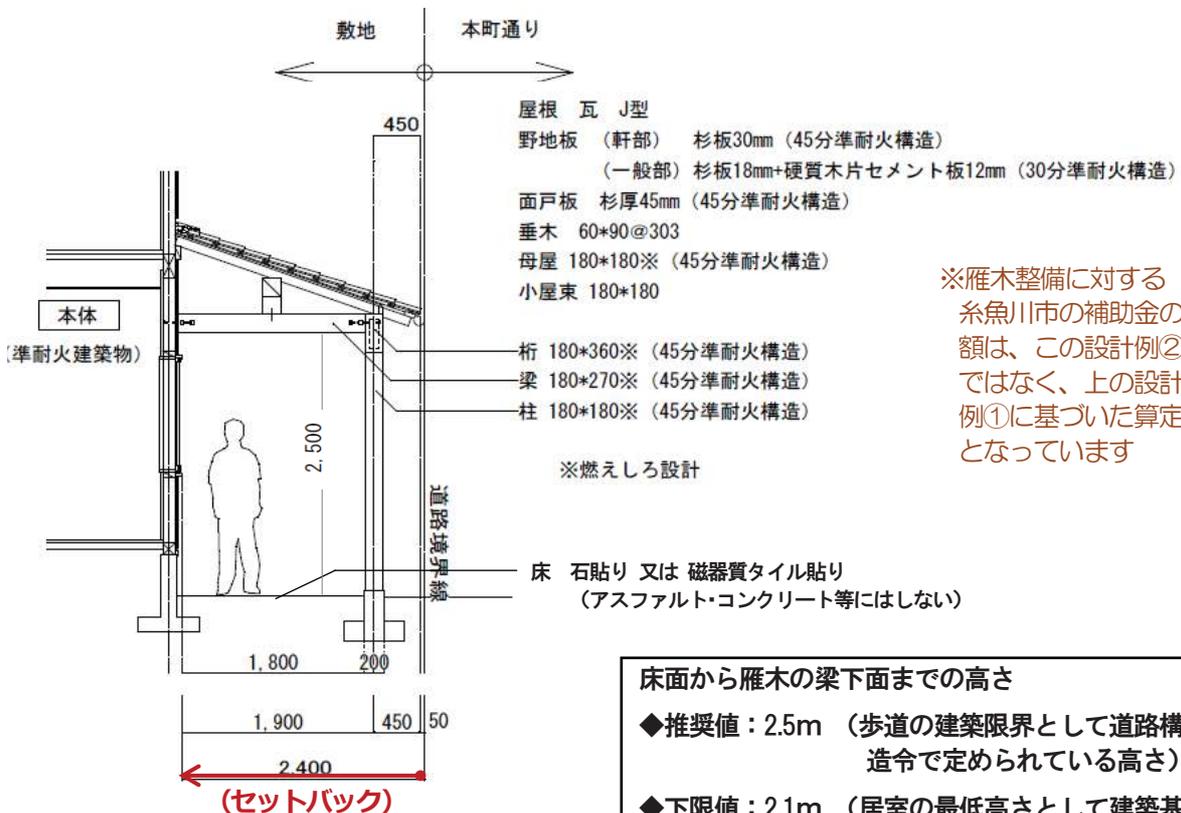
建物外壁の道路境界からの後退距離：2.4m以上

床面から雁木の天井までの高さ

◆推奨値：2.5m (歩道の建築限界として道路構造令で定められている高さ)

◆下限値：2.1m (居室の最低高さとして建築基準法で定められている高さ)

雁木の設計例 ②【燃えしろ設計による準耐火建築物】



※雁木整備に対する糸魚川市の補助金の額は、この設計例②ではなく、上の設計例①に基づいた算定となっています

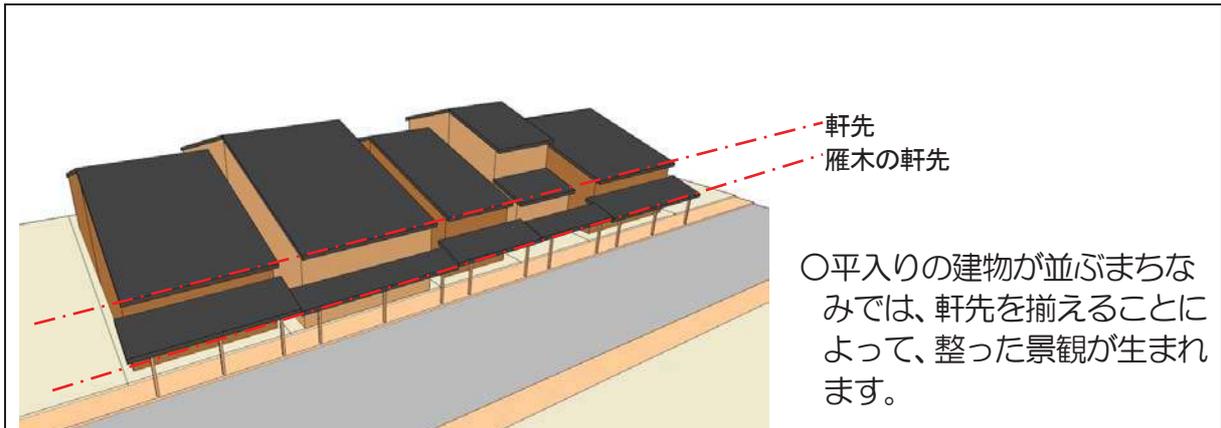
建物外壁の道路境界からの後退距離：2.4m以上

床面から雁木の梁下面までの高さ

◆推奨値：2.5m (歩道の建築限界として道路構造令で定められている高さ)

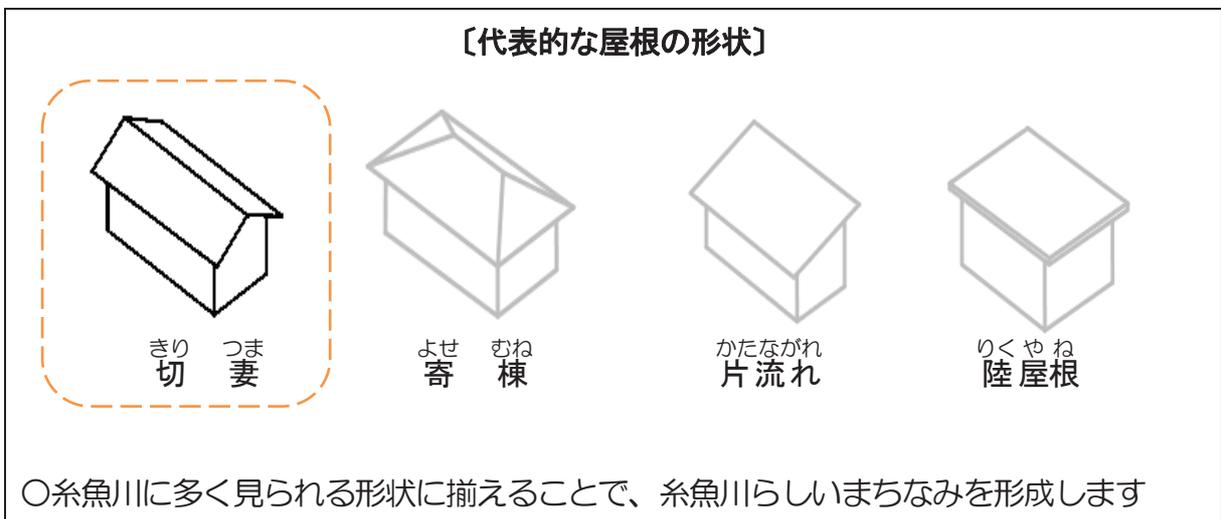
◆下限値：2.1m (居室の最低高さとして建築基準法で定められている高さ)

③ 通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます。

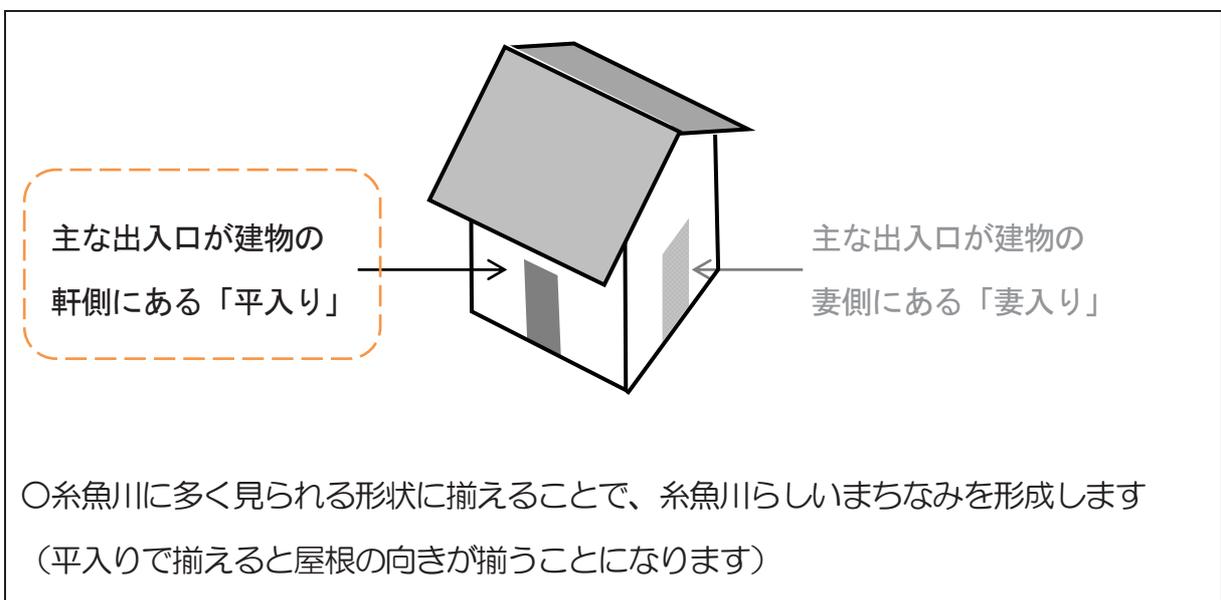


(2) 屋根の形状・入口の位置

① 切妻屋根で、軒のある形状とします。



② 入口が通りに対して平入りとなるよう建物を配置します。



【3】屋根の素材・形状・色彩

(1) 素材

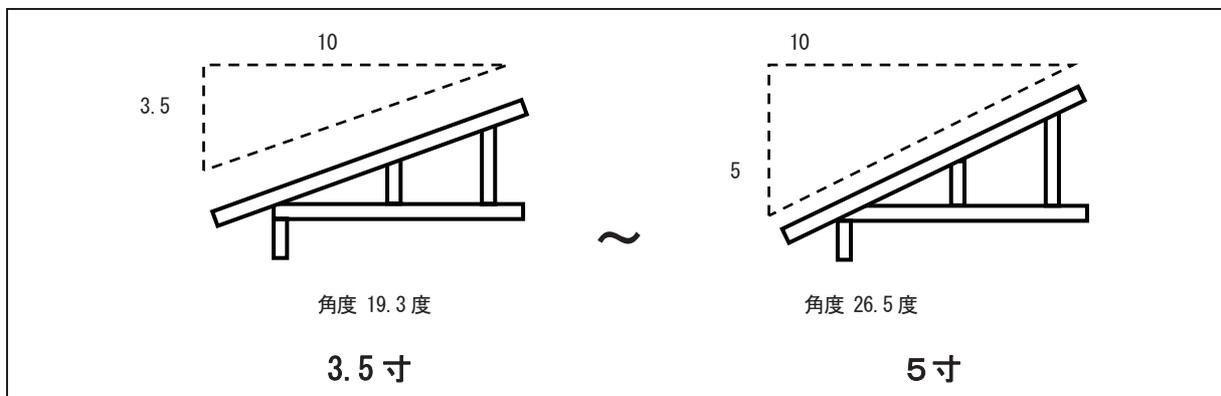
① 日本瓦葺き とします。

② やむを得ず瓦を用いない場合は、カラー鋼板を用いた「長尺瓦棒葺き」又は「長尺横葺き」とします。



(2) 形状

○ 勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます。(3.5寸～5寸勾配)



(3) 色彩

○ 黒系又は茶系とします。

【4】外壁の素材・色彩

(1) 素材

① 防火性能を満たす（準耐火建築物または耐火建築物の）素材とします。

〔⇒ p.13【1】(1) 参照〕

(2) 色彩

① 彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調（木そのものの色合い）を基調色とします。

・黒系、茶系、白系は、下のマンセル値によるものとします。

| 色 | マンセル値 | | |
|----|-------------|--------|--------|
| | 色相 H | 明度 V | 彩度 C |
| 黒系 | すべて | 0~2 | 0~1 |
| | | 0~3 | 0（無彩色） |
| 茶系 | 7.5R~10R | 0~4 | 0~4 |
| | 0.1YR~7.5YR | 0~5 | 0~5 |
| | 7.6YR~10YR | 0~4 | 0~4 |
| | 0.1Y~2.5Y | 0~2 | 0~4 |
| 白系 | 2.5YR~10YR | 9~10 | 0~1 |
| | 0.1Y~10Y | 8~10 | 0~2 |
| | 0.1GY~10YG | 8.5~10 | 0~1.5 |
| | 0.1G~5G | 9~10 | 0~1 |
| | すべて | 8.5~10 | 0（無彩色） |

・基調色のほかにアクセント的な色彩を使う場合は、小さい割合（10%程度以下）とし、基調色との調和に努めるものとします。

○色彩は、三つの属性（色相、明度、彩度）の組み合わせで表現されます。

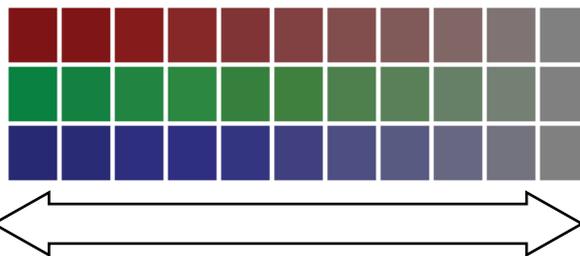
1) 色相 — 赤、黄、緑、青といった色の違い



2) 明度 — 色の明るさの度合い



3) 彩度 — 色の鮮やかさの度合い



○伝統的まちなみで多くを占める木造建物の色彩は、黒・茶・白です。

○彩度を下げていくことで、従来のまちなみに馴染む落ち着いた色彩になります。



白系の例（しっくい壁）



木肌の例（木そのものの色合い）

【5】公道に面する開口部の素材・色彩・修景

(1) 素材

- 公道に面する開口部の素材は、防火性能を満たす（準耐火建築物または耐火建築物）のものとします。

〔⇒ p.13【1】(1) 参照〕

(2) 色彩

- ① 公道に面する開口部の色彩は、彩度を下げた黒系又は茶系とします。

〔⇒ p.24【4】(2) 参照〕

- ② 公道に面するガラスは、透明又は白系とします。

(3) 修景 （※「修景」とは、風景・景観を美しく整えることをいいます）

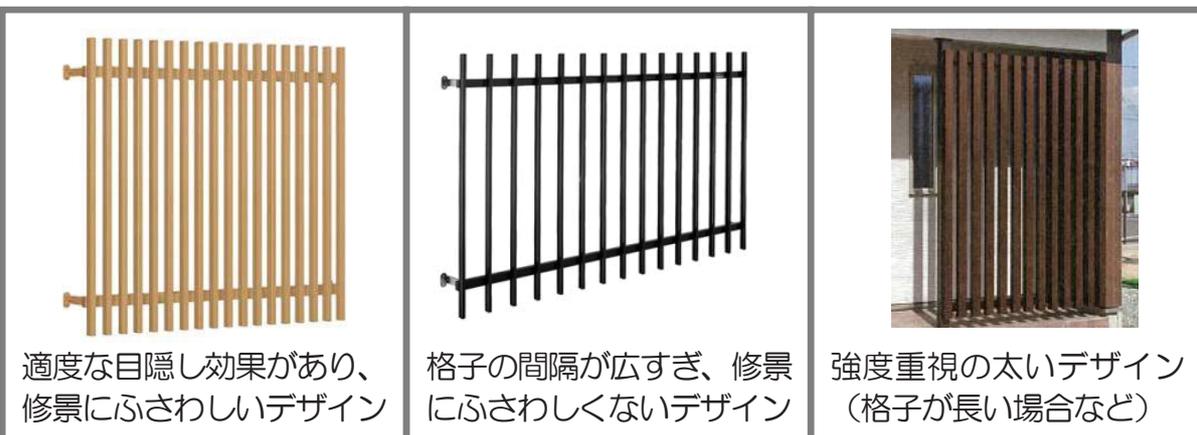
- ① 公道に面する開口部には、縦格子の修景をします。



○本町通りをはじめとする区域内の景観を特徴づけていた要素の一つが「縦格子」です。

○これを通りに面する開口部の修景に取り入れることで、かつての景観の再現につながり、個性と歴史性のあるまちなみを生み出すことができます。

○格子には多様なデザインがあるため、修景にふさわしい推奨基準を定めます。（次頁）

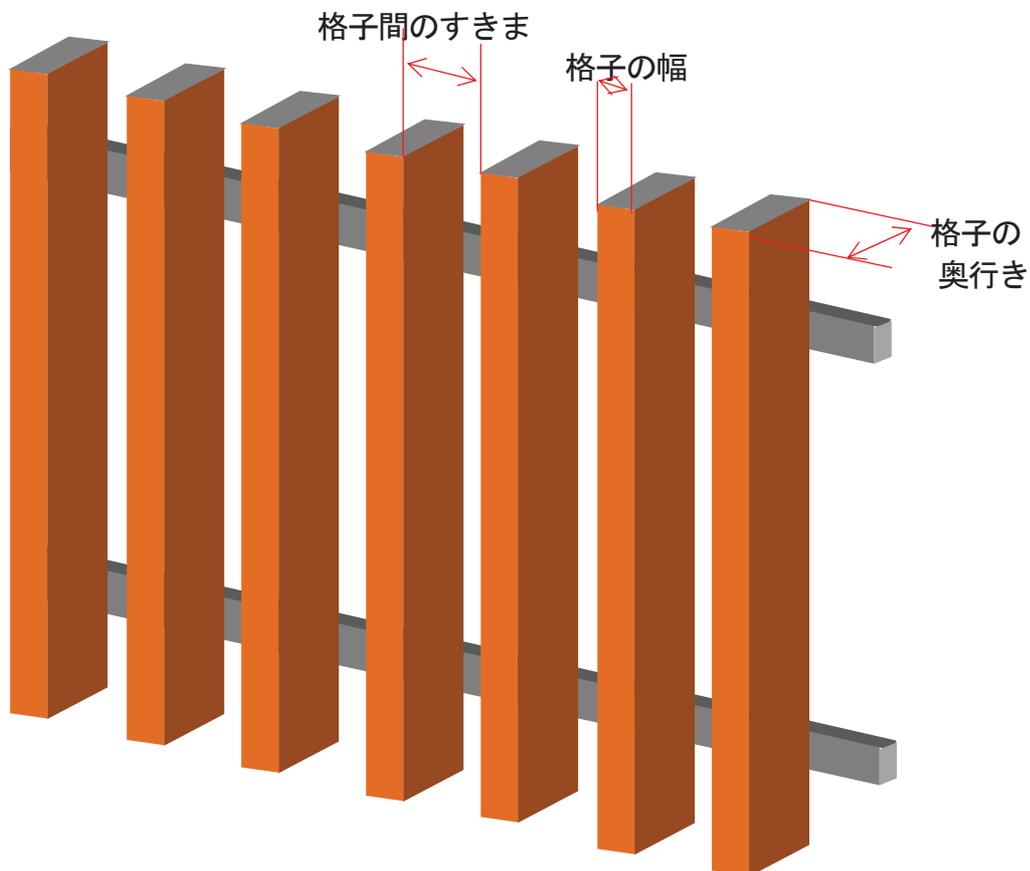


○まちなみの個性と歴史性を表現するのにふさわしいデザインで、防犯性と目隠し効果にも配慮をして、下の表のような縦格子の寸法を定めます。

○このような縦格子を、公道に面する窓の外側全体に取り付けたものを、開口部の修景デザインの推奨基準とします。

縦格子の寸法（推奨基準）

| 格子の幅 | 格子の奥行き | 格子の間隔（すきま） |
|---------------|-----------|---------------------------------------|
| 1.5cm ~ 7.5cm | 2cm ~ 9cm | 格子間のすきまが格子の幅の2倍以下 かつ11cm以下で、等間隔に配置 |



② 縦格子の修景には不燃材料を用います。

※アルミ、スチール、不燃木材（薬剤で処理して不燃性能を持たせた木材）など

【6】 付属施設

| | |
|------|--------------------------|
| 付属施設 | 付帯設備（室外機、給排水設備、電気設備など） |
| | 工作物（塀、さく、広告物、看板、自動販売機など） |

（1） 設置位置

- ① 公道に面する部分には設置しないようにします。
- ② 公道に面して付帯設備などをやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します。



（2） 色彩

- 公道に面してやむを得ず設置する場合は、彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調とします。

【7】土地利用

(1) 植樹・植栽

- ① 延焼の拡大の抑制と緑豊かなまちなみの形成を目指して、市街地内の緑化を推進します。

○糸魚川駅北大火の被災地の調査結果によると、加賀の井酒造周辺の林では、焼け残った土蔵などから判断して、土蔵の落葉樹（ケヤキ、イチョウ）の枝と、常緑樹（クロマツ、マサキ、ツバキ）の葉による遮熱、火の粉の飛散防止機能があったと考えられています。

○また、焼失した家並みの中では、イチョウやサクラ類など多くの落葉樹の冬芽が健全に生存していました。

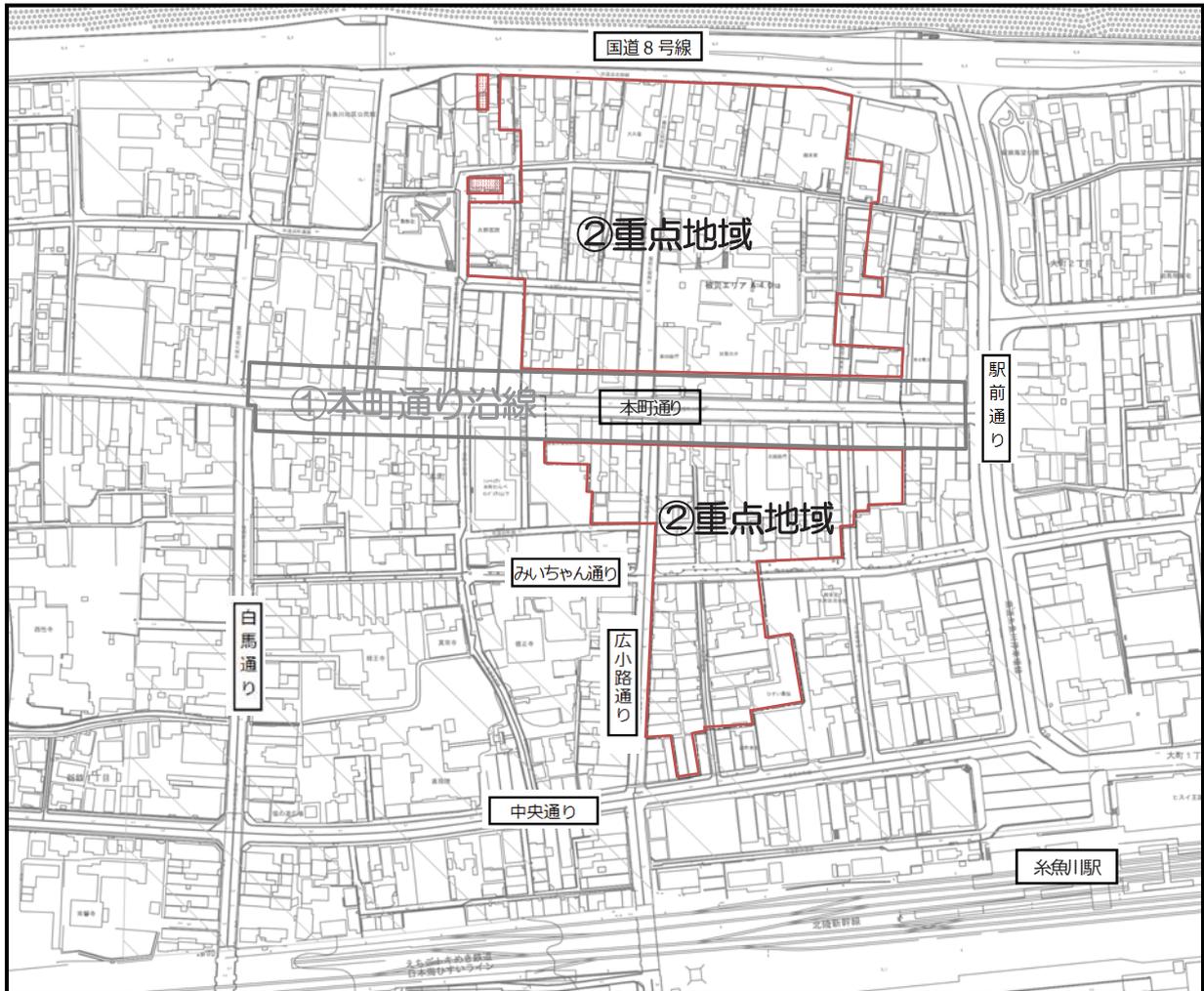
○落葉樹の夏の葉の含水率は常緑樹よりも高く、落葉した冬の枝には大量の水分を含んでおり、耐火力が強いことが既往研究から明らかになっています。



- ・敷地内の空地には、積極的に植樹・植栽などを施したり、既存の樹木など緑を残すことにより、防火・延焼対策と緑化推進に配慮することを推奨します。
- ・敷地内に塀を設ける際には、倒壊のおそれのあるブロック塀等とせず、景観・緑化に配慮した生垣等とすることを推奨します。

②重点地域の景観・不燃化ガイドライン

■対象範囲



- ・被災エリアのうち、本町通りの道路境界から奥行 12 メートルまでを除く範囲

※「①本町通り沿線」と「②重点地域」とにまたがって建つ建物は、「①本町通り沿線」のガイドラインが適用されます

■方針

- 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域の復興の中で不燃化を推進します。
- 建物の形状や色合い等の景観に関するこのガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

■内容一覧

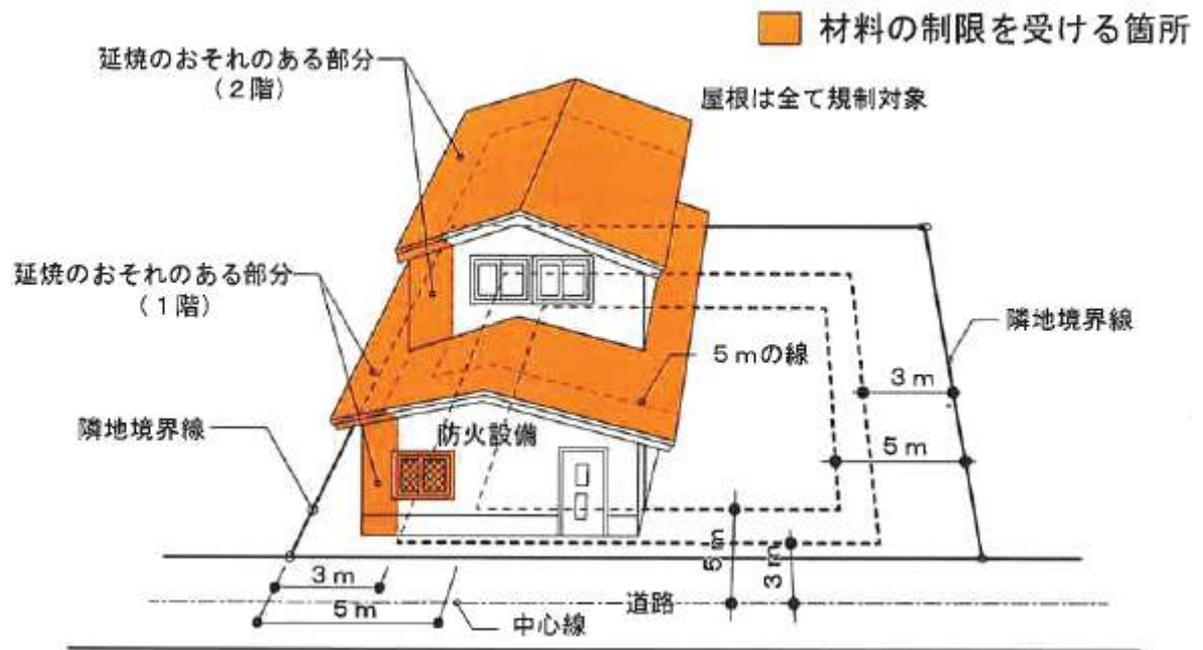
| | | | |
|-----------------|---------------------------------------|--|---|
| 建物・ 付属 建物 | 【1】 建物等の構造 | (1)防火性能 | ○外壁・軒裏は全て防火構造とします |
| | 【2】 建物等の配置 | (1)建物の位置 | ①通り側の外壁は、道路からの後退をおおむね2メートル程度までとし、隣接する建物との壁面を揃えます ②やむを得ず外壁を2メートル以上後退させる場合には、植栽等の配置によりまちなみの連続性を確保します |
| | | (2)屋根の形状・入口位置 | ①切妻屋根で、軒のある形状とします ②入口が通りに対して平入りとなるよう建物を配置します |
| | 【3】 屋根の素材・ 形状・色彩 | (1)素材 | ①日本瓦葺きとします ②やむを得ず瓦を用いない場合は、カラー鋼板を用いた長尺瓦棒葺き又は長尺横葺きとします |
| | | (2)形状 | ○勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます（3.5寸～5寸勾配） |
| | | (3)色彩 | ○黒系又は茶系とします |
| | 【4】 外壁の素材・ 色彩 | (1)素材 | ○防火性能を満たす素材とします |
| | | (2)色彩 | ○彩度を下げた黒系、茶系、白系（しっくい壁等）、木肌調（木そのものの色合い）とします 【色彩基準あり】 |
| | 【5】 公道に面する 開口部の素 材・色彩・修 景 | (1)素材 | ○防火性能を満たす素材とします |
| | | (2)色彩 | ①通彩度を下げた黒系又は茶系とします 【色彩基準あり】 ②公道に面するガラスは透明又は白系とします |
| (3)修景 | | ①縦格子の修景をします 【設計基準あり】 ②修景には不燃材料を用います | |
| 付属 施設 | 【6】 付属施設 | (1)設置位置 | ①公道に面する部分には設置しないようにします ②公道に面してやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します |
| | | (2)色彩 | ○公道に面してやむを得ず設置する場合は、彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調とします |
| そ の 他 | 【7】 土地利用 | 植栽・植樹 | ○敷地内の空地などで植栽・植樹を促進し、延焼の拡大を防ぐとともに、緑のある快適なまちを目指します |

【1】建物等の構造

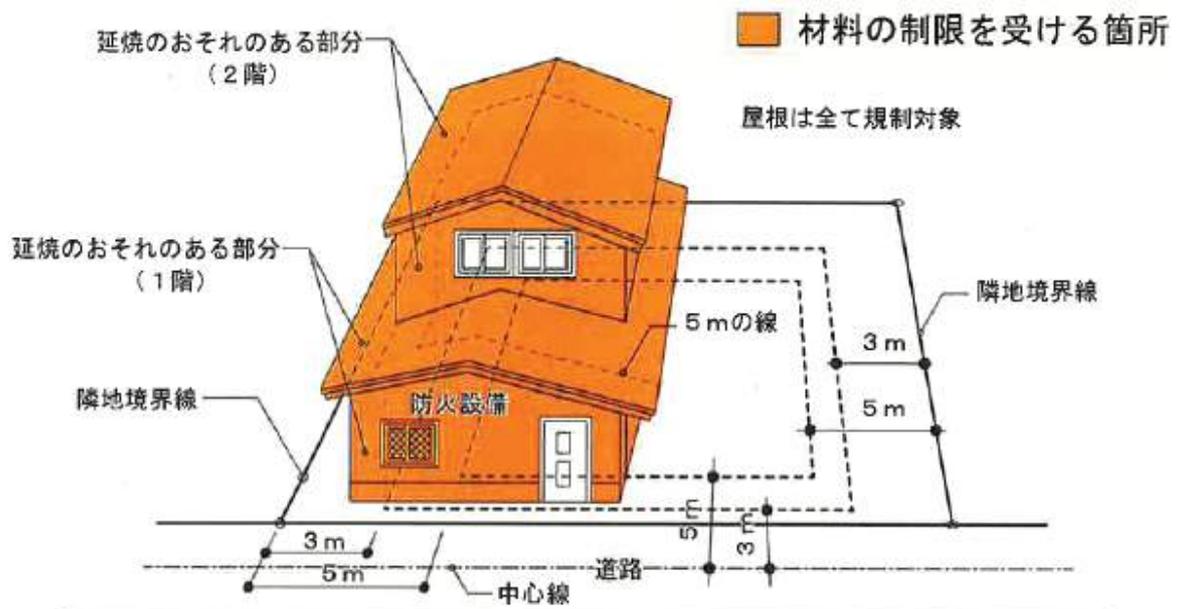
(1) 防火性能

○ 外壁・軒裏は全て防火構造とします。

準防火地域の仕様 : 「延焼の恐れのある部分」を防火構造とする



推奨する仕様 : 建物の外壁と軒裏をすべて防火構造とする

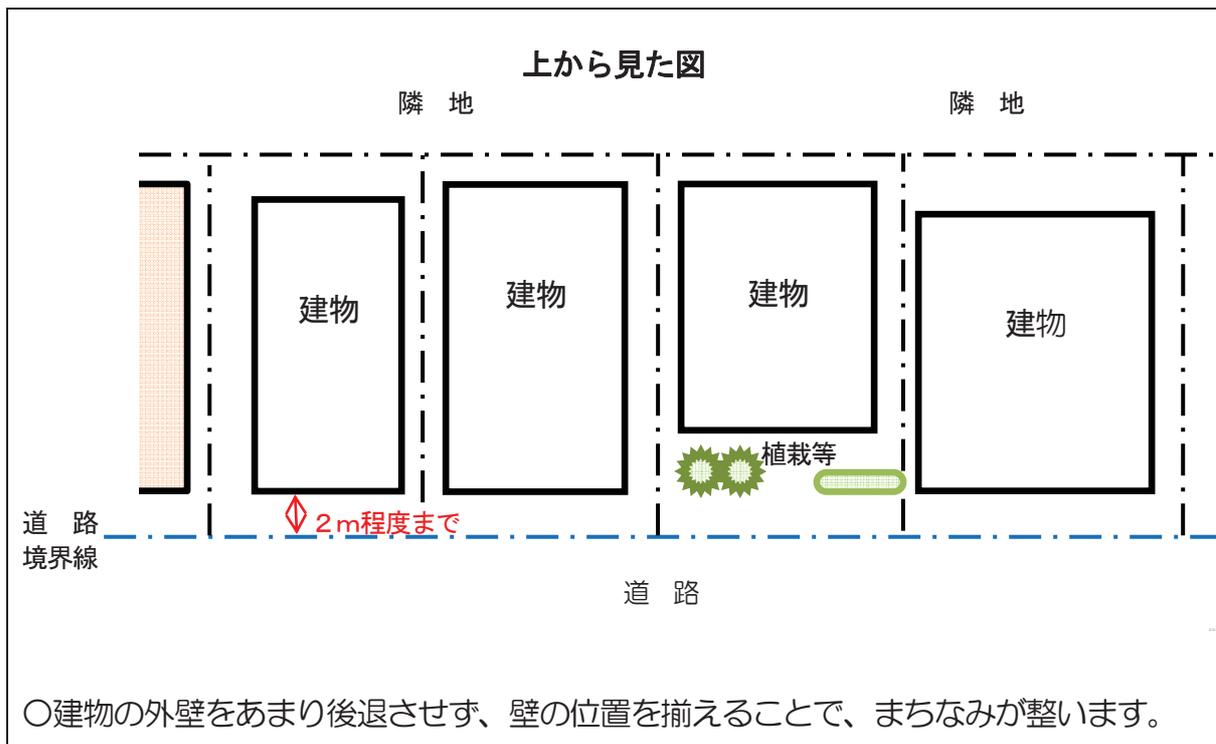


○当区域は準防火地域に指定されているため、延焼の恐れのある部分は防火構造にする必要がありますが、防火性能をさらに高めて不燃化を推進するため、建物全体の外壁・軒裏を防火構造とします。

【2】建物等の配置

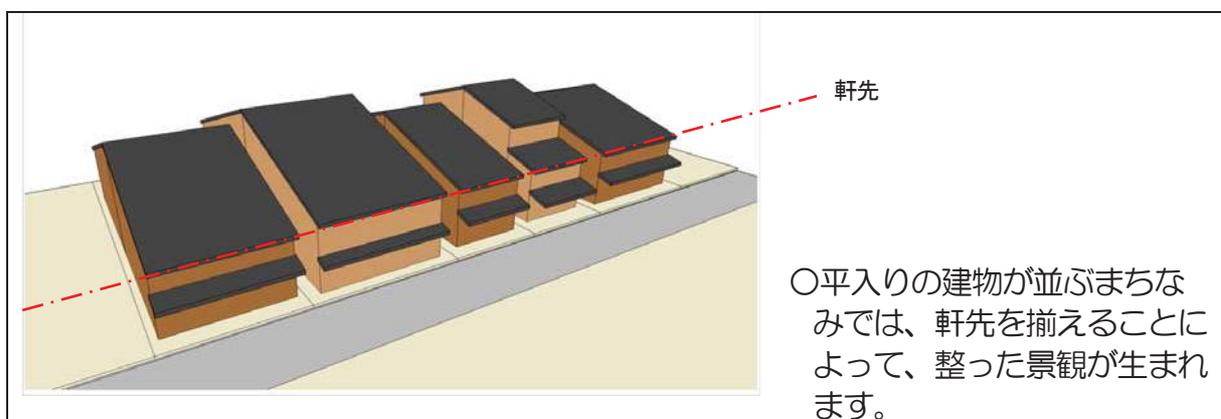
(1) 建物の位置

- ① 通り側の外壁は、道路からの後退をおおむね2メートル程度までとし、隣接する建物との壁面を揃えます。
- ② やむを得ず外壁を2メートル以上後退させる場合には、植栽等の配置によりまちなみの連続性を確保します。



※植栽には、防火力の強い常緑広葉樹（マサキ、ツバキなど）を使います。

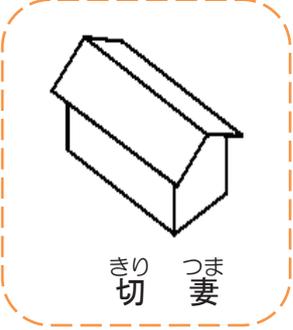
- ③ 通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます。



(2) 屋根の形状・入口の位置

① 切妻屋根で、軒のある形状とします。

【代表的な屋根の形状】



きり
切 つま
妻



よせ
寄 むね
棟



かた
ながれ
片流れ

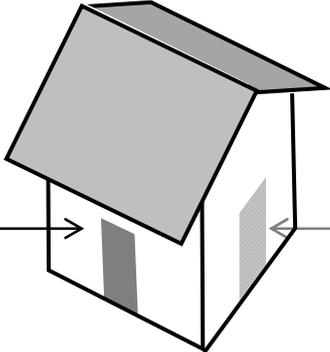


りく
やね
陸屋根

○糸魚川に多く見られる形状に揃えることで、糸魚川らしいまちなみを形成します

② 入口が通りに対して平入りとなるよう建物を配置します。

主な出入口が建物の
軒側にある「平入り」



主な出入口が建物の
妻側にある「妻入り」

○糸魚川に多く見られる形状に揃えることで、糸魚川らしいまちなみを形成します
(平入りで揃えると屋根の向きが揃うことになります)

【3】屋根の素材・形状・色彩

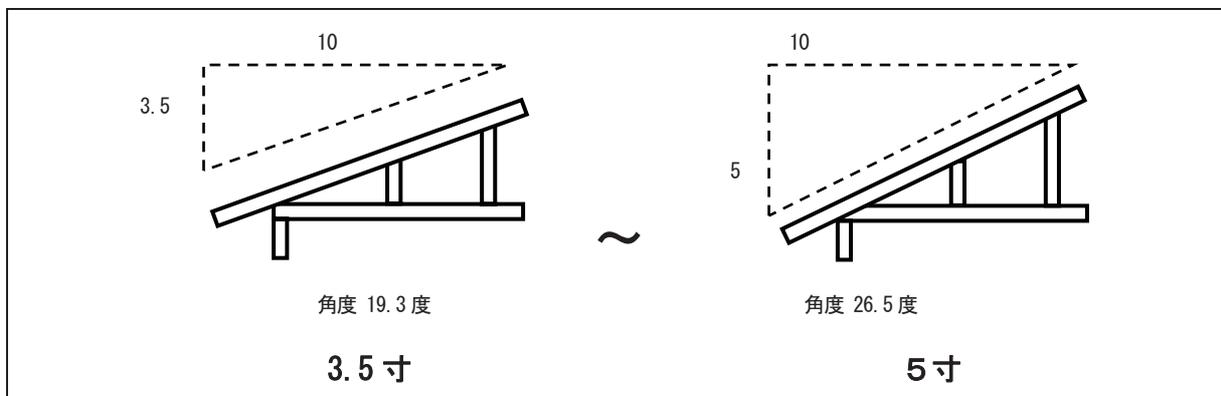
(1) 素材

- ① 日本瓦葺き とします。
- ② やむを得ず瓦を用いない場合は、カラー鋼板を用いた「長尺瓦棒葺き」又は「長尺横葺き」とします。



(2) 形状

- 勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます。(3.5寸～5寸勾配)



(3) 色彩

- 黒系又は茶系とします。

【4】外壁の素材・色彩

(1) 素材

○ 防火性能を満たす素材とします。

〔⇒ p.33【1】(1) 参照〕

(2) 色彩

○ 彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調（木そのものの色合い）を基調色とします。

・ 黒系、茶系、白系は、下のマンセル値によるものとします。

| 色 | マンセル値 | | |
|----|-------------|--------|--------|
| | 色相 H | 明度 V | 彩度 C |
| 黒系 | すべて | 0~2 | 0~1 |
| | | 0~3 | 0（無彩色） |
| 茶系 | 7.5R~10R | 0~4 | 0~4 |
| | 0.1YR~7.5YR | 0~5 | 0~5 |
| | 7.6YR~10YR | 0~4 | 0~4 |
| | 0.1Y~2.5Y | 0~2 | 0~4 |
| 白系 | 2.5YR~10YR | 9~10 | 0~1 |
| | 0.1Y~10Y | 8~10 | 0~2 |
| | 0.1GY~10YG | 8.5~10 | 0~1.5 |
| | 0.1G~5G | 9~10 | 0~1 |
| | すべて | 8.5~10 | 0（無彩色） |

・ 基調色のほかにアクセント的な色彩を使う場合は、小さい割合（10%程度以下）とし、基調色との調和に努めるものとします。

○色彩は、三つの属性（色相、明度、彩度）の組み合わせで表現されます。

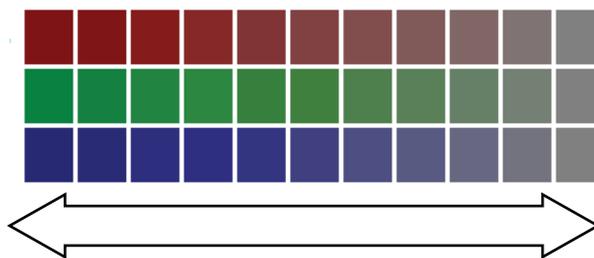
1) 色相 — 赤、黄、緑、青といった色の違い



2) 明度 — 色の明るさの度合い



3) 彩度 — 色の鮮やかさの度合い



○伝統的まちなみで多くを占める木造建物の色彩は、黒・茶・白です。

○彩度を下げていくことで、従来のまちなみに馴染む落ち着いた色彩になります。



白系の例：しっくい壁



木肌の例（木そのものの色合い）

【5】公道に面する開口部の素材・色彩・修景

(1) 素材

○ 公道に面する開口部の素材は、防火性能を満たすものとします。

〔⇒ p.33【1】(1) 参照〕

(2) 色彩

① 公道に面する開口部の色彩は、彩度を下げた黒系又は茶系とします。

〔⇒ p.37【4】(2) 参照〕

② 通りに面するガラスは透明又は白系とします。

(3) 修景 (※「修景」とは、風景・景観を美しく整えることをいいます)

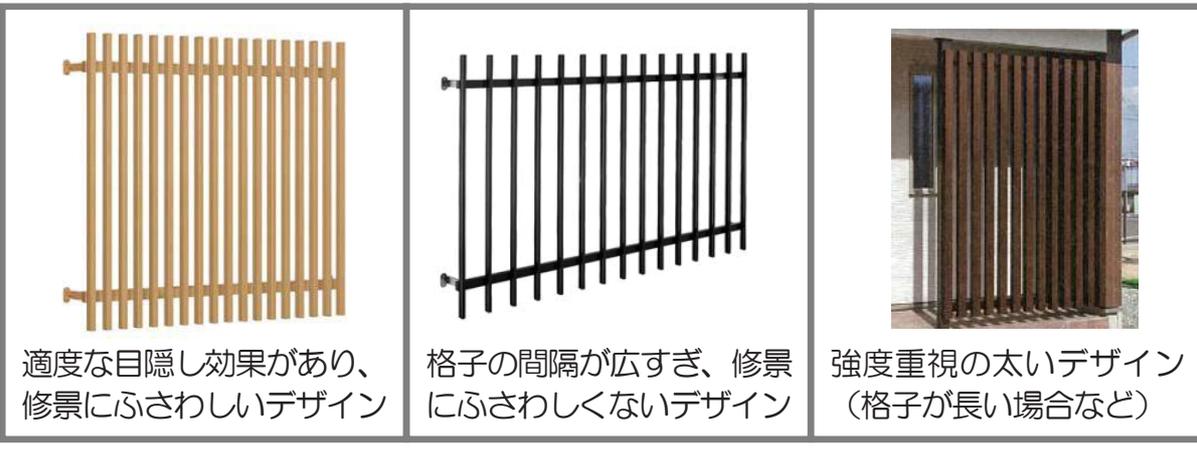
① 公道に面する開口部には、縦格子の修景をします。



○本町通りをはじめとする区域内的の景観を特徴づけていた要素の一つが「縦格子」です。

○これを通りに面する開口部の修景に取り入れることで、かつての景観の再現につながり、個性と歴史性のあるまちなみを生み出すことができます。

○格子には多様なデザインがあるため、修景にふさわしい推奨基準を定めます。(次頁)

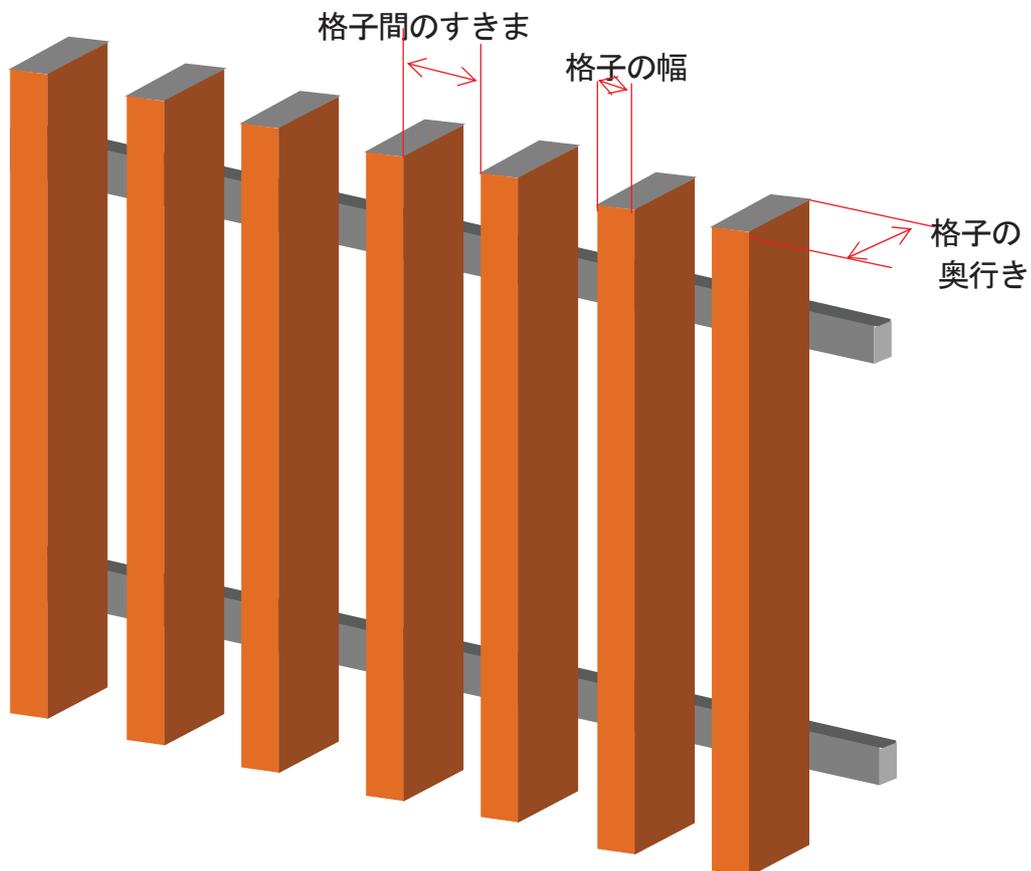


○まちなみの個性と歴史性を表現するのにふさわしいデザインで、防犯性と目隠し効果にも配慮をして、下の表のような縦格子の寸法を定めます。

○このような縦格子を、公道に面する窓の外側全体に取り付けたものを、開口部の修景デザインの推奨基準とします。

縦格子の寸法（推奨基準）

| 格子の幅 | 格子の奥行き | 格子の間隔（すきま） |
|---------------|-----------|---------------------------------------|
| 1.5cm ~ 7.5cm | 2cm ~ 9cm | 格子間のすきまが格子の幅の2倍以下 かつ11cm以下で、等間隔に配置 |



② 縦格子の修景には不燃材料を用います。

※アルミ、スチール、不燃木材（薬剤で処理して不燃性能を持たせた木材）など

【6】付属施設

| | |
|------|--------------------------|
| 付属施設 | 付帯設備（室外機、給排水設備、電気設備など） |
| | 工作物（塀、さく、広告物、看板、自動販売機など） |

（1）設置位置

- ① 公道に面する部分には設置しないようにします。
- ② 公道に面して付帯設備などをやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します。



（2）色彩

- 公道に面してやむを得ず設置する場合は、彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調とします。

【7】土地利用

(1) 植樹・植栽

- ① 延焼の拡大の抑制と緑豊かなまちなみの形成を目指して、市街地内の緑化を推進します。

○糸魚川駅北大火の被災地の調査結果によると、加賀の井酒造周辺の林では、焼け残った土蔵などから判断して、土蔵の落葉樹（ケヤキ、イチョウ）の枝と、常緑樹（クロマツ、マサキ、ツバキ）の葉による遮熱、火の粉の飛散防止機能があったと考えられています。

○また、焼失した家並みの中では、イチョウやサクラ類など多くの落葉樹の冬芽が健全に生存していました。

○落葉樹の夏の葉の含水率は常緑樹よりも高く、落葉した冬の枝には大量の水分を含んでおり、耐火力が強いことが既往研究から明らかになっています。



- ・ 敷地内の空地には、積極的に植樹・植栽などを施したり、既存の樹木など緑を残すことにより、防火・延焼対策と緑化推進に配慮することを推奨します。
- ・ 敷地内に塀を設ける際には、倒壊のおそれのあるブロック塀等とせず、景観・緑化に配慮した生垣等とすることを推奨します。



日本の国石『ヒスイ』

日本を代表する石、すなわち「国石」は、これまで正式に決められていませんでした。

2016（平成28）年9月24日、金沢大学で開かれた日本鉱物科学会の総会で「国石」の投票が行われ、花崗岩、輝安鉱、自然金、水晶、ヒスイの最終候補のなかから、糸魚川ゆかりのヒスイが選定されました。

景観・不燃化ガイドライン

編集発行 平成29年9月

糸魚川市 産業部 建設課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

TEL.025-552-1511(代) Fax.025-552-8477

E-mail kensetsu@city.itoigawa.lg.jp

URL <http://www.city.itoigawa.lg.jp/>

糸魚川市駅北大火

住宅（店舗）再建に係る支援制度

H 2 9 年 9 月（初版）

糸魚川市

【注記】

- ・この冊子は、平成29年9月現在の住宅（店舗）再建に係る支援制度をまとめたものです。
- ・今後、事業の内容や実施期間など変更になる場合があります。

目 次

| | |
|--------------------------|-------|
| ■ 支援額一覧表 | 1 |
| ■ 駅北地区現状変更行為届出書記入例 | 2 |
| 駅北地区で建物の新築、改修等行う際に必要となる届 | |
| ■ 申請などの流れ | 3 |
| ■ 支援制度 | |
| 1 糸魚川市街なみ環境整備事業補助金 | |
| ①重点地域景観（建物の配置・屋根・外壁） | 4 |
| ②重点地域景観（窓・縦格子） | 5 |
| ③本町通り沿線景観（縦格子） | 6 |
| ④本町通り沿線雁木整備 | 7 |
| 2 糸魚川市建築物不燃化促進補助金 | |
| ①重点地域不燃化 | 8 |
| ②本町通り沿線不燃化 | 9～10 |
| 3 地元事業者利用促進事業 | 11 |
| 【参考】上記1～3申請書記載例 | 12～15 |
| 4 ふるさと越後の家づくり復興支援事業 | 16～17 |
| 5 いといがわ木の香る家・店づくり促進事業 | 18 |
| 【参考】上記5～6申込書記載例等 | 19～23 |
| 6 被災者生活再建支援制度（住宅再建加算支援金） | 24 |
| 7 住宅再建融資利子補給金 | 25 |
| 【参考】上記7申請書記入例 | 26 |

支援額一覧表

| 制度 | | 申請時期 | 再建場所 | | |
|---------------------|---------------------|--------------|---------------------------------------|---|-----------------------------|
| | | | 重点地域 | 本町通り沿線 | 左記以外 糸魚川市内 |
| 街なみ環境整備事業 | 景観 (建物の配置・屋根・外壁) | 建築工事の 契約前 | 必要経費の全額 (上限40万円) | — | — |
| | 景観 (窓の修景) | | 必要経費の全額 (上限10万円) | | — |
| | 雁木整備 | | — | 整備費×95% 又は 整備延長×278,000円 の低い方の額 ※ | — |
| 建築物不燃化促進事業 | | | 必要経費の全額 (上限30万円) | 床面積に応じて (0～7,361,000円) | — |
| 地元事業者利用促進 | | | 基本10万円 (加算分含め最大40万円) | | 基本10万円 (加算分含め 最大20万円) |
| ふるさと越後の家づくり | | 建築工事の 契約後 | 越後杉の使用量に応じて20～100万円 (加算分含め最大179万円) | | |
| いといがわ木の香る 家・店づくり | | | 糸魚川産木材購入費の50% (上限:住宅30万円、店舗50万円) | | |

※雁木整備の補助率は住宅分

| | | | | | | |
|----------------------------|-----------|---|------|-------|-------|--------|
| 被災者生活再建支援制度 (住宅再建加算支援金) | 契約後 | 加算支援金 | | | | |
| | | 区分 | 世帯構成 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 |
| | | 全壊 | 2人以上 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| | | 大規模半壊 | 単身 | 150万円 | 75万円 | 37万5千円 |
| 再建融資利子補給 | 融資 契約後 | 貸付利率の1%までを最長5年間補助 (限度額:建設・購入1,100万円、補修590万円) | | | | |

駅北地区で住宅の新築、改築等を行う場合、
事前に市へ届け出てください。

記入例

様式第1号（第8条関係）

駅北地区現状変更行為届出書

平成 **29**年 **9**月 **27**日

糸魚川市長 様

住 所 糸魚川市一の宮1-2-5
氏 名 糸魚川 太郎 印

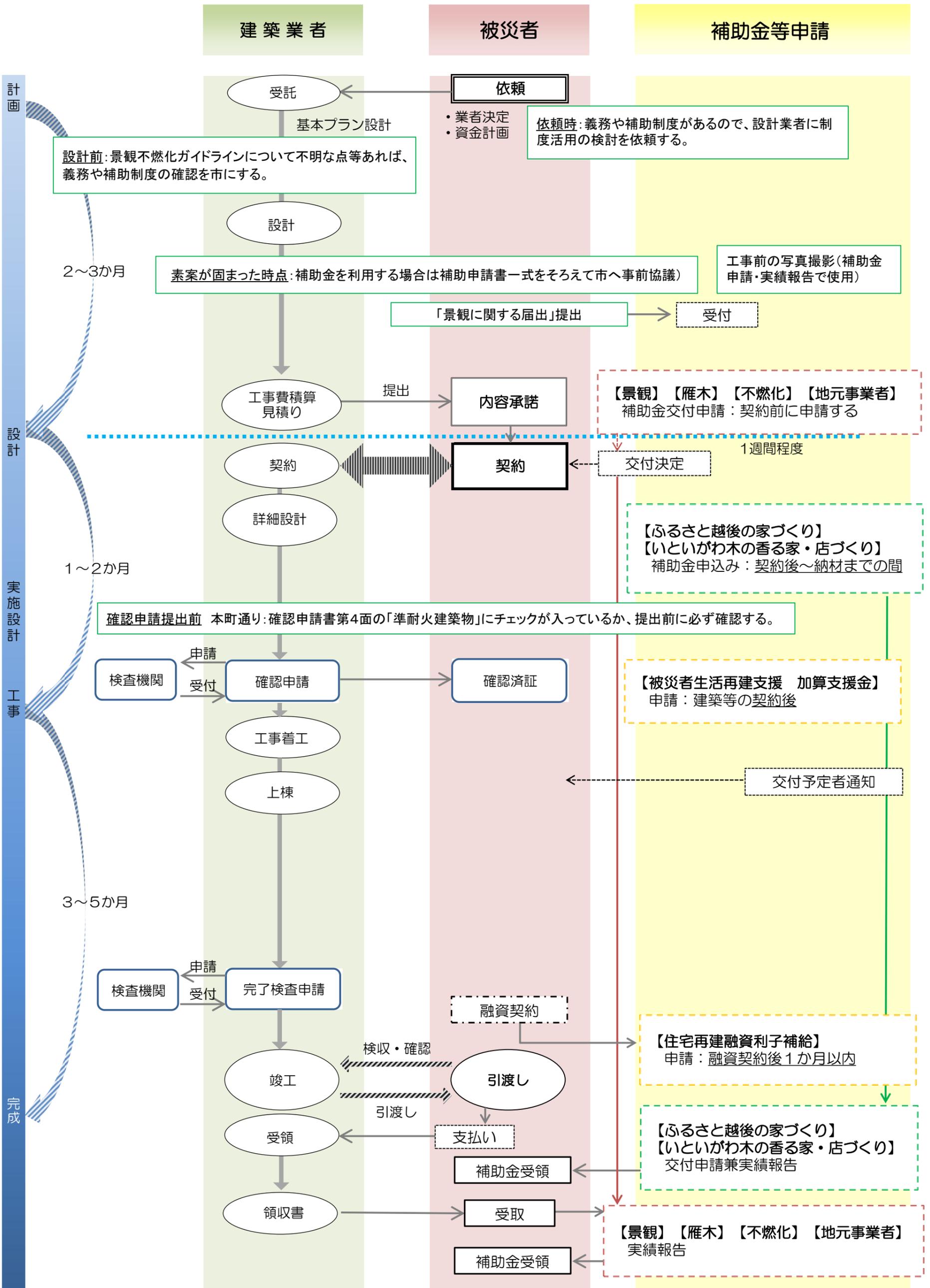
糸魚川市駅北地区街なみ環境整備要綱第8条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 行為者 糸魚川 太郎
- 2 工事場所 糸魚川市本町〇〇番〇〇号
- 3 工事の内容 （該当する記号に○印）
 - (1) 住宅等の新築、改築、移転又は除却
 - (2) 住宅等の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩若しくは材質の変更
 - (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
 - (4) 樹木の伐採（著しく外観の変更を伴うものに限る。）
 - (5) その他 （ ）
- 4 工事予定期間
着工 平成 **29**年 **10**月 **15**日
完成 平成 **30**年 **3**月 **31**日

添付書類

- ・設計図書
- ・着工前写真
- ・その他市長が必要と認める書類

◎ 住宅再建に係る支援制度 申請などの流れ



| | |
|------------------------|---|
| <p>制度の名称</p> | <p>1-① 糸魚川市街なみ環境整備事業補助金 【重点地域】景観（配置・屋根・外壁）</p> |
| <p>制度の内容 補助の条件</p> | <p>建物の形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め、推奨することにより、調和のとれた街なみの形成を目指します。</p> <p>■建物の外観整備に要する経費</p> <p>①入り口が通りに対して平入りとなるよう配置する。</p> <p>②屋根に黒系又は茶系の日本瓦（やむを得ない場合は、カラー鋼板）を使用し、軒のある切妻屋根で隣家と勾配を揃える。</p> <p>③外壁は防火性能を満たす素材で、色彩を黒系、茶系、白系、又は木肌調とする。</p> <p>以上、①から③まで実施する。</p> <p>* 建築業者との<u>契約前</u>に補助金の交付申請を行ってください。</p> |
| <p>補助額</p> | <p>上記経費の全額。上限 40 万円。</p> |
| <p>対象となる方</p> | <p>重点地域（本町通り沿線を除く被災地域（4ヘクタール））で、建築物を建てる方。</p> |
| <p>期間</p> | <p>平成 29 年 9 月 27 日から申請受付開始</p> |
| <p>お問合せ先</p> | <p>糸魚川市 産業部 建設課 建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375～2377</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>制度の名称</p> | <p>1-② 糸魚川市街なみ環境整備事業補助金 【重点地域】景観（窓・縦格子）</p> |
| <p>制度の内容 補助の条件</p> | <p>建物の形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め、推奨することにより、調和のとれた街なみの形成を目指します。</p> <p>■通りに面する開口部の整備に要する経費</p> <p>①国・県・市道に面する開口部（窓、ドア）の色彩は黒系又は茶系とする。</p> <p>②国・県・市道に面する開口部（窓）に縦格子の修景をする。修景には不燃材料を用い、色彩は黒系、茶系、白系又は木肌調とする。</p> <p>以上、①②を実施する。</p> <p>* 建築業者との<u>契約前</u>に補助金の交付申請を行ってください。</p> |
| <p>補助額</p> | <p>上記経費の全額。上限 10 万円。</p> |
| <p>対象となる方</p> | <p>重点地域（本町通り沿線を除く被災地域（4ヘクタール））で、建築物を建てる方。</p> |
| <p>期間</p> | <p>平成 29 年 9 月 27 日から申請受付開始</p> |
| <p>お問合せ先</p> | <p>糸魚川市 産業部 建設課 建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375～2377</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>制度の名称</p> | <p>1－③糸魚川市街なみ環境整備事業補助金 【本町通り沿線】景観（縦格子）</p> |
| <p>制度の内容 補助の条件</p> | <p>建物の形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め、推奨することにより、調和のとれた街なみの形成を目指します。</p> <p>■通りに面する開口部の整備に要する経費</p> <p>国・県・市道に面する開口部（窓）に縦格子の修景をする。修景には不燃材料を用い、色彩は黒系、茶系、白系又は木肌調とする。</p> <p>* 建築業者との<u>契約前</u>に補助金の交付申請を行ってください。</p> |
| <p>補助額</p> | <p>上記経費の全額。上限 10 万円。</p> |
| <p>対象となる方</p> | <p>本町通り（駅前通り西側から白馬通り東側まで）沿線で、建築物を建てる方。</p> |
| <p>期間</p> | <p>平成 29 年 9 月 27 日から申請受付開始</p> |
| <p>お問合せ先</p> | <p>糸魚川市 産業部 建設課 建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375～2377</p> |

| <p>制度の名称</p> | <p>1－④糸魚川市街なみ環境整備事業補助金 【本町通り沿線】雁木整備</p> | | | | | | | | | |
|------------------------|--|-------------|--------|---------|------------------|-------|-------------|----|-------|-------------|
| <p>制度の内容 補助の条件</p> | <p>糸魚川らしい本町通りの景観形成を促進するため、本町通り沿線の店舗・事業所又は住宅が雁木を整備する場合に、その整備費用の一部を補助します。</p> <p>■雁木の整備に要する経費</p> <p>雁木を準耐火建築物又は耐火建築物として整備する。</p> <p>* 建築業者との<u>契約前</u>に補助金の交付申請を行ってください。</p> | | | | | | | | | |
| <p>補助額</p> | <table border="1" data-bbox="536 1133 1366 1402"> <thead> <tr> <th>補助対象者</th> <th>補助率(ア)</th> <th>補助単価(イ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗・事業所 (併用住宅)</td> <td>90.0%</td> <td>263,000 円/m</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>95.0%</td> <td>278,000 円/m</td> </tr> </tbody> </table> <p>実際の雁木の整備費用に、補助率(ア)を乗じて得た額又は雁木の整備延長に補助単価(イ)を乗じて得た額の、いずれか低い方の額を補助金額とします。</p> | 補助対象者 | 補助率(ア) | 補助単価(イ) | 店舗・事業所 (併用住宅) | 90.0% | 263,000 円/m | 住宅 | 95.0% | 278,000 円/m |
| 補助対象者 | 補助率(ア) | 補助単価(イ) | | | | | | | | |
| 店舗・事業所 (併用住宅) | 90.0% | 263,000 円/m | | | | | | | | |
| 住宅 | 95.0% | 278,000 円/m | | | | | | | | |
| <p>対象となる方</p> | <p>本町通り（駅前通り西側から白馬通り東側まで）沿線の店舗・事業所又は住民で雁木を整備される方。</p> | | | | | | | | | |
| <p>期間</p> | <p>平成 29 年 9 月 27 日から申請受付開始</p> | | | | | | | | | |
| <p>お問合せ先</p> | <p>糸魚川市 産業部 建設課 建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375～2377</p> | | | | | | | | | |

| | |
|----------------|---|
| 制度の名称 | 2－①糸魚川市建築物不燃化促進補助金 【重点地域】建物不燃化 |
| 制度の内容 補助の条件 | 火災に強いまちづくりを進めるため、重点地域で防火性能を高めた建築物を建築する場合、建築費の一部を補助します。 ■不燃化促進に要する経費 外壁及び軒裏の <u>全て</u> を防火構造として建築する。 * 建築業者との <u>契約前</u> に補助金の交付申請を行ってください。 |
| 補助額 | 上記経費のうち、法令で防火構造とする必要がない部分の全額。上限 30 万円。 |
| 対象となる方 | 重点地域（本町通り沿線を除く被災地域（4ヘクタール））で、建築物を建てる方。 |
| 期間 | 平成 29 年 9 月 27 日から申請受付開始 |
| お問合せ先 | 糸魚川市 産業部 建設課 建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375～2377 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>制度の名称</p> | <p>2-②糸魚川市建築物不燃化促進補助金 【本町通り沿線】建物不燃化</p> |
| <p>制度の内容 補助の条件</p> | <p>本町通りを延焼遮断帯（火事の燃え広がりを食い止める帯状の地域）とするため本町通りで準耐火建築物又は耐火建築物を建築する際に建築費の一部を補助します。</p> <p>■補助の条件</p> <p>①準耐火建築物又は耐火建築物の基準で建てること ②本町通りに面した屋根と壁面は、間口に対し7割以上とし建築物の高さは5m以上とすること</p> <p>以上、①②の条件を満たすもの。</p> <p>* 建築業者との<u>契約前</u>に補助金の交付申請を行ってください。</p> |
| <p>補助額</p> | <p>建築物の延べ面積に応じて補助します。 補助額は次頁の一覧表のとおり。</p> |
| <p>対象となる方</p> | <p>本町通り（駅前通り西側から、白馬通り東側まで）の道路境界から奥行12mまでにかかる建築物を建てる方</p> |
| <p>期間</p> | <p>平成29年9月27日から申請受付開始</p> |
| <p>お問合せ先</p> | <p>糸魚川市 産業部 建設課 建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375～2377</p> |

糸魚川市建築物不燃化促進補助金（本町通り沿線）補助額表

一般建築助成額表（準耐火建築物）

国土交通省都市局補助事業実務必携より抜粋

対象床面積とは、3階まで（地階を除く）の延べ面積をいう。

| 助成対象床面積 ㎡以上～㎡未満 | 助成額(円) |
|--------------------|-----------|
| ～ 5 | 0 |
| 5 ～ 10 | 75,000 |
| 10 ～ 15 | 151,000 |
| 15 ～ 20 | 226,000 |
| 20 ～ 25 | 302,000 |
| 25 ～ 30 | 377,000 |
| 30 ～ 35 | 453,000 |
| 35 ～ 40 | 528,000 |
| 40 ～ 45 | 604,000 |
| 45 ～ 50 | 679,000 |
| 50 ～ 60 | 755,000 |
| 60 ～ 70 | 906,000 |
| 70 ～ 80 | 1,057,000 |
| 80 ～ 90 | 1,208,000 |
| 90 ～ 100 | 1,359,000 |
| 100 ～ 110 | 1,510,000 |
| 110 ～ 120 | 1,661,000 |
| 120 ～ 130 | 1,812,000 |
| 130 ～ 140 | 1,963,000 |
| 140 ～ 150 | 2,114,000 |
| 150 ～ 160 | 2,265,000 |
| 160 ～ 170 | 2,416,000 |
| 170 ～ 175 | 2,567,000 |
| 175 ～ 180 | 2,642,000 |
| 180 ～ 200 | 2,680,000 |
| 200 ～ 220 | 2,831,000 |
| 220 ～ 240 | 2,982,000 |
| 240 ～ 260 | 3,133,000 |
| 260 ～ 280 | 3,284,000 |
| 280 ～ 300 | 3,435,000 |
| 300 ～ 320 | 3,586,000 |
| 320 ～ 340 | 3,737,000 |
| 340 ～ 360 | 3,888,000 |
| 360 ～ 380 | 4,039,000 |
| 380 ～ 400 | 4,190,000 |
| 400 ～ 420 | 4,341,000 |
| 420 ～ 440 | 4,492,000 |
| 440 ～ 460 | 4,643,000 |
| 460 ～ 480 | 4,794,000 |
| 480 ～ 500 | 4,945,000 |
| 500 ～ 550 | 5,096,000 |
| 550 ～ 600 | 5,322,000 |
| 600 ～ 650 | 5,549,000 |
| 650 ～ 700 | 5,775,000 |
| 700 ～ 750 | 6,002,000 |
| 750 ～ 800 | 6,228,000 |
| 800 ～ 850 | 6,455,000 |
| 850 ～ 900 | 6,681,000 |
| 900 ～ 950 | 6,908,000 |
| 950 ～ 1,000 | 7,134,000 |
| 1,000㎡以上 | 7,361,000 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>制度の名称</p> | <p>3 地元事業者利用促進事業</p> |
| <p>制度の内容 補助の条件</p> | <p>地元事業者の利用を促進することにより、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>■補助の条件</p> <p>①市内に事業所を有する大工、工務店、建築会社等を利用し建物の新築・改築・増築・改修を実施するもの ※り災証明書の交付を受けた方については糸魚川市内に建築するもの</p> <p>②建築の費用が1棟あたり100万円以上のもの</p> <p>以上、①②の条件を満たすもの</p> |
| <p>補助額</p> | <p>建物1棟につき10万円。 以下の項目にあてはまる場合は、1項目につき、各10万円を加算します。</p> <p>①ふるさと越後の家づくり復興支援事業を併用するもの ②ガイドラインに基づき不燃化対策に取り組むもの ③ガイドラインに基づき景観形成に取り組むもの</p> |
| <p>対象となる方</p> | <p>①被災証明書又は罹災証明書の交付を受けた方 ②被災地域及び本町通り沿線において建築物を建てる方</p> |
| <p>期間</p> | <p>平成29年9月27日から申請受付開始 ※既に建築された方も補助の対象となります。</p> |
| <p>お問合せ先</p> | <p>糸魚川市 産業部 建設課 建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375~2377</p> |

建築業者との契約前に
申請してください。

記入例

平成 29年 9月 27日

糸魚川市長 様

住所 糸魚川市一の宮1-2-5

申請者

氏名 糸魚川 太郎 ㊟

補助金等交付申請書

糸魚川市駅北大火被災者支援関連補助金の交付を受けたいので、糸魚川市補助金等交付規則の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本事業の申込みに必要な事項として、市税納税状況について、当該事業の所管課職員が調査を行うことに同意します。

記

1 交付申請補助事業 (算出基礎は別紙1算出基礎表のとおり)

| | チェック | 補助事業名称 |
|-----|------|---------------------------------|
| 1-① | ✓ | 糸魚川市街なみ環境整備事業【重点地域】景観(配置・屋根・外壁) |
| 1-② | ✓ | 【重点地域】景観(開口部) |
| 1-③ | | 【本町通り】景観(開口部) |
| 1-④ | | 【本町通り】雁木 |
| 2-① | ✓ | 糸魚川市建築物不燃化促進【重点地域】 |
| 2-② | | 【本町通り】 |
| 3 | ✓ | 糸魚川市駅北大火地元事業者利用促進事業 |

2 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 課税事業者となっており、消費税仕入控除税額が確定しているため、補助事業に要する経費から消費税仕入控除税額を減額した。
- (2) 課税事業者となっていないため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
- (3) 消費税仕入控除税額が確定していないため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
- (4) 簡易課税事業者となっているため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。

(注) (1)、(2)、(3)、(4)のいずれかに○を付けること。

3 補助事業等の完了予定年月日

平成 30年 〇〇月 〇〇日

4 添付書類

別紙2 補助事業別添付書類一覧表による

5 補助金等の交付先

金融機関 〇〇銀行 糸魚川支店

口座番号 普通 1234567

口座名義 糸魚川 太郎 (申請者と同一名義)

6 その他

(1) 建築場所 糸魚川市本町〇〇番〇〇号

(2) 建築確認の申請予定日と提出先予定 平成 **29**年 **10**月 **5**日
糸魚川市

(3) 住宅及び店舗完了引渡し年月日 平成 **30**年 〇〇月 〇〇日

※暴力団員等ではないことの誓約

私又は私が代表を務める団体等の役員は、糸魚川市補助金等交付規則第4条第3項に規定する暴力団員等ではありません。

別紙1 算出基礎表

| 該当の有無 | 補助事業名称 | | 交付申請額 | 同左算出基礎 |
|-------|----------------|-------------------------|------------------|--|
| | 糸魚川市街なみ環境整備事業 | | | |
| ✓ | ① | 重点地域 景観(建物の配置・屋根・外壁) | 400,000 | 補助対象経費 5,000,000 (上限40万円) |
| ✓ | ② | 重点地域 景観(開口部) | 100,000 | 補助対象経費 350,000 (上限10万円) |
| | ③ | 景観(開口部) | | 補助対象経費 (上限10万円) |
| | ④ | 本町通り 雁木整備 | | 「整備費×補助率」又は「補助単価×整備延長」の 何れか低い金額 【事業所】補助率90%・補助単価263,000円/m 【住宅】補助率95%・補助単価278,000円/m 整備費 _____ 円× _____ % 又は 整備延長 _____ m× _____ 円 のいずれか低い方の額 |
| | 糸魚川市建築物不燃化促進事業 | | | |
| ✓ | ① | 重点地域 | 300,000 | 補助対象経費 750,000 (上限30万円) |
| | ② | 本町通り | | 補助対象床面積 1階 _____ m ² 2階 _____ m ² 3階 _____ m ² 合計 _____ m ² (補助金額は下段算出基礎表のとおり) □私は、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者ではありません。 |
| ✓ | 3 | 地元事業者利用促進事業 | 400,000 | 建物1棟につき10万円(取組みに応じて各10万円の加算あり) <input checked="" type="checkbox"/> 地元事業者利用(基本) <input checked="" type="checkbox"/> ふるさと越後の家づくり復興支援事業を併用(加算) <input checked="" type="checkbox"/> 上記1糸魚川市街なみ環境整備事業に取組む(加算) <input checked="" type="checkbox"/> 上記2糸魚川市建築物不燃化促進事業に取組む(加算) |
| 合計 | | | 1,200,000 | 申請合計 4 件 |

2-② 糸魚川市建築物不燃化促進事業(本町通り) 算出基礎表

| 面積区分 | 助成額 | 面積区分 | 助成額 | 面積区分 | 助成額 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 0 ~ 5 | 0 | 120 ~ 130 | 1,812,000 | 380 ~ 400 | 4,190,000 |
| 5 ~ 10 | 75,000 | 130 ~ 140 | 1,963,000 | 400 ~ 420 | 4,341,000 |
| 10 ~ 15 | 151,000 | 140 ~ 150 | 2,114,000 | 420 ~ 440 | 4,492,000 |
| 15 ~ 20 | 226,000 | 150 ~ 160 | 2,265,000 | 440 ~ 460 | 4,643,000 |
| 20 ~ 25 | 302,000 | 160 ~ 170 | 2,416,000 | 460 ~ 480 | 4,794,000 |
| 25 ~ 30 | 377,000 | 170 ~ 175 | 2,567,000 | 480 ~ 500 | 4,945,000 |
| 30 ~ 35 | 453,000 | 175 ~ 180 | 2,642,000 | 500 ~ 550 | 5,096,000 |
| 35 ~ 40 | 528,000 | 180 ~ 200 | 2,680,000 | 550 ~ 600 | 5,322,000 |
| 40 ~ 45 | 604,000 | 200 ~ 220 | 2,831,000 | 600 ~ 650 | 5,549,000 |
| 45 ~ 50 | 679,000 | 220 ~ 240 | 2,982,000 | 650 ~ 700 | 5,775,000 |
| 50 ~ 60 | 755,000 | 240 ~ 260 | 3,133,000 | 700 ~ 750 | 6,002,000 |
| 60 ~ 70 | 906,000 | 260 ~ 280 | 3,284,000 | 750 ~ 800 | 6,228,000 |
| 70 ~ 80 | 1,057,000 | 280 ~ 300 | 3,435,000 | 800 ~ 850 | 6,455,000 |
| 80 ~ 90 | 1,208,000 | 300 ~ 320 | 3,586,000 | 850 ~ 900 | 6,681,000 |
| 90 ~ 100 | 1,359,000 | 320 ~ 340 | 3,737,000 | 900 ~ 950 | 6,908,000 |
| 100 ~ 110 | 1,510,000 | 340 ~ 360 | 3,888,000 | 950 ~ 1,000 | 7,134,000 |
| 110 ~ 120 | 1,661,000 | 360 ~ 380 | 4,039,000 | 1,000 ~ | 7,361,000 |

別紙2 補助事業別添付書類一覧表

| 補助事業名称 | 区 | 分 | 確認 | 添付書類 |
|-----------------------|------|----------------------------|-------------------------------------|---|
| 1-① 糸魚川市街なみ環境整備事業 | 重点地域 | 景観 (配置) (屋根) (外壁) | <input checked="" type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 2 求積図(屋根面積) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 3 外部仕上表 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 4 配置図(1/200) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 5 立面図(1/100) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 6 屋根状図(1/100) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 7 色彩計画表 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 8 材料仕様書(外壁材の大臣認証のコピー) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 9 現況写真 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 10 見積書 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 11 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 1-② 糸魚川市街なみ環境整備事業 | 重点地域 | 景観 (面格子) | <input checked="" type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 2 配置図(1/200) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 3 立面図(1/100) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 4 色彩計画表 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 5 材料仕様書(面格子の寸法、材質がわかる資料) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 6 現況写真 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 7 見積書 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 1-③ 糸魚川市街なみ環境整備事業 | 本町通り | 景観 (面格子) | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 配置図(1/200) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 立面図(1/100 対象箇所を示すこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 色彩計画表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 材料仕様書(面格子の寸法、材質がわかる資料) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 見積書 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 1-④ 糸魚川市街なみ環境整備事業 | 本町通り | 雁木 | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 外部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 内部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 配置図(1/200) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 平面図(1/100 軒の出、雁木の長さを記載のこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 断面図 (1/100 雁木部分のみ・天井の高さ、有効通路幅を記載のこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 見積書 |
| 2-① 糸魚川市建築物不燃化促進事業 | 重点地域 | | <input checked="" type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 2 求積図(外壁と軒裏で延焼の恐れのある部分以外の面積) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 3 外部仕上表(外壁と軒裏の防火構造仕様の記載) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 4 配置図 (1/200 外壁と軒裏の延焼に恐れのある部分以外の部分) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 5 平面図 (1/100 外壁と軒裏の延焼に恐れのある部分以外の部分) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 6 立面図 (1/100 外壁と軒裏の延焼に恐れのある部分以外の部分) |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 7 現況写真 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 8 見積書 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 9 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 2-② 糸魚川市建築物不燃化促進事業 | 本町通り | | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 求積図(1階から3階までの床面積とその合計) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 外部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 内部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 配置図 (1/200 本町通りから2.4m、12mの線を記載のこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 平面図(1/100) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 立面図(1/100 2面以上、高さ5mの線を記載のこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 9 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 3 糸魚川市駅北大火地元事業者利用促進事業 | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 1 位置図 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 2 見積書 |
| | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 3 被災証明書又は罹災証明書 |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 4 ふるさと越後の家づくり復興支援事業 |
| 制度の内容 | <p>越後杉を使用して住宅、店舗等を再建した方の建築の一部を補助します。</p> <p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越後杉の使用量に応じて20万～100万円を補助 <p>※県産瓦・畳・しっくい塗りを使用した場合の加算あり (加算後最大補助額179万円) →次頁をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いといがわ木の香る家・店づくり促進事業」と併用可 ・建築費から火災保険等受領額を差し引いた額が補助対象 <p>※復興支援以外の家づくり事業もあります。</p> <p>「ふるさと越後の家づくり事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額：10万～40万円 (加算を含む最大補助額99万円) <p>※こちらは、火災保険等受領額の差引きを行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いといがわ木の香る家・店づくり促進事業」と併用可 ・「ふるさと越後の家づくり復興支援事業」との併用不可 |
| 対象となる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・「り災証明書」の交付を受けた方 ・越後杉ブランド認証材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ・原則として糸魚川市内に再建するもの ・県内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの 等 |
| 期 間 | 平成30年3月20日までに実績報告書を提出 |
| お問合せ先 | <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県糸魚川地域振興局 林業振興課 TEL 025-552-5473 ・糸魚川市産業部 商工農林水産課 林業水産係 TEL 025-552-1511 |
| お申込み先 | <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県糸魚川地域振興局 林業振興課 TEL 025-552-5473 ・糸魚川市産業部 建設課 建築住宅係 TEL 025-552-1511 |

補助基準、加算の条件

(①ふるさと越後の家づくり復興支援事業)

- ・越後杉ブランド認証材を一定量以上使用する場合に補助金を交付
(基本フレーム)
 - ・各条件を満たす場合にそれぞれ補助金を加算 (加算措置)
- ※補助額の合計は最大 179 万円

| 項目 | 条件 | 補助額 | |
|--------|--|--|--|
| 基本フレーム | 越後杉ブランド認証材を5 m ³ 以上かつ0.09 m ³ /m ² 以上使用 | 5~10 m ³ 未満 : 20 万円 10~15 m ³ 未満 : 40 万円 15~20 m ³ 未満 : 60 万円 20~25 m ³ 未満 : 80 万円 25 m ³ 以上 : 100 万円 | |
| 加算措置 | 瓦加算 | ・県産瓦使用 ・瓦代金 20 万円以上 ・瓦代金が補助額を下回る場合は、その額が限度 | 100 m ² 未満 : 24 万円 100~166 m ² 未満 : 30 万円 166~200 m ² 未満 : 40 万円 200 m ² 以上 : 50 万円 |
| | 畳加算 | ・県内畳業者実施※1 ・畳工事5万円以上 ・右項目の組合せで上限10万円 | 4.5 畳 : 2万円 6 畳 : 3万円 8 畳 : 4万円 10 畳 : 5万円 |
| | しっくい塗り加算 | ・県内左官業者施工 ・仕様書※2 に沿う施工 | 20~40 m ² 未満 : 5万円 40~60 m ² 未満 : 11 万円 60~80 m ² 未満 : 14 万円 80 m ² 以上 : 19 万円 |

※1 県内畳業者が採寸、縫着、敷込を行う畳を使用する場合

※2 「既調合しっくい塗り標準仕様書」(土木部都市局営繕課)

| | |
|---------------|---|
| <p>制度の名称</p> | <p>5いといがわ木の香る家・店づくり促進事業</p> |
| <p>制度の内容</p> | <p>糸魚川産木材を使用して住宅、店舗等を再建した方の建築費の一部を補助します。</p> <p>◎補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再建に使用した糸魚川産材木材購入費の50% ・上限額 住宅・共同住宅 30万円 店舗・事業所 50万円 <p>◎補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「り災証明書」の交付を受けた方 ・糸魚川産木材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ・糸魚川市内に再建するもの ・糸魚川市内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの <p>※「ふるさと越後の家づくり復興支援事業」及び「ふるさと越後の家づくり事業」と併用可</p> |
| <p>対象となる方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「り災証明書」の交付を受けた方 ・糸魚川産木材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ・糸魚川市内に再建するもの ・糸魚川市内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの |
| <p>期 間</p> | <p>住宅・店舗等が3月末日までに完成する年度において申請してください。</p> |
| <p>お問合せ先</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの木の家づくり振興協議会(ぬながわ森林組合内) TEL 025-552-1533 ・糸魚川市産業部 商工農林水産課 林業水産係 TEL 025-552-1511 |
| <p>お申込み先</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの木の家づくり振興協議会(ぬながわ森林組合内) TEL 025-552-1533 ・糸魚川市産業部 建設課 建築住宅係 TEL 025-552-1511 |

必要な書類一覧

①ふるさと越後の家づくり復興支援事業

| | 書 類 | 加算 | 提出時期 | |
|----|--|------|------|---------------|
| | | | 申込 | 交付申請兼 実績報告 |
| 1 | ふるさと越後の家づくり事業申込書 | — | ○ | |
| 2 | り災証明書（写） | — | ○ | |
| 3 | 位置図 | — | ○ | |
| 4 | 建築確認済証（写）または契約書（写） | — | ○ | |
| 5 | 屋根施工面積が分かるもの | 県産瓦 | △ | |
| 6 | 畳施工面積が分かるもの | 県産畳 | △ | |
| 7 | ふるさと越後の家づくり復興支援事業 補助金交付申請書兼実績報告書 | — | | ○ |
| 8 | 事業成績書 | — | | ○ |
| 9 | 越後杉使用住宅等証明書 | — | | ○ |
| 10 | 県産瓦出荷証明書 | 県産瓦 | | △ |
| 11 | 納品状況の分かる写真 | 県産瓦 | | △ |
| 12 | 屋根面積の分かる図面 | 県産瓦 | | △ |
| 13 | 領収書の写し等 （屋根面積が 80 m ² 未満の場合） | 県産瓦 | | △ |
| 14 | 県産畳施工報告書 | 県産畳 | | △ |
| 15 | 納品状況の分かる写真 | 県産畳 | | △ |
| 16 | 施工面積の分かる図面 | 県産畳 | | △ |
| 17 | 領収書の写し等 | 県産畳 | | △ |
| 18 | しっくい塗り施工証明書 | しっくい | | △ |
| 19 | しっくい塗り施工面積の分かる完成写真 | しっくい | | △ |
| 20 | 越後杉ブランド認証材納品書兼証明書 （第4号様式） | — | | ○ |
| 21 | 再建費用及び住宅等に係る火災保険等 報告書 | — | | ○ |

○・・・必要

△・・・加算に該当する場合のみ必要

②いといがわ木の香る家・店づくり促進事業

| | 書 類 | 提出時期 | |
|----|----------------------------------|------|---------------|
| | | 申込 | 交付申請兼 実績報告 |
| 1 | 申込書 | ○ | |
| 2 | り災証明書（写） | ○ | |
| 3 | 位置図 | ○ | |
| 4 | 建物平面図 | ○ | |
| 5 | 建築確認済証（写）または契約書（写） | ○ | |
| 6 | 備品見積書 （店づくりで備品購入分を補助対象としたい場合） | △ | |
| 7 | いといがわ木の香る家・店づくり促進事業完了 報告書兼請求書 | | ○ |
| 8 | 建築物等完成写真 | | ○ |
| 9 | 糸魚川産材PR活動状況写真 | | ○ |
| 10 | 木拾い表（様式自由） | | ○ |
| 11 | 産地証明書 | | ○ |
| 12 | 糸魚川産木材購入内訳 | | ○ |

○・・・必要

△・・・該当する場合のみ必要

平成29年度ふるさと越後の家づくり復興支援事業申込書

平成29年 4月 1日

地域振興局長 様

建築場所を
管轄する地
域振興局長
あて

連絡する
ことがある
ので、
内容のわ
かる担当
者を記入
のこと

| | | | | | |
|-----|---------------|--------------|----------------------------|--------|-----------|
| 申込者 | 申請者 (施工業者) | 住所 | 〒950-9655 新潟市中央区新光町4番地1 | | |
| | | 名称 | 株式会社 美咲工務店 | | |
| | | 代表者名 | 代表取締役 美咲 光一 印 | | |
| | | TEL | 025-280-5324 | 担当者名 | 木材部 新潟 太郎 |
| | 連名者 (建築主) | 所在地 | 〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1 | | |
| | | 名称 | 越後 杉太郎 印 | | |
| TEL | | 025-552-5473 | 担当者名 | 越後 杉太郎 | |

ふるさと越後の家づくり復興支援事業実施要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。また、同要領第5条3の基準に適合した居住用住宅、共同住宅、店舗、事業所を再建することを誓約します。

記

1 建築の概要 (被災した時点で所有していた建築物の再建が対象)

| | | | | | |
|-----------------------|---------------|--------------------------------|--|----------|---------------|
| 1 建築物種類 | 居住用住宅 | 共同住宅 | 店舗 | 事業所 | *該当するものに○印のこと |
| 2 建築場所 ※1 | 糸魚川市南押上1-15-1 | | | | |
| 3 延床面積 | 120 | 31 | m ² | A | |
| 4 越後杉ブランド認証材使用量 (予定量) | 26.51 | | m ³ | B | |
| | 0.22 | m ³ /m ² | (B/A = 0.09 m ³ /m ² 以上) | | |
| 5 納材予定日 | 平成29年 4月 1日 | | 納材者 | 新潟木材株式会社 | |

数値は小
数第3位
を四捨五
入する

四捨五入
せずに
0.09m³
以上である
こと

※1 糸魚川市以外に再建する場合は、7「糸魚川市内に再建できない理由」に該当する理由を記入して下さい。

2 他事業との併用申請予定の有無 有 無 地域型住宅グリーン化事業

※いずれかに○印をし、有の場合は事業名を記載のこと。

3 予定補助金額と予定負担額の比較

| | | | | | | | | |
|------------|---|-------|---|-------|---|----------|---|---------|
| 越後杉ブランド認証材 | + | 県産瓦加算 | + | 県産畳加算 | + | しっくい塗り加算 | = | 予定補助金額① |
| 100万円 | | 50万円 | | 10万円 | | 19万円 | | 179万円 |

200m²以上瓦を使用した場合

80m²以上しっくい塗りを施工した場合

加算希望の場合は申込時に申告する

| | | | | |
|---------|---|-----------|---|--------|
| 住宅等建築費用 | - | 火災保険等受領額* | = | 予定負担額② |
| 2,000万円 | | 1,800万円 | | 200万円 |

※②が①より少ない場合は、②が補助上限額となります。

*見込みも含む

注 越後杉ブランド認証材使用量及び加算の申告に当って

- ・実績報告の際、申込み時に比べ補助及び加算基準が上回った場合でも、補助金額は増額しません。
- ・実績報告の際、申込み時に比べ補助及び加算基準を下回った場合は、補助金額を減額します。

申込時より実績数値が上回っても補助金は増額しません。
申込時より実績数値が下回った場合は補助金を減額します。

4 県産瓦加算の有無

有 ・ 無

※いずれかに○印のこと。

| | | | | | |
|---------------|---------------|---------------------|---------------------|--|------------------------------|
| 県産瓦屋根面積 (加算額) | 100㎡未満 (24万円) | 100㎡以上166㎡未満 (30万円) | 166㎡以上200㎡未満 (40万円) | <input checked="" type="radio"/> 200㎡以上 (50万円) | ※該当する箇所に○印のこと。県産瓦を施工する面積に限る。 |
|---------------|---------------|---------------------|---------------------|--|------------------------------|

- ※ 県産瓦加算を希望する場合は、屋根施工面積のわかる書類を添付のこと。
- ※ 瓦の代金が加算額を下回る場合は、その額を限度とする。

屋根の展開面積が対象

5 県産畳加算の有無

有 ・ 無

※いずれかに○印のこと。

| | | | | | | |
|---------------|---------------|---|------|---|------------|--|
| 県産畳施工面積 (加算額) | 4.5畳当たり (2万円) | × | 2 部屋 | = | 9 畳 (4万円) | ※該当する部屋数を記載し、施工面積と加算額の合計を計算すること。 上限額は10万円 |
| | 6畳当たり (3万円) | × | 1 部屋 | = | 6 畳 (3万円) | |
| | 8畳当たり (4万円) | × | 部屋 | = | 畳 (万円) | 施工面積合計 25 畳 |
| | 10畳当たり (5万円) | × | 1 部屋 | = | 10 畳 (5万円) | 加算額合計 10 万円 |

- ※ 県産畳加算を希望する場合は、畳施工面積のわかる書類を添付のこと。

10万円が上限

6 しっくい塗り加算の有無

有 ・ 無

※いずれかに○印のこと。

| | | | | | |
|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|---|---------------------------------|
| しっくい塗り施工面積 (加算額) | 20㎡以上 40㎡未満 (5万円) | 40㎡以上 60㎡未満 (11万円) | 60㎡以上 80㎡未満 (14万円) | <input checked="" type="radio"/> 80㎡以上 (19万円) | ※該当する箇所に○印のこと。しっくい塗りを施工する面積に限る。 |
|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|---|---------------------------------|

- ※ しっくい塗り加算は「既調合しっくい塗り標準仕様書」により施工する場合に限る。
- ※ しっくい塗り施工後、補助金交付申請書兼実績報告書（要綱第1号様式の2）の提出時に、新潟県左官業協同組合が発行する「しっくい塗り施工証明書」を添付してください。発行料金は、施工業者が新潟県左官業協同組合組合員の場合は2千円、非組合員の場合は5千円です（平成29年4月1日現在）。

「既調合しっくい塗り標準仕様書」に沿った施工をする場合に限る。

7 糸魚川市内で再建できない理由

該当する理由に○印を記入すること。「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記入すること。

| 番号に○ | 理由 |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="radio"/> 1 | 復興に伴う区画整理等で転居を余儀なくされた。 |
| <input type="radio"/> 2 | 被災に伴う転職で転居を余儀なくされた。 |
| <input type="radio"/> 3 | 高齢、健康状況等の理由で、親族との同居または隣接居住が必要となった。 |
| <input type="radio"/> 4 | その他：（ ）にやむを得ない理由を具体的に記入すること。 （ ） |

- ※ 新潟県外で再建する場合は、事業の対象とはなりません。

住宅地図等の建築場所のわかる地図

8 添付書類

- ① 糸魚川市が発行した「り災証明書」
- ② 住宅建築予定地を表示した地図
- ③ 建築確認済証、または、契約書の写し（いずれも表紙のみで可）
- ④ その他 4または5の加算に該当する場合は、それぞれ必要となる書類。

記載例

申 込 書

届出日は、建築期間の前後どちらでも構いません。

平成 29 年 10 月 2 日

ふるさとの木の家づくり振興協議会長 様

申請者 (施 主)

住 所 糸魚川市●●●1丁目2番5号
 氏 名 ● ● ● ● ● ● 印
 電 話 番 号 025 - 552 - 1511

下記のとおり、「いといがわ木の香る家・店づくり促進事業」(糸魚川市駅北大火被災者再建支援) について申し込みます。

| | |
|--------------------|---|
| 1 建物の用途 | 住宅 ・ 共同住宅 ・ 店舗 ・ 事業所 |
| 2 建築予定期間 | 平成 29 年 10 月 1 日 ~ 平成 30 年 1 月 31 日 |
| 3 建築予定地 | 糸魚川市 糸魚川市●●●1丁目2番5号 |
| 4 建築業者名 | ●●工務店 電話番号 553 - ●●●● |
| 5 建築業者住所 | 糸魚川市●●●2丁目3番4 TEL (553) ●●●● |
| 6 納材予定時期 | 平成 29 年 10 月 15 日 |
| 7 糸魚川産木材使用量・購入予定価格 | 糸魚川産木材予定使用量 20,0000 m ³ 糸魚川産木材購入予定価格 2,500,000 円 (消費税別) |
| 8 採択条件の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、建築見学会等の場として提供します。 ・ 糸魚川産木材をPRする広告掲載・パンフレット等への使用、のぼり旗等の設置について、同意します。 |
| 9 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ① り災証明書 (写し可) ② 位置図 ③ 建物平面図 ④ 建築確認通知書 (写) または契約書 (写) ⑤ 「店づくり」の場合は、備品見積書 |

- ・ ①~④は必ず添付してください。
- ・ ⑤は、店舗・事業所で糸魚川産木材を使ったテーブル等の備品を購入した際に添付してください。(写し可)

| <p>制度の名称</p> | <p>6 被災者生活再建支援制度（住宅再建加算支援金）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|-------|-------|--------|--|--|-------|----|----|----|------|-------|-------|------|-------|----|-------|------|--------|
| <p>制度の内容 補助の条件</p> | <p>被災者生活再建支援法に基づき、「住宅の建設(建替)または購入」、「被災住宅の補修」、「賃借」の3つの再建方法をとった場合に、住宅の被害程度と世帯の区分により支給される【加算支援金】があります。</p> <p>1 加算支援金の支給額</p> <table border="1" data-bbox="464 734 1347 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">世帯構成</th> <th colspan="3">加算支援金</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>2人以上</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>単身</td> <td>150万円</td> <td>75万円</td> <td>37万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 申請に必要なもの</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金支給申請書 (2) 契約書の写し 例) ・「建設・購入」の場合・・・建物建築請負契約書、建物売買契約書 ・「補修」の場合・・・・・・建物修繕請負契約書 ・「賃借」の場合・・・・・・アパート賃貸借契約書</p> | 区分 | 世帯構成 | 加算支援金 | | | 建設・購入 | 補修 | 賃借 | 全壊 | 2人以上 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | 大規模半壊 | 単身 | 150万円 | 75万円 | 37万5千円 |
| 区分 | 世帯構成 | | | 加算支援金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 建設・購入 | 補修 | 賃借 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊 | 2人以上 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大規模半壊 | 単身 | 150万円 | 75万円 | 37万5千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>制度活用の メリット</p> | <p>住宅の再建を支援し、生活の安定を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>対象となる方</p> | <p>居住している住宅が、り災証明書のり災程度において「全壊」または、「大規模半壊」と認定された世帯</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>期 間</p> | <p>平成 32 年 1 月 21 日まで（災害発生の日から 37 か月間）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>お問 合 せ 先</p> | <p>糸魚川市 市民部 福祉事務所 電話 025-552-1511 内線 2175</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>制度の名称</p> | <p>7 住宅再建融資利子補給金</p> | | | | | | |
|------------------------|--|----|-----|----------|-------------------|-------|------------------|
| <p>制度の内容 補助の条件</p> | <p>市内で住宅（店舗併用住宅含む）の建設や補修を行うための資金の借入れに対する利子相当額を補助します。</p> <p>○対象となる金融機関 糸魚川市内にある金融機関（第四銀行、北越銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫、ひすい農業協同組合）又は住宅金融支援機構</p> <p>○再建融資の限度額</p> <table border="1" data-bbox="576 871 1378 1021"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の建設・購入</td> <td>1件当たり 11,000,000円</td> </tr> <tr> <td>住宅の補修</td> <td>1件当たり 5,900,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利子補給額 貸付利率の1%までを限度として、金融機関等に対して支払った利子相当額を補助します。</p> | 区分 | 限度額 | 住宅の建設・購入 | 1件当たり 11,000,000円 | 住宅の補修 | 1件当たり 5,900,000円 |
| 区分 | 限度額 | | | | | | |
| 住宅の建設・購入 | 1件当たり 11,000,000円 | | | | | | |
| 住宅の補修 | 1件当たり 5,900,000円 | | | | | | |
| <p>制度活用の メリット</p> | <p>住宅の建設や購入、補修の際の経済的負担を軽減し、生活の安定と早期の再建を図ります。</p> | | | | | | |
| <p>対象となる方</p> | <p>以下のすべての要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①り災証明書の発行を受けた方又は被災時に同一世帯の方 ②糸魚川市に住所を有する方 ③平成31年12月30日までに再建資金の融資を受けた方 ④市税を滞納していない方 | | | | | | |
| <p>期 間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間は融資を受けられてから、1か月以内（※平成28年12月22日の大火発生以後、すでに住宅再建のために借り入れた融資も適用になります。） ・利子補給の期間は、再建融資を受けた日から5年間 | | | | | | |
| <p>お問合せ先</p> | <p>糸魚川市 産業部 建設課 建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375～2377</p> | | | | | | |

様式第1号（第7条関係）

糸魚川市駅北大火住宅再建融資利子補給承認申請書

平成**29**年 ○○月 ○○日

糸魚川市長 様

(申請者)

住所 **糸魚川市一の宮1-2-5**氏名 **糸魚川 太郎** ㊟電話番号 **025-552-1511**

糸魚川市駅北大火住宅再建融資利子補給金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 被災住宅所在地 糸魚川市 **本町○○番○○号**
- 2 復興住宅所在地 糸魚川市 **本町○○番○○号**
- 3 復興住宅の区分 新築 ・ 購入 ・ 補修
- 4 添付書類
 - (1) 金融機関等との金銭消費貸借契約書の写し
 - (2) 償還予定表の写し
 - (3) 罹災証明書
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第1号（第8条関係）

駅北地区現状変更行為届出書

年 月 日

糸魚川市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

糸魚川市駅北地区街なみ環境整備要綱第8条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 行為者 _____

2 工事場所 _____

3 工事の内答（該当する記号に○印）

(1) 住宅等の新築、改築、移転又は除却

(2) 住宅等の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩若しくは材質の変更

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 樹木の伐採（著しく外観の変更を伴うものに限る。）

(5) その他（ _____ ）

4 工事予定期間

着工 年 月 日

完成 年 月 日

添付書類

- ・設計図書
- ・着工前写真
- ・その他市長が必要と認める書類

色彩計画表

| 推奨色彩 | マンセル値 | | |
|------|------------------------|--------|-------|
| | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 黒系 | 全て | 0~2 | 0~1 |
| | | 0~3 | 0 |
| 茶系 | 7.5R~ 10R | 0~4 | 0~4 |
| | 0.1YR~ 7.5YR | 0~5 | 0~5 |
| | 7.6YR~ 10YR | 0~4 | 0~4 |
| | 0.1Y~ 2.5Y | 0~2 | 0~4 |
| 白系 | 2.5YR~ 10YR | 9~10 | 0~1 |
| | 0.1Y~ 10Y | 8~10 | 0~2 |
| | 0.1GY~ 10YG | 8.5~10 | 0~1.5 |
| | 0.1G~ 5G | 9~10 | 0~1 |
| | 全て | 8.5~10 | 0 |
| 木肌 | 値なし(木そのものの色、木目調プリント推奨) | | |

⇒市記入欄

点線より右は市が記入する欄ですので、届出者または申請者は記入しないでください。

全体判定

適 ・ 不適

1. 建築(または改修)する箇所のみ色彩を記入してください。

| 部位 | 基本色 | マンセル値 | | |
|--------|------------|-------|----|----|
| | | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 瓦屋根1 | 黒・銀黒・いぶし銀 | - | - | - |
| 瓦屋根2 | 黒・銀黒・いぶし銀 | - | - | - |
| 板金屋根1 | 白・黒・茶 | | | |
| 板金屋根2 | 白・黒・茶 | | | |
| ひさし1 | 白・黒・茶 | | | |
| ひさし2 | 白・黒・茶 | | | |
| 外壁1 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| 外壁2 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| 外壁3 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| ガラス | 透明(型板含む)・白 | - | - | - |
| 開口部1 | 黒・茶・木肌 | | | |
| 開口部2 | 黒・茶・木肌 | | | |
| 開口部3 | 黒・茶・木肌 | | | |
| 開口部4 | 黒・茶・木肌 | | | |
| 開口部5 | 黒・茶・木肌 | | | |
| シャッター1 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| シャッター2 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| 面格子1 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| 面格子2 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| 工作物1 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| 工作物2 | 白・黒・茶・木肌 | | | |
| | | | | |
| | | | | |

判定

適 ・ 不適

2. 建築(または改修)する箇所で、アクセントカラー(基本色以外の色)を使用する場合に記入してください。

| アクセントカラー | ① アクセント カラー見 付面積 | ② 見付面積 (基礎を除 く) | =②/① (0.1以下で あること) |
|----------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 北 | | | |
| 東 | | | |
| 南 | | | |
| 西 | | | |

判定

適 ・ 不適

適 ・ 不適

適 ・ 不適

適 ・ 不適

平成 年 月 日

糸魚川市長 米田 徹 様

住所
申請者
氏名

㊟

補助金等交付申請書

糸魚川市駅北大火被災者支援関連補助金の交付を受けたいので、糸魚川市補助金等交付規則の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本事業の申込みに必要な事項として、市税納税状況について、当該事業の所管課職員が調査を行うことに同意します。

記

1 交付申請補助事業 (算出基礎は別紙のとおり)

| | チェック | 補助事業名称 |
|-----|------|---------------------------------|
| 1-① | | 糸魚川市街なみ環境整備事業【重点地域】景観(位置・屋根・外壁) |
| 1-② | | 【重点地域】景観(開口部) |
| 1-③ | | 【本町通り】景観(開口部) |
| 1-④ | | 【本町通り】雁木 |
| 2-① | | 糸魚川市建築物不燃化促進【重点地域】 |
| 2-② | | 【本町通り】 |
| 3 | | 地元事業者利用促進事業 |

2 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 課税事業者となっており、消費税仕入控除税額が確定しているため、補助事業に要する経費から消費税仕入控除税額を減額した。
- (2) 課税事業者となっていないため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
- (3) 消費税仕入控除税額が確定していないため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
- (4) 簡易課税事業者となっているため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。

(注) (1)、(2)、(3)、(4)のいずれかに○を付けること。

3 補助事業等の完了予定年月日

平成 年 月 日

4 添付書類

別紙2 補助事業別添付書類一覧表による

5 補助金等の交付先

金融機関 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

6 その他

(1) 建築場所 _____

(2) 建築確認の申請予定日と提出先予定 平成 年 月 日

(3) 住宅及び店舗完了引渡し年月日 平成 年 月 日

※暴力団員等ではないことの誓約
私又は私が代表を務める団体等の役員は、糸魚川市補助金等交付規則第4条第3項に規定する暴力団員等ではありません。

_____ 以下は記入しないでください _____

このように決定してよろしいでしょうか。

可 ・ 否

| 副市長 | 部長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 |
|-----|----|----|------|----|---|
| | | | | | |

別紙1 算出基礎表

| 該当の有無 | 補助事業名称 | | 交付申請額 | 同左算出基礎 |
|-------|----------------|-------------|-----------------|---|
| | 糸魚川市街なみ環境整備事業 | | | |
| | ① | 重点地域 | 景観(建物の配置・屋根・外壁) | 補助対象経費 (上限40万円) |
| | ② | 重点地域 | 景観(開口部) | 補助対象経費 (上限10万円) |
| | ③ | 本町通り | 景観(開口部) | 補助対象経費 (上限10万円) |
| | ④ | | 雁木整備 | 「整備費×補助率」又は「補助単価×整備延長」の何れか低い金額 【事業所】補助率90%・補助単価263,000円/m 【住宅】補助率95%・補助単価278,000円/m 整備費 _____ 円× _____ % 又は 整備延長 _____ m× _____ 円 のいずれか低い方の額 |
| | 糸魚川市建築物不燃化促進事業 | | | |
| | ① | 重点地域 | | 補助対象経費 (上限30万円) |
| | ② | 本町通り | | 補助対象床面積 1階 _____ m ² 2階 _____ m ² 3階 _____ m ² 合計 _____ m ² (補助金額は下段算出基礎表のとおり) |
| | | | | □私は、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者ではありません。 |
| | 3 | 地元事業者利用促進事業 | | 建物1棟につき10万円(取組みに応じて各10万円の加算あり) □地元事業者利用(基本) □ふるさと越後の家づくり復興支援事業を併用(加算) □上記1糸魚川市街なみ環境整備事業に取組む(加算) □上記2糸魚川市建築物不燃化促進事業に取組む(加算) |
| 合計 | | | | 申請合計 _____ 件 |

2-② 糸魚川市建築物不燃化促進事業(本町通り) 算出基礎表

| 面積区分 | 助成額 |
|-----------|-----------|
| 0 ~ 5 | 0 |
| 5 ~ 10 | 75,000 |
| 10 ~ 15 | 151,000 |
| 15 ~ 20 | 226,000 |
| 20 ~ 25 | 302,000 |
| 25 ~ 30 | 377,000 |
| 30 ~ 35 | 453,000 |
| 35 ~ 40 | 528,000 |
| 40 ~ 45 | 604,000 |
| 45 ~ 50 | 679,000 |
| 50 ~ 60 | 755,000 |
| 60 ~ 70 | 906,000 |
| 70 ~ 80 | 1,057,000 |
| 80 ~ 90 | 1,208,000 |
| 90 ~ 100 | 1,359,000 |
| 100 ~ 110 | 1,510,000 |
| 110 ~ 120 | 1,661,000 |

| 面積区分 | 助成額 |
|-----------|-----------|
| 120 ~ 130 | 1,812,000 |
| 130 ~ 140 | 1,963,000 |
| 140 ~ 150 | 2,114,000 |
| 150 ~ 160 | 2,265,000 |
| 160 ~ 170 | 2,416,000 |
| 170 ~ 175 | 2,567,000 |
| 175 ~ 180 | 2,642,000 |
| 180 ~ 200 | 2,680,000 |
| 200 ~ 220 | 2,831,000 |
| 220 ~ 240 | 2,982,000 |
| 240 ~ 260 | 3,133,000 |
| 260 ~ 280 | 3,284,000 |
| 280 ~ 300 | 3,435,000 |
| 300 ~ 320 | 3,586,000 |
| 320 ~ 340 | 3,737,000 |
| 340 ~ 360 | 3,888,000 |
| 360 ~ 380 | 4,039,000 |

| 面積区分 | 助成額 |
|-------------|-----------|
| 380 ~ 400 | 4,190,000 |
| 400 ~ 420 | 4,341,000 |
| 420 ~ 440 | 4,492,000 |
| 440 ~ 460 | 4,643,000 |
| 460 ~ 480 | 4,794,000 |
| 480 ~ 500 | 4,945,000 |
| 500 ~ 550 | 5,096,000 |
| 550 ~ 600 | 5,322,000 |
| 600 ~ 650 | 5,549,000 |
| 650 ~ 700 | 5,775,000 |
| 700 ~ 750 | 6,002,000 |
| 750 ~ 800 | 6,228,000 |
| 800 ~ 850 | 6,455,000 |
| 850 ~ 900 | 6,681,000 |
| 900 ~ 950 | 6,908,000 |
| 950 ~ 1,000 | 7,134,000 |
| 1,000 ~ | 7,361,000 |

別紙2 補助事業別添付書類一覧表

| 補助事業名称 | 区 | 分 | 確認 | 添付書類 |
|----------------------------------|------|----------------------------|--------------------------|---|
| 1-① 糸魚川市 街なみ環境 整備事業 | 重点地域 | 景観 (配置) (屋根) (外壁) | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 求積図(屋根面積) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 外部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 配置図(1/200) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 立面図(1/100) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 屋根状図(1/100) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 色彩計画表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 材料仕様書(外壁材の大臣認証のコピー) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 9 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 10 見積書 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 11 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 1-② 糸魚川市 街なみ環境 整備事業 | 重点地域 | 景観 (面格子) | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 配置図(1/200) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 立面図(1/100) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 色彩計画表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 材料仕様書(面格子の寸法、材質がわかる資料) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 見積書 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 1-③ 糸魚川市 街なみ環境 整備事業 | 本町通り | 景観 (面格子) | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 配置図(1/200) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 立面図(1/100 対象箇所を示すこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 色彩計画表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 材料仕様書(面格子の寸法、材質がわかる資料) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 見積書 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 1-④ 糸魚川市 街なみ環境 整備事業 | 本町通り | 雁木 | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 外部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 内部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 配置図(1/200) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 平面図(1/100 軒の出、雁木の長さを記載のこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 断面図 (1/100 雁木部分のみ・天井の高さ、有効通路幅を記載のこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 見積書 |
| 2-① 糸魚川市 建築物不燃化 促進事業 | 重点地域 | | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 求積図(外壁と軒裏で延焼の恐れのある部分以外の面積) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 外部仕上表(外壁と軒裏の防火構造仕様の記載) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 配置図 (1/200 外壁と軒裏の延焼に恐れのある部分以外の部分) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 平面図 (1/100 外壁と軒裏の延焼に恐れのある部分以外の部分) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 立面図 (1/100 外壁と軒裏の延焼に恐れのある部分以外の部分) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 見積書 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 9 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 2-② 糸魚川市 建築物不燃化 促進事業 | 本町通り | | <input type="checkbox"/> | 1 案内図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 求積図(1階から3階までの床面積とその合計) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 外部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 4 内部仕上表 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 5 配置図 (1/200 本町通りから2.4m、12mの線を記載のこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 6 平面図(1/100) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 7 立面図(1/100 2面以上、高さ5mの線を記載のこと) |
| | | | <input type="checkbox"/> | 8 現況写真 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 9 現在事項全部証明書(法人のみ) ※法務局発行 |
| 3 糸魚川市駅北大火 地元事業者 利用促進事業 | | | <input type="checkbox"/> | 1 位置図 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 2 見積書 |
| | | | <input type="checkbox"/> | 3 被災証明書又は罹災証明書 |

平成 年度ふるさと越後の家づくり復興支援事業申込書

平成 年 月 日

地域振興局長 様

| | | | | | |
|-----|---------------|------|------|------|--|
| 申込者 | 申請者 (施工業者) | 住所 | 〒 | | |
| | | 名称 | 印 | | |
| | | 代表者名 | | | |
| | | TEL | | 担当者名 | |
| | 連名者 (建築主) | 所在地 | 〒 | | |
| | | 名称 | 印 | | |
| TEL | | | 担当者名 | | |

ふるさと越後の家づくり復興支援事業実施要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。また、同要領第5条3の基準に適合した居住用住宅、共同住宅、店舗、事業所を再建することを誓約します。

記

1 建築の概要 (被災した時点で所有していた建築物の再建が対象)

| | | | | |
|-----------------------|-------------------|--------------------------------|--|--|
| 1 建築物種類 | 居住用住宅 共同住宅 店舗 事業所 | *該当するものに○印のこと。 | | |
| 2 建築場所 ※1 | | | | |
| 3 延床面積 | | m ² | A | |
| 4 越後杉ブランド認証材使用量 (予定量) | | m ³ | B | |
| | | m ³ /m ² | (B/A=0.09 m ³ /m ² 以上) | |
| 5 納材予定日 | 平成 年 月 日 | 納材者 | | |

※1 糸魚川市以外に再建する場合は、7「糸魚川市内に再建できない理由」に該当する理由を記入して下さい。

2 他事業との併用申請予定の有無

有・無

※いずれかに○印をし、有の場合は事業名を記載のこと。

3 予定補助金額と予定負担額の比較

越後杉ブランド認証材 県産瓦加算

万円 + 万円

+ 万円 + 万円 = 万円

住宅等建築費用 万円 - 火災保険等受領額* 万円 = 万円

*見込みも含む

※②が①より少ない場合は、②が補助上限額となります。

注 越後杉ブランド認証材使用量及び加算の申告に当って

- ・実績報告の際、申込み時に比べ補助及び加算基準が上回った場合でも、補助金額は増額しません。
- ・実績報告の際、申込み時に比べ補助及び加算基準を下回った場合は、補助金額を減額します。

4 県産瓦加算の有無

有 ・ 無

※いずれかに○印のこと。

| | | | | | |
|--------------|------------------|------------------------|------------------------|------------------|----------------------------------|
| 県産瓦屋根面積(加算額) | 100㎡未満 (24万円) | 100㎡以上166㎡未満 (30万円) | 166㎡以上200㎡未満 (40万円) | 200㎡以上 (50万円) | ※該当する箇所に○印のこと。 県産瓦を施工する面積に限る。 |
|--------------|------------------|------------------------|------------------------|------------------|----------------------------------|

※ 県産瓦加算を希望する場合は、屋根施工面積のわかる書類を添付のこと。

※ 瓦の代金が加算額を下回る場合は、その額を限度とする。

5 県産畳加算の有無

有 ・ 無

※いずれかに○印のこと。

| | | | | | | | |
|----------------------|------------------|---|----|---|---|----------|---|
| 県産畳 施工面積 (加算額) | 4.5畳当たり (2万円) | × | 部屋 | = | (| 畳 万円) | ※該当する部屋数を記載し、 施工面積と加算額の合計を 計算すること。 上限額は10万円 |
| | 6畳当たり (3万円) | × | 部屋 | = | (| 畳 万円) | |
| | 8畳当たり (4万円) | × | 部屋 | = | (| 畳 万円) | 施工面積 合計 |
| | 10畳当たり (5万円) | × | 部屋 | = | (| 畳 万円) | 畳 加算額 合計 |

※ 県産畳加算を希望する場合は、畳施工面積のわかる書類を添付のこと。

6 しっくい塗り加算の有無

有 ・ 無

※いずれかに○印のこと。

| | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|---|
| しっくい塗り 施工面積 (加算額) | 20㎡以上 40㎡未満 (5万円) | 40㎡以上 60㎡未満 (11万円) | 60㎡以上 80㎡未満 (14万円) | 80㎡以上 (19万円) | ※該当する箇所に○印のこと。 しっくい塗りを施工する面積 に限る。 |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|---|

※ しっくい塗り加算は「既調合しっくい塗り標準仕様書」により施工する場合に限る。

※ しっくい塗り施工後、補助金交付申請書兼実績報告書(要綱第1号様式の2)の提出時に、新潟県左官業協同組合が発行する「しっくい塗り施工証明書」を添付してください。発行料金は、施工業者が新潟県左官業協同組合組合員の場合は2千円、非組合員の場合は5千円です(平成29年4月1日現在)。

7 糸魚川市内で再建できない理由

該当する理由に○印を記入すること。「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記入すること。

| 番号に○ | 理 由 |
|------|--------------------------------------|
| 1 | 復興に伴う区画整理等で転居を余儀なくされた。 |
| 2 | 被災に伴う転職で転居を余儀なくされた。 |
| 3 | 高齢、健康状況等の理由で、親族との同居または隣接居住が必要となった。 |
| 4 | その他：() にやむを得ない理由を具体的に記入すること。 () |

※ 新潟県外で再建する場合は、事業の対象とはなりません。

8 添付書類

- ① 糸魚川市が発行した「り災証明書」
- ② 住宅建築予定地を表示した地図
- ③ 建築確認済証、または、契約書の写し(いずれも表紙のみで可)
- ④ その他 4または5の加算に該当する場合は、それぞれ必要となる書類。

申 込 書

平成 年 月 日

ふるさとの木の家づくり振興協議会長 様

申請者 (施 主)

住 所

氏 名

Ⓔ

電 話 番 号

下記のとおり、「いといがわ木の香る家・店づくり促進事業」(糸魚川市駅北大火被災者再建支援) について申し込みます。

| | |
|--------------------|--|
| 1 建物の用途 | 住宅 ・ 共同住宅 ・ 店舗 ・ 事業所 |
| 2 建築予定期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 3 建築予定地 | 糸魚川市 |
| 4 建築業者名 | 電話番号 |
| 5 建築業者住所 | 糸魚川市 TEL () |
| 6 納材予定時期 | 平成 年 月 日 |
| 7 糸魚川産木材使用量・購入予定価格 | 糸魚川産木材予定使用量 m ³ 糸魚川産木材購入予定価格 円 (消費税別) |
| 8 採択条件の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、建築見学会等の場として提供します。 ・ 糸魚川産木材をPRする広告掲載・パンフレット等への使用、のぼり旗等の設置について、同意します。 |
| 9 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 災証明書 (写し可) ② 位置図 ③ 建物平面図 ④ 建築確認通知書 (写) または契約書 (写) ⑤ 「店づくり」の場合は、備品見積書 |

被災者生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

被災者生活再建支援法人
公益財団法人 都道府県会館理事長 殿

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

| |
|---------|
| 支 給 番 号 |
| |

〔世帯主以外の方が申請する場合はその理由：〕

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名

| | | |
|--|------|--|
| | よみがな | |
|--|------|--|

③被災した住宅の住所

| |
|---|
| 〒 |
|---|

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

| | |
|-----------|-----|
| 現 在 の 住 所 | 〒 |
| 電 話 番 号 | () |

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

| 金 融 機 関 名 | 支 店 名 等 | 種 別 | 口 座 番 号 |
|-----------|---------|-----------|---------|
| | | 普通・当座・その他 | |
| ゆうちょ銀行 | 記号 | 番号 | |

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい（被災日：平成 年 月 日）

| | |
|---|------------------------|
| 被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難) | 〔半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：〕 |
|---|------------------------|

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

| 区 分 | 今回申請(A) | | 受給済(B) | | 備考(添付書面等) |
|-------------|---------|--------|--------|--------|--------------------------------|
| | 複数世帯 | 単数世帯 | 複数世帯 | 単数世帯 | |
| 全壊 | 100万円 | 75万円 | | | 住民票 預金通帳の写し 罹災証明書 その他() |
| 解体(半壊・敷地被害) | 100万円 | 75万円 | | | |
| 長期避難 | 100万円 | 75万円 | | | |
| 大規模半壊 | 50万円 | 37.5万円 | 50万円 | 37.5万円 | |
| | | | | | 申請額(A-B) : _____ 万円 |

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

| 区 分 | 今回申請(C) | | 受給済(D) | | 備考(添付書面等) |
|--------------------|---------|--------|--------|------|------------------|
| | 複数世帯 | 単数世帯 | 複数世帯 | 単数世帯 | |
| 建設・購入 | 200万円 | 150万円 | | | 契約書の写し その他() |
| 補修 | 100万円 | 75万円 | | | |
| 賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く | 50万円 | 37.5万円 | | | |
| | | | | | |

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。
 注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

| |
|-------------------------|
| 市区町村役場記入欄 |
| (災害名) _____ _____ |

様式第1号（第7条関係）

糸魚川市駅北大火住宅再建融資利子補給承認申請書

年 月 日

糸魚川市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

㊟

糸魚川市駅北大火住宅再建融資利子補給金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 被災住宅所在地 糸魚川市
- 2 復興住宅所在地 糸魚川市
- 3 復興住宅の区分 新築 ・ 購入 ・ 補修
- 4 添付書類
 - (1) 金融機関等との金銭消費貸借契約書の写し
 - (2) 償還予定表の写し
 - (3) 罹災証明書
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

住宅等の再建等にかかる固定資産税等の減額制度について

平成29年 9月25日、26日

糸 魚 川 市

■ 固定資産税・都市計画税（市税）

| 区 分 | 内 容 | 担当 |
|------|---|---|
| 土 地 | <p>住宅が建っていた敷地（住宅用地）は、被災して住宅がなくなっても、平成29年度及び平成30年度は住宅用地の特例が継続します。既に対象の皆様の手続は完了しています。</p> <p>（課税標準額の減額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200㎡まで 固定資産税 1/6 都市計画税1/3 ・ 200㎡を超え住宅の延床面積の10倍までの面積 固定資産税 1/3 都市計画税2/3 | 糸魚川市役所 市民部 市民課 固定資産税係 電話番号 025-552-1511 （代表） |
| 建 物 | <p>被災した建物の代替えの建物を平成33年 3月30日までに新たに取得（再建築・購入）した場合は、翌年度から4年度分の税額が1/2となります。</p> <p>※ 被災した建物の延床面積に相当する面積が、代替え建物の減額特例の対象上限面積です。</p> | |
| 償却資産 | <p>被災した償却資産の代替えの償却資産を平成33年 3月30日までに新たに取得した場合は、翌年度から4年度分の税額が1/2となります。</p> | |

◎ 建物及び償却資産の減額適用条件は、次のとおりです。

- 人的条件
 - ・ 被災資産の所有者（個人又は法人）
 - ・ 被災資産の所有者が個人で、相続があったときにおけるその相続人
 - ・ 被災資産の所有者が個人で、その者と同居するその者の三親等内（配偶者・子・孫等）の親族
- 区域的条件
 - ・ 代替資産の設置場所は、糸魚川市内に限ります。（被災範囲以外でも糸魚川市内であれば適用となりますが、市外の場合は適用になりません。）

■ 不動産取得税（県税）

被災した建物の代替えの建物を一定期間（住宅は5年、非住宅は3年以内）に新たに取得した場合は、その建物の税額から被災した建物の評価額相当額に応じて算定した額が減免されます。

担当
〒941-0052 上越市本城町5番6号
新潟県上越地域振興局 県税部 課税課
電話番号 025-526-9305（直通）

■ 登録免許税（国税）

被災した建物の代替えの建物を新たに取得した場合で、建物の所有権保存登記をする際の登録免許税が免除されます。所有権保存登記とは、その建物がどなたの所有かを法務局へ登録するものです。

担当
〒941-0058 糸魚川市寺町2丁目8番30号
新潟地方法務局 糸魚川支局
電話番号 025-552-0356（代表）

■ 所得税（国税）

土地・建物等を売買した場合の譲渡所得について、各種の控除等があります。

※例 居住用財産の譲渡（3,000万円控除）

道路用地として土地・建物等を糸魚川市へ譲渡（5,000万円控除）

■ 印紙税（国税）

被災した建物の代替えの建物を新たに取得する場合において、被災者が作成する「建物の請負に関する契約書」及び「不動産の譲渡に関する契約書」の印紙税が非課税となります。

（所得税・印紙税）担当
〒941-8611 糸魚川市東寺町1丁目3番40号
糸魚川税務署
電話番号 025-552-0381（代表）
※ 税務署での面接相談は事前予約が必要です

～ 市役所市民部市民課固定資産税係の窓口で面接相談を行っています。
ご不明な点等があればお気軽にお越しください。～

いま、あなたのチカラをここに…

駅北復興！ まちづくりカフェ3

にぎわいの回遊づくりについて考えてみよう♪

会場

ヒスイ王国館2階

日程

10月12日（木）
19時～21時

内容

市では駅北復興の一つとして「にぎわいの回遊の拠点」を関係者皆様と一緒に考えていきたいと思っています。

- ・回遊の拠点となる施設探し
- ・回遊のコンセプトづくり、にぎわいのイメージづくり
- ・拠点活用方法のアイデア出し
- ・アイデアの実現方法・・・など

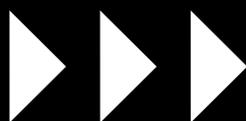
■ Point ! ■

どなたでも参加
できます

■ Point ! ■

平成30年3月
末迄に3回開催

ご連絡先



市役所内定住促進課 地域振興係
Tel 552-1511 内 2423
Fax 552-8955
teijuu@city.itoigawa.lg.jp